

御道筋



裕仁良子女王ト結婚ス
ルノ儀謹テ
勅許ヲ仰ク
大正十一年六月二十日
裕仁

昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展示図録

摂政宮と関東大震災

宮内庁の記録から

一臨時出生事務委員会取扱係事務野上君

宮内省	食券 五錢	東京府
宮内省	食券 五錢	東京府
宮内省	食券 五錢	東京府
宮内省	食券 五錢	東京府

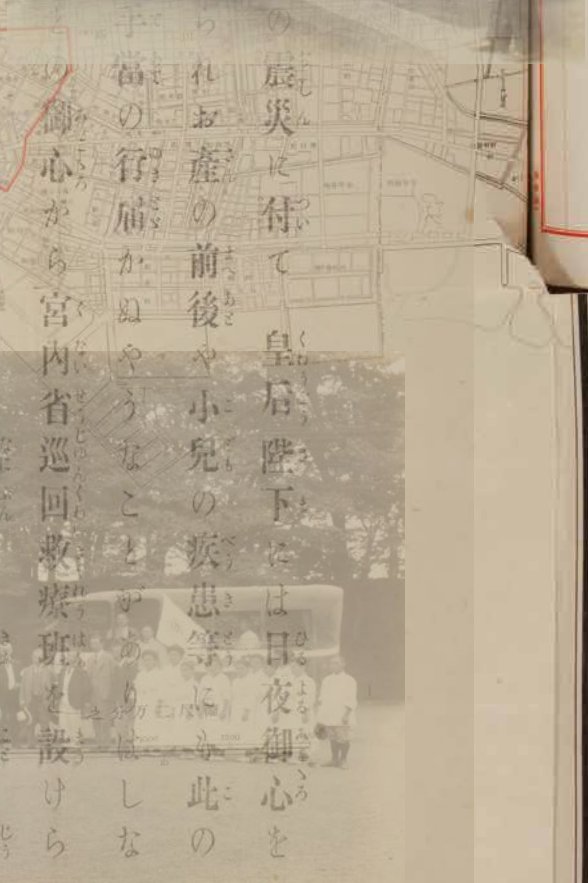
御名 裕仁
攝政名 嘉仁 裕仁

朕震災ニ基ク特別ノ事情因リ皇室會計令中特例ヲ設クルトシ得ル恩ヒます件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

巡回救療班は朝から晩まで自動車で市内を巡回して一切無料で診察も上お薬もあ

小児科と産科婦人科とを主とし内科や外科の患者も取扱ひます

の震災に付て皇后陛下には日夜御心を
られお産の前後や小児の疾患等にも此の
手届の行届かぬやうなことがありはしな
の御心から宮内省巡回救療班を設けら
れることとなつたのです何分にも急な事で充
来ませぬが成るだけ親切にお世



破壊的、激烈ナル大地震

平成二十五年九月一日(日) ～ 十二月一日(日)

攝政宮殿下 御無事

御異状アラセウシス

親保邨 内陸

震害地御巡視

結婚式ハ此ノ際之ヲ行フニ忍ビス

帝都の被無事ヲ被吹せむ

攝政宮と関東大震災

宮内庁の記録から

昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展示図録

目次

「ごあいさつ」	3
解説編	
第一章 震災発生	5
第二章 被災地御視察	9
第三章 救恤・恩賜	19
第四章 宮内省の動向	25
第五章 儀式と震災	35
第六章 復興記念	41
論考編	
横浜市の復興と昭和天皇の行幸	
—横浜市史資料室所蔵『昭和四年 天皇行幸写真帖』 を中心に—	
吉田律人	50
摂政宮と関東大震災への対応	
—宮内省公文書類の記録からたどる—	
辻岡健志	54
「巡療日誌」からみる宮内省巡回救療班の活動	
—第一班を中心に—	
宮間純一	59
昭和天皇記念館	65
宮内公文書館	66
展示資料目録	68
主要参考文献一覧	69

凡例

- 一、本図録は、平成二十五年（二〇一三）九月一日（日）から十二月一日（日）までを会期とする昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展「摂政宮と関東大震災―宮内庁の記録から―」の解説図録である。
- 一、本展示会は、宮内公文書館が企画し、昭和天皇記念館展示室にて開催した。
- 一、本図録中に掲載・引用した資料のうち、所蔵先を示していないものはすべて宮内公文書館の所蔵資料である。
- 一、本図録中において、宮内公文書館所蔵資料については、原則として文書を作成・取得した部局名を簿冊名の直前に記載した。ただし、部局名が判明しないものは記載しなかった。
- 一、本文中の積文・引用文に付された読点・ルビ・カッコ内の注記は、執筆者が付したものである。また、旧字・異体字は適宜常用漢字に改めた。
- 一、本図録に掲載した資料の写真は、協力機関・協力者からご提供いただいたもの及び宮内公文書館の職員が撮影したものを除き、株式会社インフォーマージュが撮影したものである。
- 一、本図録の執筆は、署名原稿の他、左記の通り分担した。
豊田恵子（宮内公文書館公文書調査室）…第五・第六章
辻岡健志（同右）…第二・三章
宮間純一（同右）…第一・四章
- 一、本図録の編集・デザインは、宮間純一が行った。
- 一、論考編では、敬語表現を最小限に留めた。

本図録は、昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展「摂政宮と関東大震災―宮内庁の記録から―」に基づいて作成したものです。展示では、主に関東大震災発生後の摂政宮（のちの昭和天皇）の御動静を宮内庁宮内公文書館に伝わる記録から紐解きました。また、皇室の方々の思召を体^たして震災対策・被災者救援に奔走した宮内省職員^たの姿も取りあげました。

大正十二年（一九二三）九月一日に神奈川県相模湾北西部で発生した大地震は、火災・津波被害などを引き起こし、死者・行方不明者数が十万五千人を超える日本史上最大規模の災害となりました。当時、摂政のお立場にあった皇太子裕仁親王は、日光で御静養中の大正天皇に代わって、この大震災に対応されています。

発災後、摂政宮は宮城（皇居）から赤坂離宮広芝御茶屋へ避難され、翌日には余震が続く中、内閣総理大臣の親任式に臨まれました。また、東京府・神奈川県^たの被災地へ行啓されて悲惨な被害の実態を御自分で視察されています。九月後半には、貞明皇后も被災地の御視察を実施されました。皇后や皇太子が、直接被災地を見舞われるのは当時^たにあつては異例なことでした。以後も摂政宮は、復興へ向けて震災対策に尽力されました。

本展示の開始日である九月一日は、関東大震災からちょうど九十年を迎える日です。わが国が、東日本大震災からの復興に向けて取り組んでいる今日、本展示が過去の災害からの教訓を再確認する機会となり、貴重な記録を未来へ継承するための一助となれば幸いです。

平成二十五年九月

昭和天皇記念館

宮内庁宮内公文書館

第一章

震災発生



震災発生後の東京駅周辺（「関東大震災写真集」のうち）

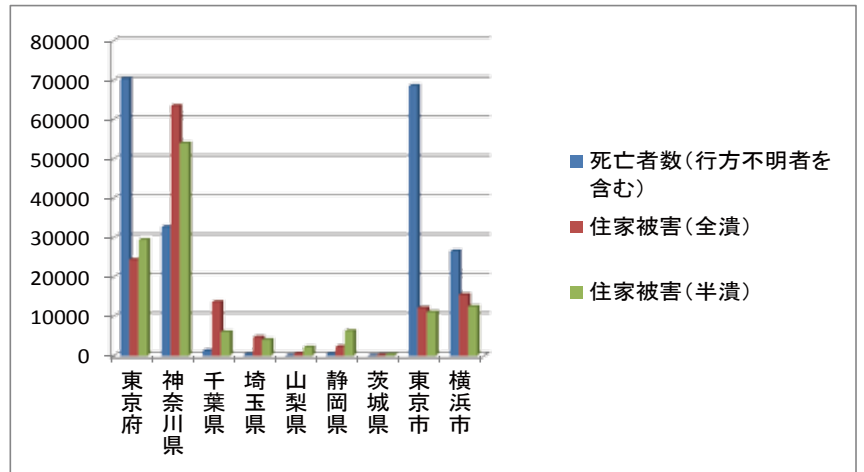
震災発生

地震の発生と被害

大正十二年（一九二三年）九月一日午前十一時五十八分三十二秒、神奈川県相模湾北西部を震源としてマグニチュード七・九の地震が発生した。この大地震は、家屋の倒壊・大規模火災・津波災害などを引き起こし、日本史上稀に見る大災害となった。のちに、関東大震災と称されるこの震災の被災範囲は、東京・神奈川・埼玉・千葉・山梨・静岡・茨城・長野・栃木・群馬の一府九県の広範囲に及んだ。

内務省社会局が編集した『大正震災志』によれば、一府六県（東京・神奈川・埼玉・千葉・山梨・静岡・茨城）の被災世帯は、六十九万四千六百二十一世帯、被災人口は三百四十四万四千八百九十八人とされる。最近の研究成果では、死者数（行方不明者を含む）は十五万人以上ののぼったとされ、全潰した住家は一府九県で十万九千七百十三軒を数えたと推定されている（図表1参照）。東京市と横浜市は、特に深刻な被害を受けた。

図表1 1府6県及び2市の死亡者数・住家被害一覧



※諸井孝文・武村雅之「関東地震（1923年9月1日）による被害要因別死者数の推定」ほかから作成。

害を受けた。死者の大半は、東京市と横浜市で発生しており、その合計数は、約九万五千人にも及ぶ。主な死因は火災であるが、家屋の倒壊による死者も一万人を超えた。東京で最も死亡者が多かった本所区は、人口約二十五万人のうち、約五万五千人が死亡。約五万六千世帯のうち約一万二千世帯が全潰し、約五万五千世帯が焼失している。

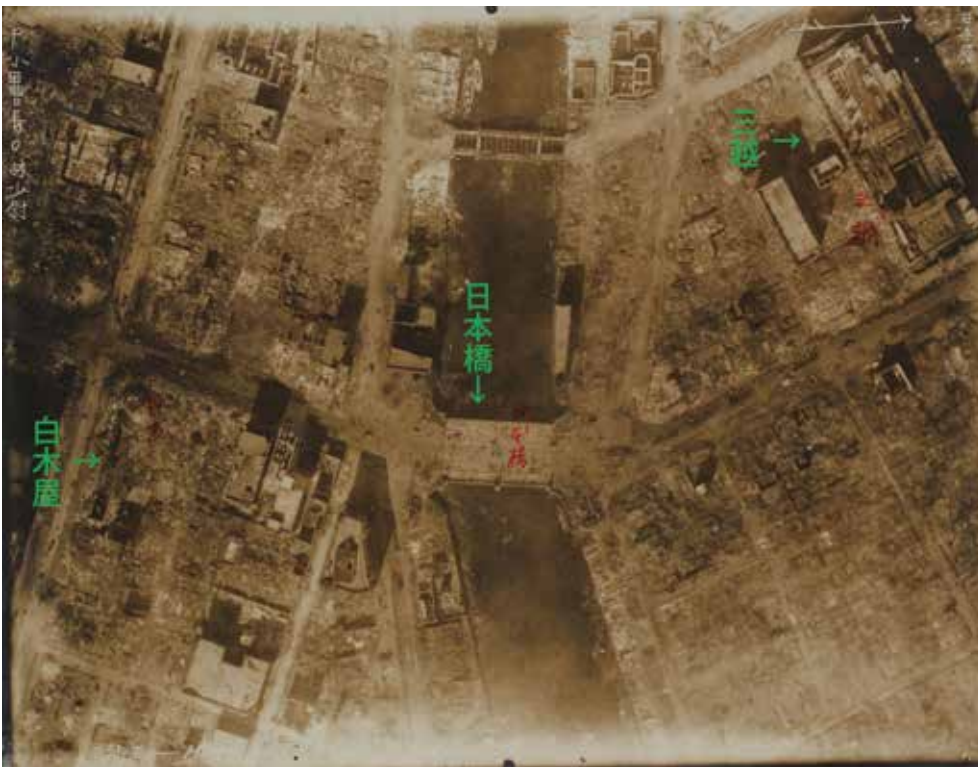


写真1 日本橋周辺の被災状況（「関東大震災写真集」のうち）

大正12年9月5日午前9時頃に高度1,000m地点から撮影された日本橋付近の航空写真。撮影したのは陸軍飛行第五大隊。操縦者は小田曹長、偵察者は林少尉。中央：日本橋、右上：三越呉服店、左下：白木屋呉服店。震災により三越は火災で焼け、白木屋は全潰した。

官庁では、内務・大蔵・文部・農商務省などの庁舎が焼け、東京帝国大学をはじめ明治大学・中央大学・日本大学・専修大学といった大学や小学校などの教育機関、日本銀行・松屋呉服店・神田明神・帝国劇場なども被害を受け、横浜でも横浜正金

銀行・市役所などが火災に遭った。被災した人びとは各地に避難し、震災当日の避難民は、丸の内方面だけで十二、三万人に及んだという。宮城前広場及び東京駅、東京市役所、日比谷公園付近などは避難民であふれかえっていた（『都史資料集成』）。

摂政官御避難

発災時、摂政のお立場にあった皇太子裕仁親王（のちの昭和天皇）は、宮城（皇居）に参内されていた。宮城にも大きな揺れが発生し、ほどなく「一円火ノ海ノ中ニ孤立スルノ状態」に陥ったという。摂政官は、すみやかに避難され、当時御滞留中であつた赤坂離宮へお戻りになった。この間、高輪の東宮御学問所は全焼し、東宮仮御所とされていた霞ヶ関離宮は「頗ル危険状態」にさらされ最終的に「御居住不可能」となった。



写真2 大正12年9月8日に気球から撮影された赤坂離宮
（「関東大震災写真集」のうち）

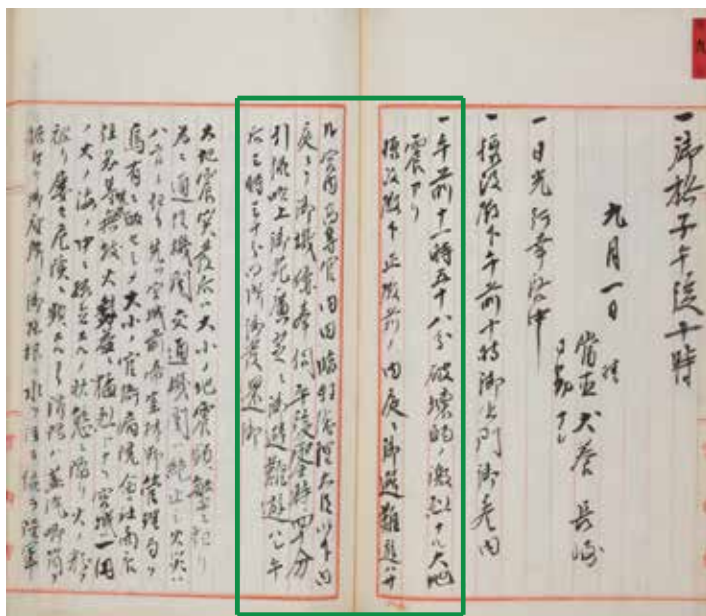


写真3 侍従職「日誌」大正12年9月1日条

宮内省侍従職で作成された事務日誌。摂政官は、宮殿正殿前の内庭に一時退避され、吹上御苑観瀑亭ふきあげぎょえんかんぱくていに移られたのち赤坂離宮へ還啓。内庭には、臨時兼任内閣総理大臣内田康哉かんけい かつらぎ以下が御無事を確認するため駆け付けた。

（緑枠線内積文）
一午前十一時五十八分、破壊的ノ激烈ナル大地震アリ、
摂政殿下正殿前ノ内庭ニ御避難遊ハサル、宮内高等官、内田臨時総理大臣以下内庭ニテ御機嫌奉伺、午後零時四十分引続吹上御苑広芝ニ御避難遊ハレ、午後三時三十分同所御発還御

赤坂離宮の御茶屋の平面図が描かれた「赤坂離宮各御茶屋平面図」9枚のうち広芝御茶屋の平面図。間取り・寸法の詳細が記載されている。

摂政官は、赤坂離宮へ還啓されたのち広芝御茶屋を仮のお住まいとされた。広芝御茶屋とその付近の外灯・電気が復旧したのは9月5日のことで、それまでは摂政官も蠟燭で過ごされていた。9月7日には、安全が確認された赤坂離宮に移られた。

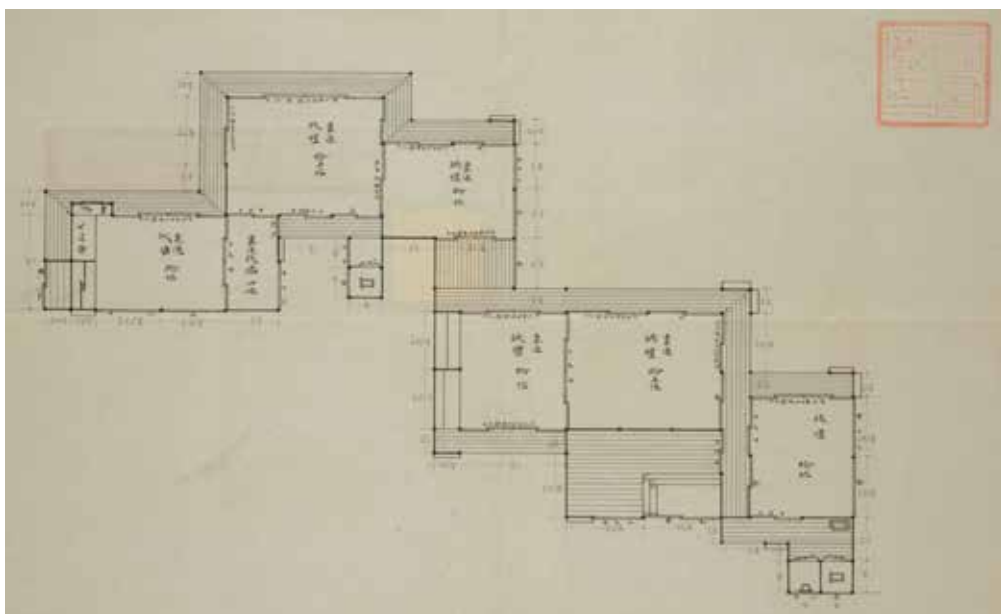


写真4 赤坂離宮広芝御茶屋平面図（「赤坂離宮各御茶屋平面図」のうち）

図表 2 摂政宮御動静（大正 12 年 9 月 1～3 日）

日	時	分	ご動静
1	11	0	宮城へ参内されるため赤坂離宮御出門
	11	58	震災発生、宮殿内庭へ御避難、内田臨時兼任内閣総理大臣・宮内高等官他御機嫌伺い
	12	40	吹上御苑観瀑亭へ御避難
	15	30	観瀑亭御発
	16	0	赤坂離宮広芝御茶屋御着
2	2	0	大正天皇への御報告のため甘露寺東宮侍従を日光へ御差遣(11時着)
	—	—	水野内務大臣・後藤警保局長他状況報告のため参殿
	—	—	内田臨時兼任内閣総理大臣戒厳令及び徴発令の件に付御裁可を仰ぐ、同日御裁可
	—	—	牧野宮内大臣震災対策などについて言上
	18	0	山本権兵衛参殿
	20	0	山本内閣親任式
3	—	—	臨時災害救護事務局官制御裁可・公布
	—	—	雍仁親王(秩父宮)広芝御茶屋に御泊、邦憲王(賀陽宮)御来訪
	—	—	甘露寺東宮侍従日光より戻る
	—	—	田中陸軍大臣関東戒厳司令部編成・同司令官任命に付御裁可を仰ぐ、同日御裁可
	—	—	関東海軍司令部条例御裁可・公布
	—	—	福田関東戒厳司令官任命の御礼のため参殿
	18	30	山本首相を召され御沙汰を賜い、大正天皇下賜の内帑金1千万円を伝達

※侍従職「日誌」、東宮職「日誌」、侍従職「行幸録」、『官報』、『宮内省省報』、『牧野伸顕日記』、『侍従武官長奈良武次日記・回想録』から作成。

震災対策で御多忙

摂政宮は、日光田母沢御用邸で御静養中であつた大正天皇に代わつて未曾有の震災に対応されることになつた。図表 2 は、発災後一週間の御動静をまとめたものだが、当時の慌ただし様子と摂政宮が御多忙であつたことが窺える。

山本内閣親任式

八月二十四日の内閣総理大臣加藤友三郎の病死を受け、二十八日に牧野宮内大臣、徳川侍従長、平田内大臣、山本権兵衛らが赤坂離宮に参殿し、摂政宮から山本へ組閣するようお願いがあつた。山本は、三十日にお受けする決心を固めて組閣の準備を進めていたが、発災時点では実現に至つておらず、内田康哉が臨時兼任内閣総理大臣を務めている状態であつた。山本は、

発災を受けて組閣を急ぎ、二日閣僚名簿を提出。同日夜、余震が頻発する中、山本内閣の親任式が広芝御茶屋で行われた。

赤坂へ参殿した山本は、「お上の御座所は、誠に御悲惨な御有様に押しまして、恐れ入り乍ら組閣の事を奏上しました」とのちに回顧している（『帝都復興秘録』）。また、この時入閣した田健治郎は、親任式の模様を「歴史的に記録すべきところの凄壮な、電灯とてなく蠟燭の光ほの昏き下で親任式は行われた」と語っている（『決定版』後藤新平正伝）。

山本内閣親任式の模様を描いた絵画。和田英作が制作した横幅約 3 m の油絵である。和田は、皇室技芸員などを歴任した洋画家。同絵は、和田へ御下命があつたことにより制作され、昭和 11 年(1936) 9 月 1 日、昭和天皇へ献上された。献上後、親任式の当事者である財部彪らへ宮殿にて陪観が許されている(侍従職「重要雑録」2)。その後、この油絵は昭和天皇のお住まいであつた吹上御所大広間壁面にかけていた。

写真 5 は右：摂政宮、左：山本。写真 6 は次の間の様子。左から順に樺山資英(内閣書記官長) 下条康麿(内閣書記官)、入江為守(東宮侍従長)、山之内一次(鉄相)、珍田捨巳(東宮大夫)、田健治郎(農相兼法相)、犬養毅(逋相兼文相)、牧野伸顕(宮相)、田中義一(陸相)、平田東助(内府)、財部彪(海相)、後藤新平(内相)、井上準之助(蔵相)。



写真 5 (上)・6 (下) 山本内閣親任式の図(震災内閣親任式の図)
(御物)

第二章

被災地御視察



昭和天皇行幸記念碑（東京都台東区・上野公園内）

大正12年9月摂政宮の被災地の御視察、昭和5年3月昭和天皇の復興記念式典への行幸を記念して昭和10年9月、東京市により建立された。

被災地御視察

被災地の御視察

大正十二年（一九二二）九月十五日、摂政宮が被災地を御視察のため、東京・上野へ行啓された。摂政宮は九月一日の震災直後より、被災状況の把握にお努めになられた。御視察前日の九月十四日にも、摂政宮は被害状況を撮影した活動写真を御覧になられていた。図表3は、三度にわたる被災地の御視察日程をまとめたものである。摂政・皇太子の立場にある方が、震災直後に直接現地を視察されることは明治以来初めてのことであった。

九月十八日には火災被害が特に大きかった東京・下町方面の焼け跡を視察されている。なかでも火災旋風で焼死者が約三万八千人の多数にのぼるなど最も悲惨な被害があった本所ほんじよ被災服ふくしやう跡にも立ち寄られている。関東大震災の惨状を象徴することになる場所だけに、甚大な被害を目の当たりにされたわけである。その後、十月十日には東京と並んで甚大な被害があった横浜・横須賀方面へお出ましになられた。

図表3 摂政宮行啓御日程

日時	行啓先	交通手段
第一回 9月15日	6:00 赤坂離宮出門(福田戒厳司令官、奈良武官長その他数名供奉員)	乗馬
	災害地御視察 市ヶ谷見附、三番町、九段坂上、三崎町、水道橋、春日町→上野公園→万世橋、日本橋通→稗田門外戒厳司令部→半蔵門、麴町通り、四谷見附	
	8:40 赤坂離宮還啓	
第二回 9月18日	6:00 赤坂離宮出門	自動車・乗馬
	下町方面御視察 (自動車)→麴町、神田、下谷→上野駅→(乗馬)→下谷、御徒町通、和泉橋→神田佐久間町→浅草七軒町通、厩橋→本所被災服跡→両国停車場跡(約20~30分間御駐立)→亀澤町、森下町通、永代橋→日本橋通一丁目、日本橋通、銀座通→芝口、赤坂溜池	
	9:05 赤坂離宮還啓	
第三回 10月10日	7:30 赤坂離宮出門	列車・自動車・軍艦
	7:45 東京駅発	
	8:40 横浜駅着	
	横浜市御巡回 横浜駅→(自動車)→横浜警備隊司令部→横浜正金銀行社宅跡→神奈川県庁・横浜市役所→南太田町・伊勢崎町・馬車道御通過→横浜地方裁判所跡→居留地御巡回	
	10:40 税関棧橋から御乗艇、軍艦夕張に御移乗	
	12:10 横須賀港御入港	
	12:30 水ヶ浦御上陸	
	横須賀市中御巡回 水ヶ浦御上陸→(徒歩)→軍需部→港町崖崩御視察→(自動車)→横須賀鎮守府→東京湾要塞司令部→田戸埋立地・機関学校跡・仮病院御巡回→工廠官庁前	
	13:50 官庁前より御乗艇、軍艦夕張に御移乗	
	15:10 横須賀港御入港	
	15:20 税関棧橋より御上陸→横浜市復興会	
	15:30 横浜駅発	
	16:25 東京駅着	
16:40 赤坂離宮還啓		

※大臣官房庶務課「震災録」2、東宮職「震災録」1、東宮職「日誌」、『侍従武官長奈良武次日記・回想録』から作成。

宮内大臣官房庶務課が作成した、主に摂政宮の被災地御視察に関する文書を綴った簿冊。写真7に見えるように元の表題が綴られている。

写真8は、摂政宮が被害状況の御視察のため上野へ行啓されるに際して出された、9月14日付通牒。行啓に際してのお道筋、ろぼ函簿などが記されている。文書欄外には鉛筆書きで各大臣・関係機関名とともに「十四日午後六時発表、通知」と記されている。

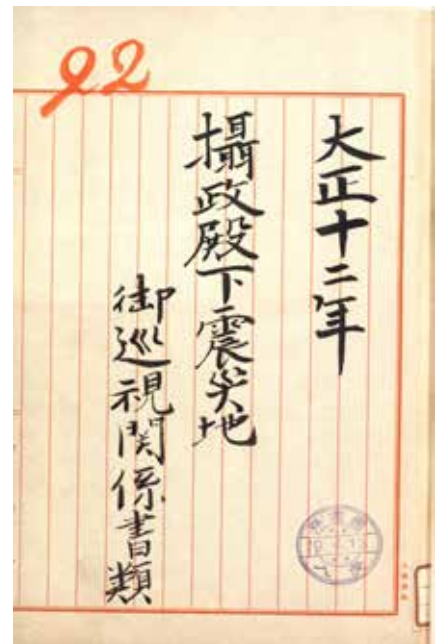
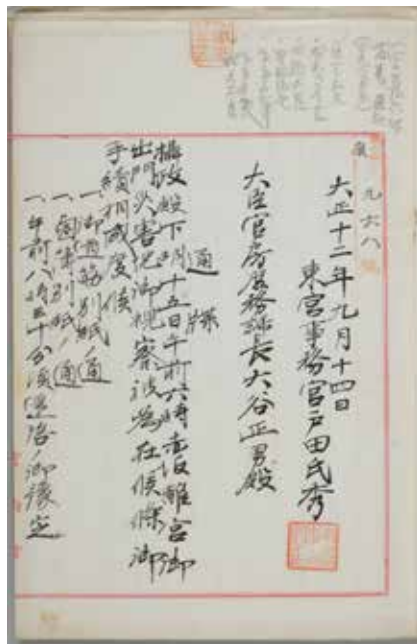


写真7 (右) 摂政宮御視察に関する簿冊の内表紙

写真8 (左) 9月14日付、摂政宮御視察に関する大臣官房庶務課宛東宮事務官通牒

(大臣官房庶務課「震災録」2のうち)

(青枠線内積文)

一 午後七時三十分ヨリ当離宮
中階御車寄突当リ(左ニテ)ニテ
活動写真催サレ御覽被遊
活動写真ハ災害状況
右写真ハ官房秘書課長紹介
ニテ雑誌社婦女界高尾謙一
及技師一名外二二名(助手)、今夕刻
参殿携帯、俄ニ御覽ニ入ルコ
トトナル

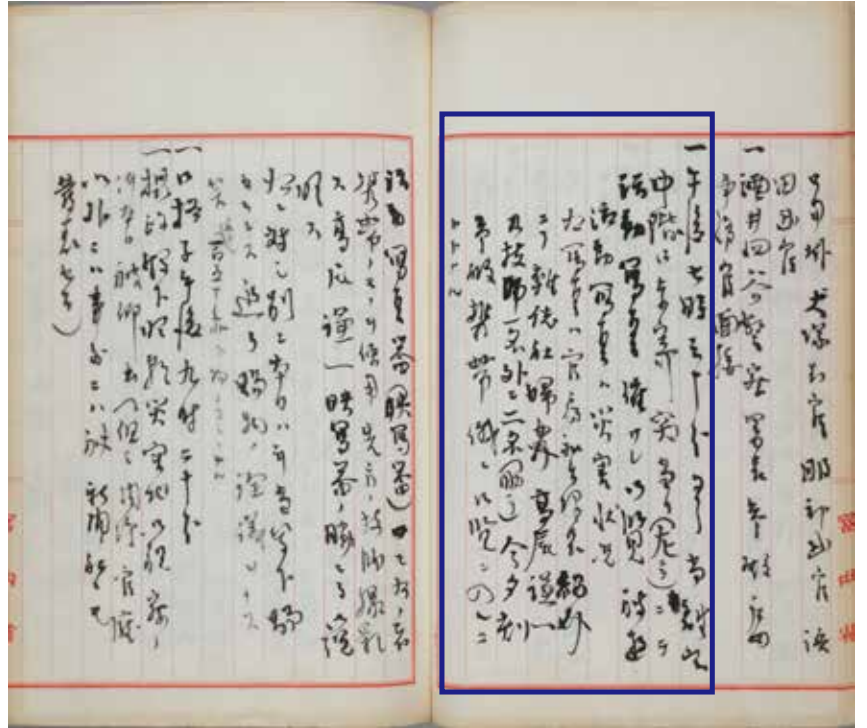


写真9 東宮職「日誌」大正12年9月14日条

大正12年の東宮職作成の事務日誌。関東大震災に際して、摂政官の御動静が読み取れる。9月14日、雑誌『婦女界』記者・高尾謙一に謁を賜い、被害状況を撮影した活動写真を御覧になっていた情報が記載されている。摂政として被害状況の把握に努められていた御様子が窺える。

(青枠線内積文)

一 摂政殿下、本日午前六時赤
坂離宮御出門(御乗馬)、災害地御
視察ニ御出マシアラセラル、午前八
時四十分還啓アラセラル

一 鹵簿ハ特種ノモノ(行啓書類ニ詳シ)

一 御視察方面 赤坂離宮正門ヨリ市ヶ谷見付
―九段坂―組橋―三崎町―春
日町―上野―万世橋ヨリ日本橋―
永楽町ヨリ戒厳司令部御下馬、再ヒ
御乗馬ニテ同所御発半蔵門―四谷見
付外ヨリ赤坂離宮正門(詳細行啓書
類御道筋書ニアリ)

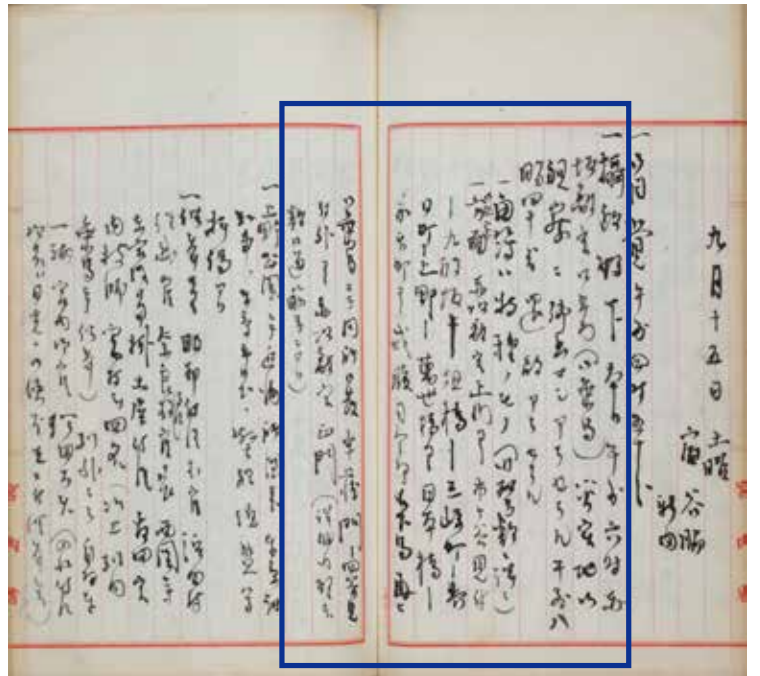


写真10 東宮職「日誌」大正12年9月15日条

行啓が実施された9月15日の記事。午前6時に赤坂離宮を御乗馬にて出門されて、午前8時40分に還啓されるまでの具体的な御動静が記載されている。特に、戒厳司令部や上野公園では馬から下りられて、被害状況を聴取された。

上野の御視察

関東大震災の余燼が未だに燻る九月十五日。午前六時に赤坂離宮を出門された摂政宮は、三時間余り被災地を巡られた。供奉員は奈良武次侍従武官長、福田雅太郎関東戒厳司令官、関屋貞三郎宮内次官らごく少数であった。この短時間の内に御乗馬にて焦土と化した神田、日本橋、京橋一帯の焼け跡を御遠望になり、被害の実情を目の当たりにされた。その後、三崎町通り、水道橋を経て行啓された上野公園では、永田秀次郎東京市長ら関係者から被害状況を直接聴取された。

上野公園の高台からは市街地が一面焼け野原であった様子を眺望された。また、上野公園への避難者は、最大で三、四十万人にも及んだと言われており、罹災者のバラックが所狭しとひしめいていた。安定した環境が確保されているとは到底言えぬなかでの行啓であった。摂政宮は、絶えず福田戒厳司令官に御下問になつたと言われている（『大正震災志』下）。

図表 4 摂政宮被災地御視察写真・絵画

通番	キャプション	種別	出典・所蔵先	発行者	発行・作成年月日	重複
1	帝都の焼跡を御巡視の摂政宮殿下（上野公園で後藤内相と湯浅警視總監から説明を聞かされる）	写真	関東震災画報 第二輯	大阪毎日新聞社	大正12年10月1日	●
2	帝都の焼跡を御巡視の摂政宮殿下（日本橋を渡らせらる）	写真				○
3	九月十五日帝都の焼跡を御巡視の摂政宮殿下（正面馬上が殿下）	写真				○
4	焼跡御巡視中の摂政宮殿下	写真	関東大震災画報 写真時報	東京写真時報社	大正12年10月1日	○
5	摂政殿下銀座通御巡視	写真	大正震災写真集	借行社	大正13年3月5日	○
6	摂政殿下災害地御視察（於上野公園）	写真				○
7	摂政殿下上野竹ノ台ニ於テ近衛師団長ヨリ情況ヲ聴召サル	写真				○
8	摂政殿下九段須橋ノ御通過	写真				○
9	摂政殿下上野竹ノ台ニ御到着	写真				
10	摂政宮殿下災害地御巡視	写真	大正大震災誌	警視庁	大正14年7月31日	●
11	九月十五日 摂政宮殿下焼跡御視察（上野公園にて）	写真	大正震災志写真帖	内務省社会局	大正15年2月28日	○
12	九月十五日 摂政宮殿下焼跡御視察	写真				
13	九月十五日 摂政宮殿下焼跡御視察	写真				
14	徳永柳洲画「麹町区五番町御巡視摂政宮殿下」	絵画	復興記念館所蔵		(大正12~13年)	
15	石井柏亭画「御心を悩ませられる摂政殿下」	絵画	復興記念館所蔵		昭和6年12月	●
16	〔摂政宮御巡視の様子を撮影した御写真〕	写真	復興記念館所蔵			○
17	〔摂政宮御巡視の様子を撮影した御写真〕	写真	復興記念館所蔵			
18	〔摂政宮御巡視の様子を撮影した御写真〕	写真	復興記念館所蔵			
19	摂政殿下災害地御巡視 大正十二年九月十五日上野公園ニ於テ謹写	写真	土木図書館所蔵			●

※重複欄は同一の写真・絵画を指しており、●○◎別に分類した。



写真 11 摂政宮が被害状況を視察されている様子（『関東震災画報 第二輯』のうち）

大正12年9月15日、摂政宮が御乗馬にて上野公園内の被害状況を視察されている様子。東京都復興記念館所蔵の写真にも同一のものが見える。

写真 12 湯浅警視總監より被害状況を聴取される摂政宮（東京都復興記念館所蔵）

大正12年9月15日、摂政宮が震災後の上野公園を視察された様子を描いた絵画。昭和6年（1931）12月、画家石井柏亭によって制作された。摂政宮の右から順に永田秀次郎東京市長、湯浅倉平警視總監、宇佐美勝夫東京府知事、後藤新平内務大臣。湯浅警視總監からの説明に熱心に耳を傾けられている御様子が窺える。



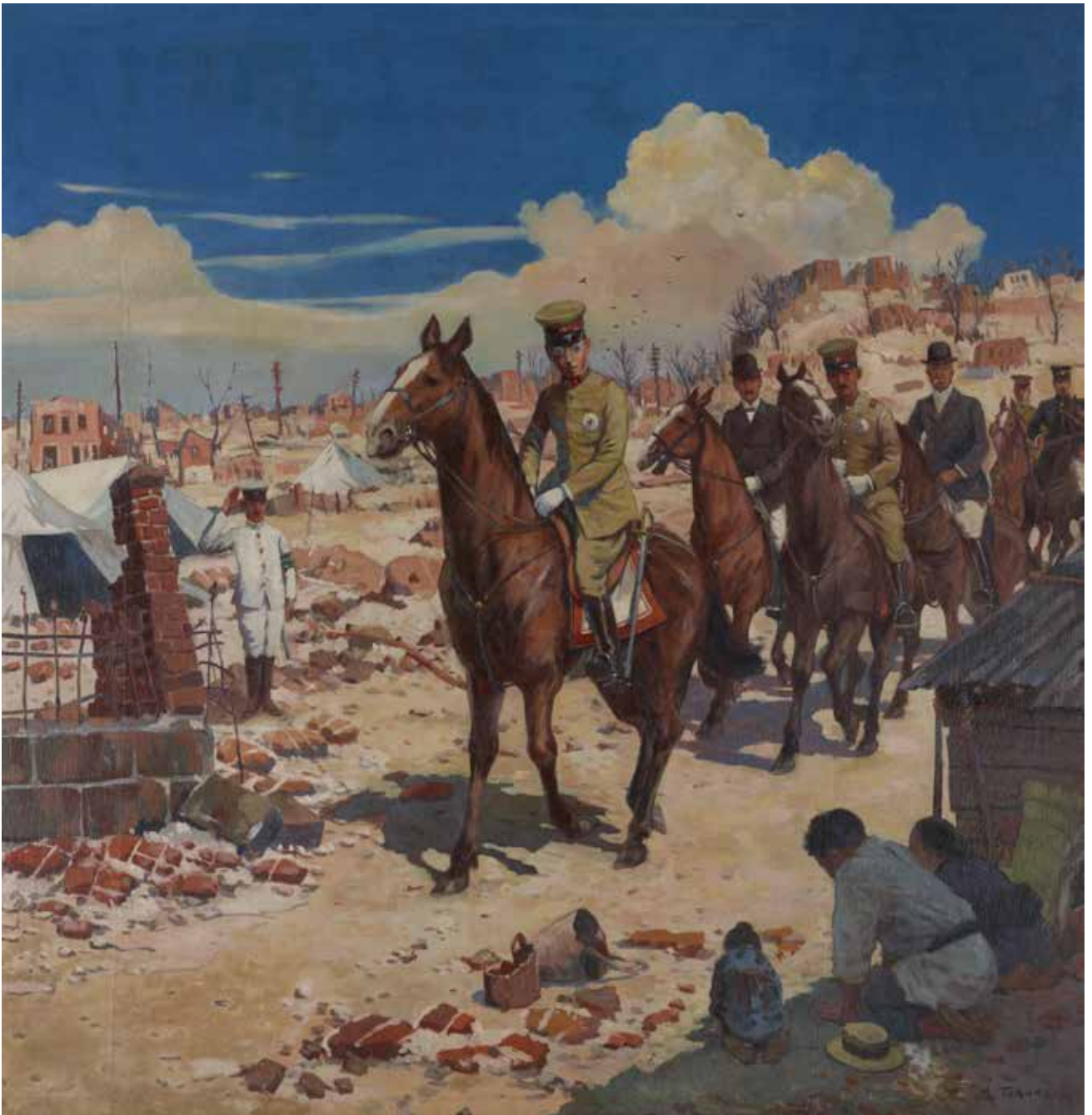


写真13 麴町五番町を乗馬にて御視察中の摂政宮（東京都復興記念館所蔵）

摂政宮が視察された様子を描いた絵画。作者の徳永仁臣（号柳洲）は岡山県和気町出身で、二世五姓田芳柳に師事した。復興記念館には徳永の震災画が25点収められている。徳永自身も被災しながら、震災直後に門下を連れて惨状を記録した。油絵の大作はいずれも徳永が大正13年に富山へ移り住む前の1年余りの間に描かれたものといわれている（『和気郡史』）。

横浜の御視察

横浜は幕末の開港以来、国内最大の輸出港を擁する都市として繁栄してきた。震災前は約九万三千あった戸数のうち、焼失約五万六千戸、倒壊約一万八千戸、合計で七万四千戸に及ぶ甚大な被害をもたらした。市街地は一日にして烏有に帰した。横浜市の死者数は二万六千六百二十三人を数えた（諸井孝文・武村雅之「関東地震（一九二三年九月一日）による被害要因別死者数の推定」）。

壊滅的な被害であっただけに、救援・救済も遅れた。横浜へは震災から遅れること二日経過した九月三日、ようやく東京方面から最初の救援隊が到着し、被害状況が明らかになった。同日、神奈川県知事から内務大臣へ提出された報告書によれば、横浜は「全市火の海と化し」と表現されるほどであった（『横浜市震災誌』第一冊）。

それから約一ヶ月経った十月十日、摂政宮は横浜・横須賀両市の被災状況を視察された。午前八時四十分、摂政宮が降り立られたのは、未だ復旧ままならない横浜駅の仮ホームであった。東京駅から出発されておよそ一時間後の御到着であった。自動車にて横浜市中を視察されたが、まさに焦土であった。

摂政宮は供奉した奈良武次侍従武官や、斎藤恒蔵横濱警備司令官に対し震災当時の状況について度々御下問になったという。全壊した横浜港の惨状を目の当たりにされたのち、応急修理がなされた税関棧橋から軍艦夕張に搭乗し横須賀へもお出ましになった。赤坂離宮へ還啓されたのは午後四時四十分で、ほぼ九日にわたる御視察であった（『横浜復興録』）。

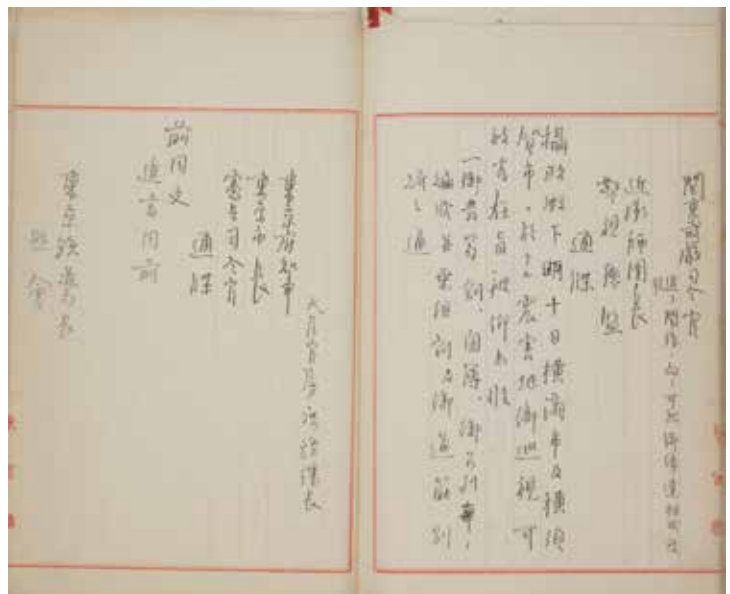
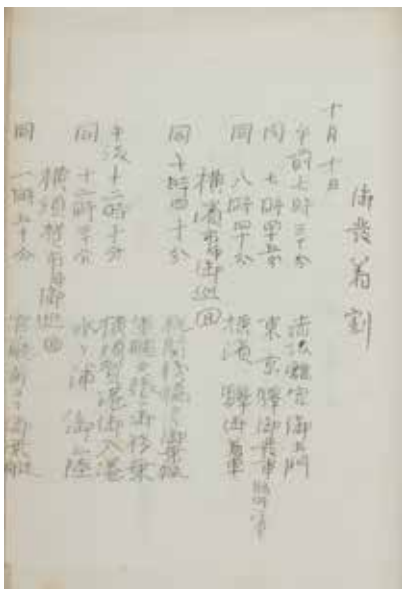


写真 14 (右)・15 (左) 横浜・横須賀御視察に関する各関係官庁宛宮内大臣通牒
(東宮職「行啓録」2のうち)

宮内省東宮職で作成された行啓関係書類を綴った簿冊。写真 14 は、摂政宮が被害状況の御視察のため横浜・横須賀へ行啓されるに際して出された、10月9日付通牒。行啓に際してのお道筋、^{ろぼ} 函簿などが記されている。写真 15 からは宮内省職員により、事前に分刻みの日程が組まれるなどの準備が周到になされていたことが窺える。

御婚儀の延期

大正八年六月九日、皇太子裕仁親王と良子女王（邦彦王第一女）との御結婚が内定された。御結婚までの間、皇太子裕仁親王は数々の重責を果たされた。大正十年には、皇太子として初めてヨーロッパ御訪問を実現されたのち、帰国後の同年十一月には摂政に就任された。

その後、具体的に御結婚の準備が進められてゆくのは、大正十一年に入ってからである。皇室典範・皇族親族令の規定により御結婚の手続きがなされた。大正十一年六月二十日、皇太子裕仁親王から結婚の勅許を仰がれ、御裁可となった。

同年九月二十八日、御婚約が確定した旨、宮内省より一般に公表された（『官報』、『宮内省省報』）。

御婚儀は翌年十一月下旬に行われる予定で準備が進められたのであった。

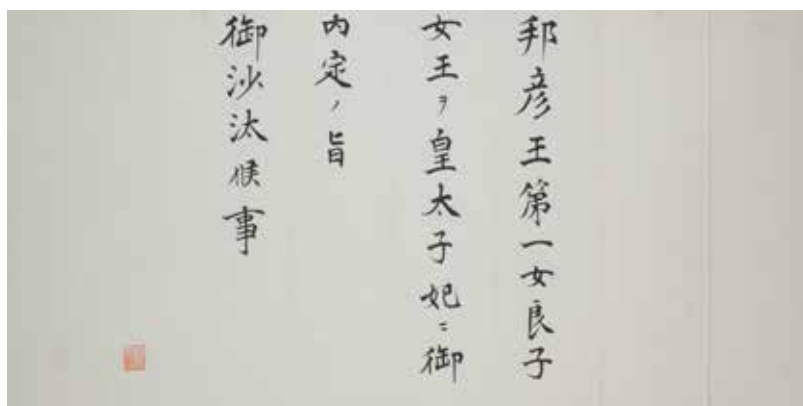


写真 16 東宮妃内定の御沙汰書

（大臣官房調査課「皇太子裕仁親王御婚儀の件」のうち）

皇太子裕仁親王と良子女王（邦彦王第一女）との御結婚の御裁可書などを収めた書類。写真 16 は、大正 8 年 6 月 9 日東宮妃内定の「御沙汰書」。左下の印は「波多野印」で、波多野敬直宮内大臣による押印である。

写真 17 は大正 11 年 6 月 20 日、皇太子裕仁親王が御結婚の勅許を仰がれた奏請書。裕仁親王によって御署名がなされている。

写真 18 は大正 11 年 6 月 20 日、御結婚の御裁可書。当時、摂政のお立場にあり御政務を代行されていたことから、御自身によって御裁可の印を捺されたと思われる。

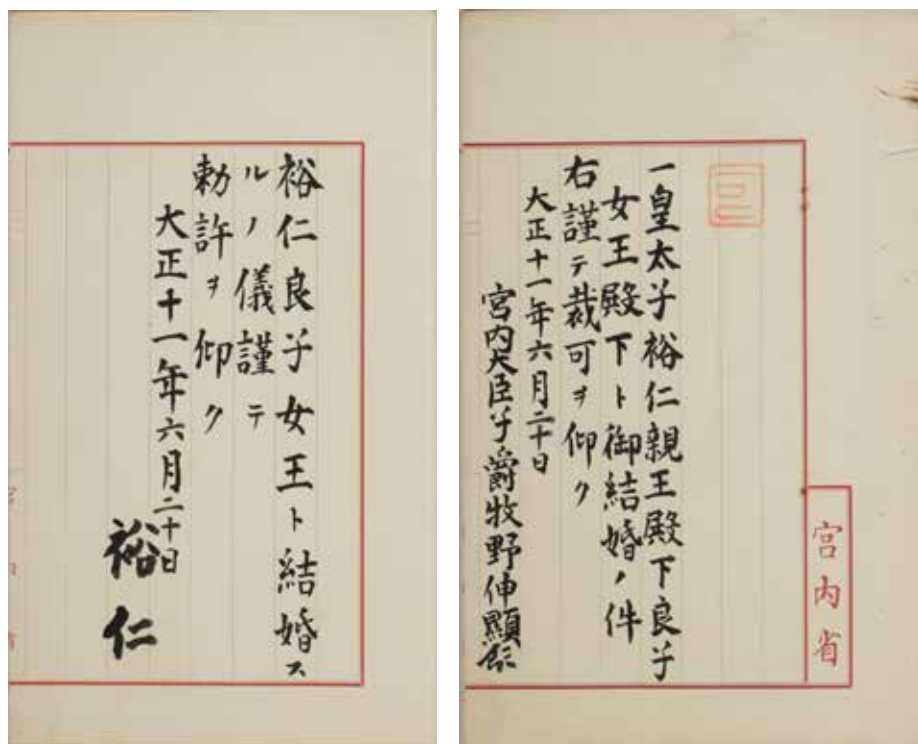


写真 17（左）・18（右）裕仁親王と良子女王との御結婚に関する御裁可書
（大臣官房秘書課「皇太子裕仁親王御婚儀の件」のうち）

御婚儀の延期から御成婚へ

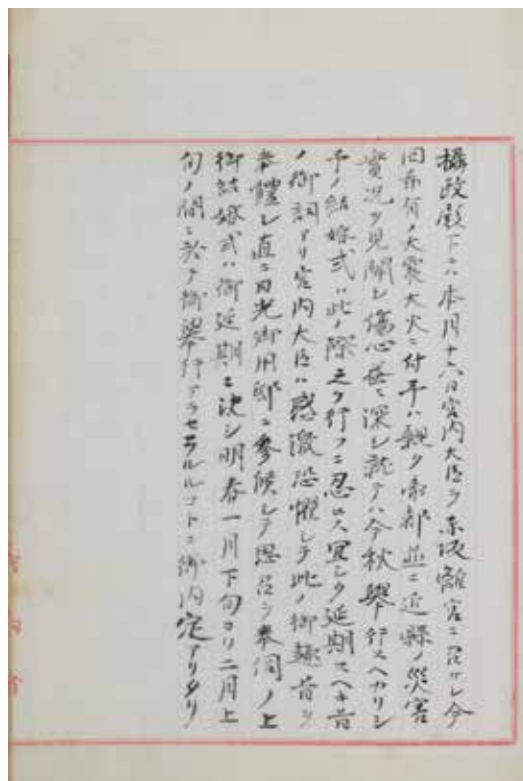
大正十二年十一月下旬の御婚儀の準備が進められているなかで大震災が発生した。発災後、徐々に被災地の惨状が明るみになるにつれ、世上では御婚儀の時期について意見が分かれた。永田秀次郎東京市長が牧野伸頭宮内大臣に御婚儀を予定通り行うよう申し入れる動きもあつた『牧野伸頭日記』。永田市長は一地方の出来事であつて、「御婚礼は全国々民の關係」であるとして力説したという。

事態は皇太子裕仁親王の思召により結論が出された。九月十六日、裕仁親王が摂政のお立場から被災地の視察を終えられた翌日のことであつた。牧野伸頭宮内大臣がお召しにより赤坂離宮に参上すると、裕仁親王御自身より「余の結婚も今秋挙行に決定したるも之を進行するに忍びず、故に延期したいと思ふ」との御意向を牧野宮内大臣にお伝えになつたのである(同前書)。「帝都並ニ近県ノ災害実況ヲ見聞シ、傷心益々深ク」
 されて延期された。そして、御婚儀が執り行われたのは翌十三年一月二十六日であつたが、裕仁親王の御意向により震災に配慮して質素を旨としたものとなつた。

写真 19 9月19日付、御婚儀延期に関する発表案
 (大臣官房庶務課「東宮御婚儀録」1のうち)

宮内大臣官房庶務課で作成された、皇太子裕仁親王の御婚儀に関する書類を綴った簿冊。9冊の内の1冊。

写真 19 は、御婚儀延期に関する『官報』発表案。9月19日、宮内大臣により皇族方や元老・各機関などへ翌年1月下旬～2月上旬に御婚儀を延期することが通知された。



通信省では大正12年11月に予定されていた御婚儀に向けて、東宮御婚儀祝典紀念繪葉書・切手を作成して準備していた。しかし、震災の発生により原版が焼失したため、発行中止となった。ただ、南洋諸島で発売するために前もって南洋庁へ発送された切手は焼失を免れており、現在通信総合博物館に所蔵されている。写真 20 は、同年5月7日、通信省から宮内省への切手発行の照会に添付された、繪葉書・切手図案の写真である。

写真 20 東宮御婚儀祝典紀念繪葉書・切手図案
 (大臣官房庶務課「東宮御婚儀録」1のうち)

勅使・御使御差遣

震災当日より天皇・皇后、摂政官は、震災直後の交通機関が麻痺した状況下において一刻も早く正確な被害状況を把握すべくお努めになった。図表5は侍従・御使の御差遣を一覧化したものだが、天皇・皇后の思召によりまず東京市内から侍従・御使を御差遣し、順次神奈川、千葉、静岡、埼玉などの関東近県へと御差遣の範囲を拡大していったことがわかる。

また、摂政官は、震災当日、侍従武官らに「今日の地震何処が最も被害多かるべきか」と御下問をされており、被害全体を把握しようとされる御姿勢が窺える（四竈孝輔『侍従武官日記』）。

発災から二日後、九月三日には侍従河鱈実英、東宮侍従岡本愛祐がそれぞれ被災状況の視察のために御差遣された。侍従河鱈は日比谷・芝・日本橋・京橋方面を、東宮侍従岡本は神田・本郷・上野方面を視察している。発災直後の視察は被災状況の把握を目的とする傾向にあったが、

その後は救護所・病院へも勅使・御使が御差遣されるなど、罹災者慰問に力を入れられていたことがわかる。

図表5 勅使・御使御差遣一覧

年月日	人名	目的地
大正12年9月3日	侍従河鱈実英	日比谷・芝・日本橋・京橋方面
	東宮侍従岡本愛祐	神田・本郷・上野方面
大正12年9月4日	侍従松浦靖	本所方面
	東宮侍従亀井茲常	浅草・上野・千住・神田方面
	侍従武官四竈孝輔	横浜市
	侍従武官倉賀野明	横須賀市
大正12年9月11日	侍従山縣辰吉・宮内属長崎素介	千葉県(館山・北条・船形・那古)
大正12年9月12日	侍従山縣辰吉	静岡県(伊東・熱海)、神奈川県(小田原・葉山)
大正12年9月13日	侍従北小路三郎	芝浦配給司令部・深川方面
	皇后宮事務官三条公輝・侍医補大波良卿	馬場先門内、日本赤十字社救護所、東京府庁内救護所、第一中学内警視庁救護所班、伝染病研究所、第一衛戍病院
	侍従清水谷実英・侍医相磯楳	東京帝国大学付属病院、日本医専付属医院、上野東京市臨時救護所、浅草寺救護所
大正12年9月14日	皇后宮事務官三条公輝・侍医鳥山南壽次郎	赤十字社病院、青山学院、青山市電教習所、北大医科救護所、慶応病院、士官学校、第四中学校、第五中学校
	侍医黒田長敬・侍医高橋信	南千住救護所、亀戸救護所、深川救護所
大正12年9月16日	皇后宮事務官三条公輝・侍医八代豊雄	横浜税関、税関公園内救護所、御三宮付近救護所、根岸療養院救護所、社会館、済生会病院、警備隊司令部
大正12年9月18日	侍従武官濱田豊城・侍従武官府附岩田義治	中山道方面
大正12年9月18・19日	侍従武官桑田安三郎	東京方面
大正12年9月19日	侍従武官服部真彦・侍従武官府附高田左彦	千葉方面
大正12年9月20・21日	侍従武官桑田安三郎・侍従武官府附新井金之助	小田原・藤澤方面
	侍従武官大塚太郎・侍従武官府附岩田義治	横須賀市
	侍従武官船越隆義・侍従武官府附小田中五十八	芝浦・横浜警備部隊(海面)
大正12年9月21日	侍従武官大島陸太郎・侍従武官府附栗山公平	神奈川方面(生麦・神奈川・馬場)
	侍従岩佐公直	埼玉県(川口・粕壁・幸手・岩槻・大宮・浦和)

※大臣官房庶務課「震災録」2、大臣官房庶務課「皇親録」、秘書課「進退録」3、主馬寮「御料車馬録」2から作成。

写真21 天皇・皇后から侍従・侍従武官を被災地へ御差遣することを決裁した文書（大臣官房庶務課「震災録」2のうち）

天皇・皇后から御差遣される侍従・侍従武官の被災地視察を決裁した文書が綴られている。写真21は、初めて9月3日に侍従が御差遣された際の文書。まず東京府・神奈川県が優先されており、他府県は順次御差遣することが記されている。

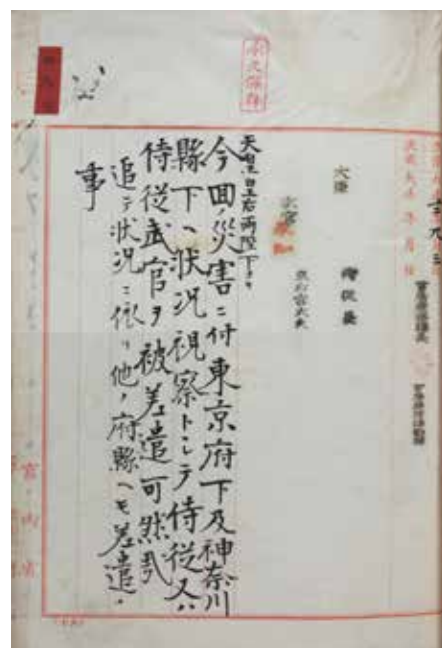


写真 22 貞明皇后から御使を御差遣された際の報告書（大臣官房庶務課「震災録」2のうち）

写真 22 は、貞明皇后の思召による罹災者の救護状況の視察や慰問の命を受けて、御使が御差遣されたことがわかる文書。9月13・14日にかけて、皇后宮事務官三条公輝らは第一班・第二班に分かれて、東京府下を視察した結果、東京各区ごとに収容所・救護班の数を一覧化して報告している。

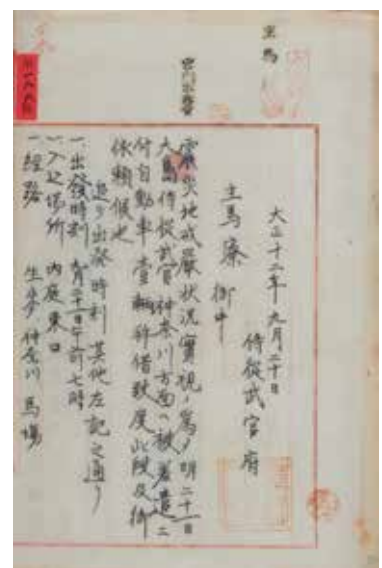


写真 23 侍従山縣辰吉が被災地へ御差遣された際の自動車の配車依頼（主馬寮「御料車馬録」2のうち）

宮内省主馬寮で作成された御料車・御料馬の使用に関する文書を綴った簿冊。写真 23 は、大正 12 年 9 月 10 日、侍従山縣辰吉が、東京芝浦の被災状況の視察に御差遣された際に宮内省侍従職から主馬寮に宛てられた自動車の配車依頼。芝浦の海軍岸壁は海上運輸の要となった場所であったことから、救援物資の輸送状況の視察を目的としていたことが推測される。

写真 24 侍従武官大島陸太郎が被災地へ御差遣された際の自動車の配車依頼（主馬寮「御料車馬録」2のうち）

大正 12 年 9 月 20 日、侍従武官大島陸太郎が神奈川方面へ御差遣される際に、侍従武官府から主馬寮に宛てられた配車依頼。被災地での「戒厳状況」を実視するのを目的としていた。なお、9月2日、東京を中心に戒厳令が布かれたが、翌3日には適用区域を東京府・神奈川県に改められ、11月15日まで続いた。



第三章

救恤・恩賜



恩賜金を受領するため集まった人びと
（「恩賜録（追加の部）」より）

救恤金下賜

大正十二年（一九二三）九月三日、罹災者救恤のため、内帑金^{ないたう}一千万円が大正天皇から摂政宮を通じて内閣総理大臣山本権兵衛へ下賜された。午後六時三十分のことで、その際山本首相は摂政宮より「御沙汰」を賜った（『官報』、『宮内省省報』。「官民其レ協力シテ適宜応急ノ処置ヲ為シ、以テ遺憾ナキヲ期セヨ」と、未曾有の時にあつて復旧・復興への道筋を示されたのであつた。震災時大正天皇は日光田母沢御用邸で御療養中であつたので、摂政として、御沙汰とともに救恤金下賜の判断をされたといえる。

その後、救恤金一千万円は九月二十日の閣議決定に基づき、被災した一府六県に分配された。図表6に示すように、下賜金は東京府、神奈川県、千葉県、静岡県、埼玉県、山梨県、茨城県へ、被災状況に応じて分配された。配分額が被害の甚大であつた東京・神奈川に集中していることがわかる。十二月一日より、罹災者の手許へ順次伝達されていった。

図表6 恩賜金各府県配分額

府県名	配分金(円)	割合
東京府	7,108,889	71%
神奈川県	2,519,414	25%
千葉県	200,782	2%
静岡県	86,435	1%
埼玉県	65,519	1%
山梨県	15,822	0%
茨城県	3,139	0%
合計	10,000,000	100%

※大臣官房庶務課「恩賜録」1より作成。

写真25 災害費1,150万円計上に関する9月3日付
宮内大臣命令案

（大臣官房文書課「会計雑録」2のうち）

宮内大臣官房文書課で作成された会計決算に関する書類を綴った簿冊。大正12年9月1日、内蔵頭山崎四男六から宮内大臣牧野伸頭へ罹災者救恤のため緊急支出の繰替払が上申された。写真25はこの上申に基づき、同月3日に1,150万円を災害費として計上することを決裁した文書である。この1,150万円のうち、1,000万円が救恤賜金にあてられたと考えられる。

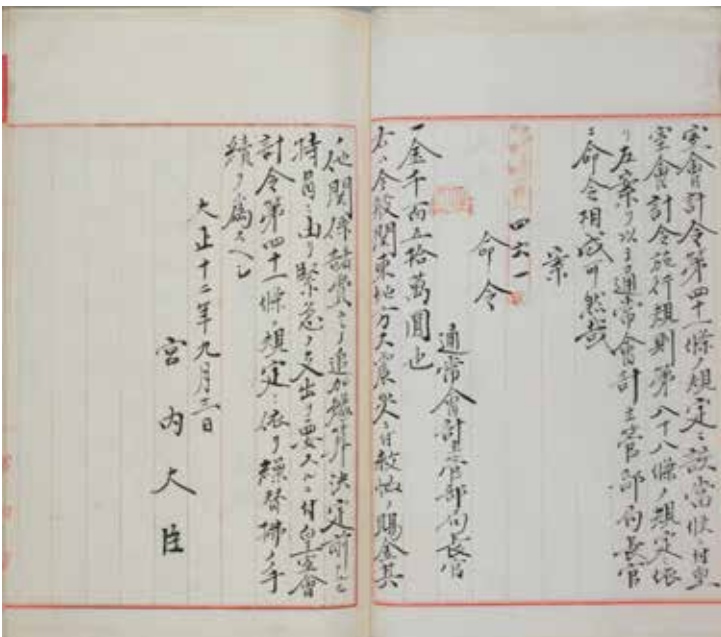


写真26は、災害費1,150万円計上の決定に際して、宮内大臣牧野伸頭から、大正天皇の代理であつた摂政宮へ呈された伺書である。奉書巻紙の左下に提出者である牧野宮内大臣の花押と印が、右上には「伺済」の印が捺されている。

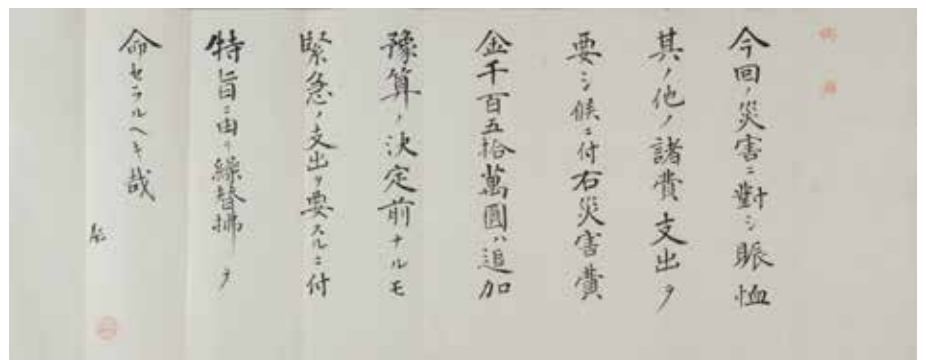


写真26 災害費1,150万円計上に関する伺書

（大臣官房文書課「会計雑録」2のうち）

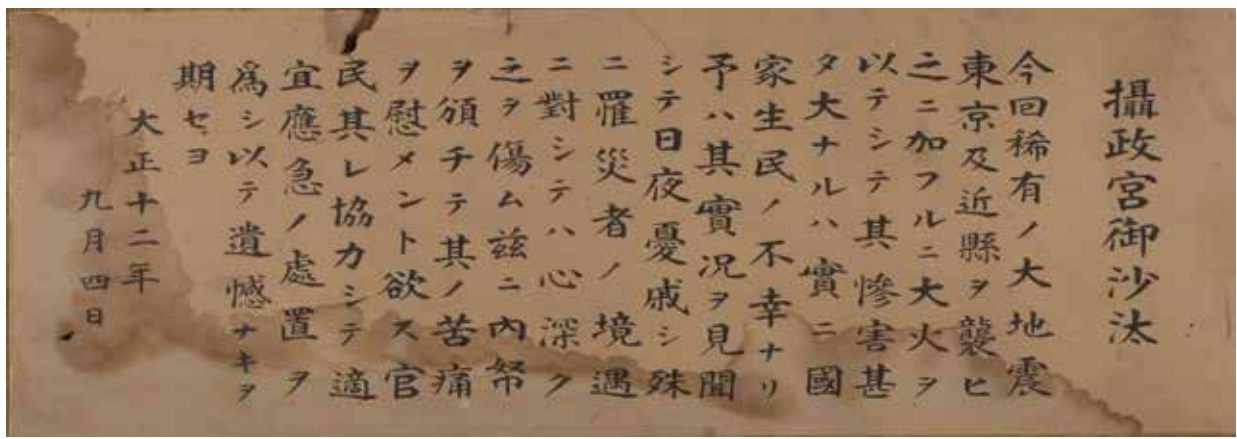


写真 27 攝政宮御沙汰（東京都復興記念館所蔵）

写真 28 恩賜金伝達式

（大臣官房庶務課「恩賜録（追加の部）」のうち）

写真 28 は、東京府で行われた恩賜金の伝達式の模様を撮影した写真。宇佐美勝夫東京府知事から手渡された瞬間である。宇佐美東京府知事から牧野伸顕宮内大臣に宛てられた、恩賜金伝達式の報告書に添付されていた 1 枚。



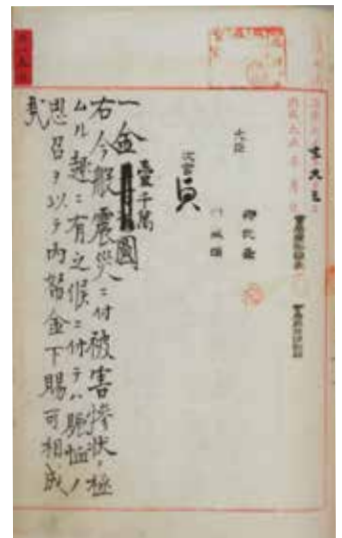
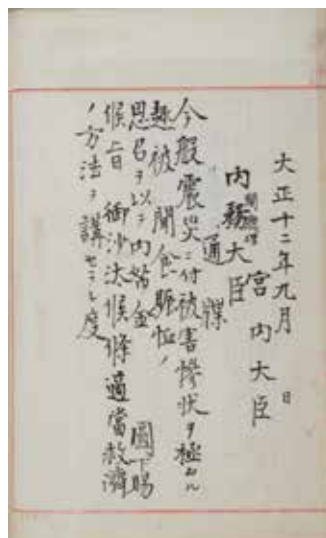
写真 29 恩賜（東京都復興記念館所蔵）

罹災者への恩賜金は、水引を掛けた純白の西洋角封筒に包んで伝達された。写真 29 の水引の左側は玉虫色といわれる色だが、実は赤い染料を使用している。この写真では紅白が通常と逆になっており、結び目や水引の形状から見て上下逆にして伝来してきたと思われる。

写真 30 9月3日、罹災者救恤のため1,000万円が下賜された際の決裁文書

（大臣官房庶務課「恩賜録」1のうち）

宮内大臣官房庶務課で作成された恩賜に関する文書を綴った簿冊。9月3日、罹災者救恤のため下賜された救恤金が当初記されていた「五百万円」から訂正されて、1,000 万円に増額されたことが窺い知れる。



御料地の開放

発災から二日たった九月三日、撰政宮の思召により御料地が開放された。この時開放されたのは芝離宮、新宿御苑、猿江御料地、上野公園、白金御料地、高田御料地、麻布高松宮御用地であった。避難した罹災者を受け入れる、救済のための「仮小屋」を建設する目的があった。また、宮内省内に設けられた臨時災害事務委員会救護係ではその時点までに罹災者が御料地へ避難した人数などが把握されており、上野公園では約五十万を数えた。

翌四日、政府では関東大震災での応急罹災救護方針を閣議決定した(国立公文書館所蔵「公文別録」)。宮内省所管の御料地の開放については、罹災者へ「宣伝」することが決定された。特に、三十万人が避難したという宮城前広場には「天幕村」と呼ばれる罹災者らの避難所が形成された。九月十三日から十五日にかけては、臨時災害事務委員会救護係が菓子袋を贈るなど罹災者への慰問がなされている。

その後、主馬寮構内など宮城内の避難者は九月十七日に全員退去したが、宮城前広場の避難所は翌十三年一月八日午後二時をもって解散した。同年一月二十六日、上野公園や芝離宮、猿江御料地などについては、撰政宮の御婚儀に際する思召により東京市へ下賜され『官報』、『宮内省省報』、市民に親しまれる場になった。

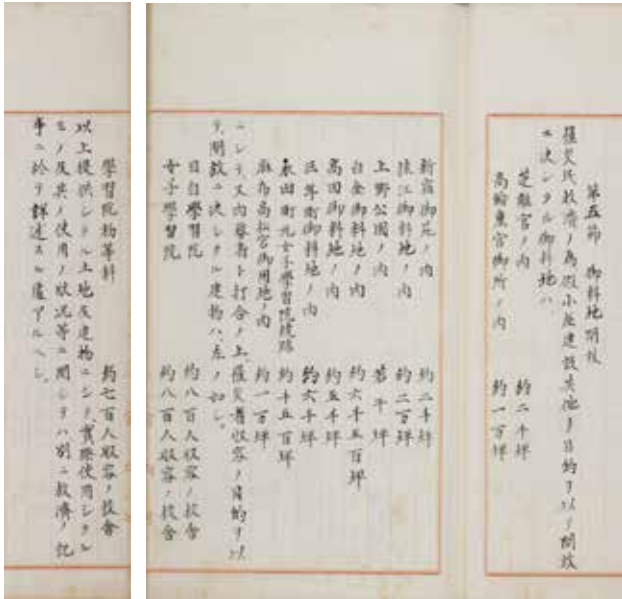


写真 31 罹災者救済のため開放された御料地一覧
(大臣官房庶務課「宮内省臨時災害事務紀要」のうち)

大臣官房庶務課で作成された関東大震災に関する記録。罹災者救済のため、東京府下にあった芝離宮などの開放された御料地が一覧でまとめられている。

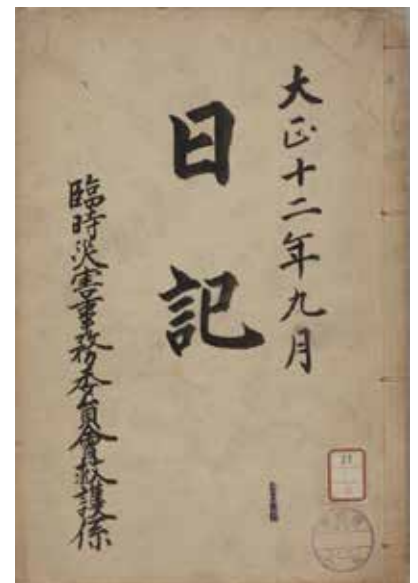
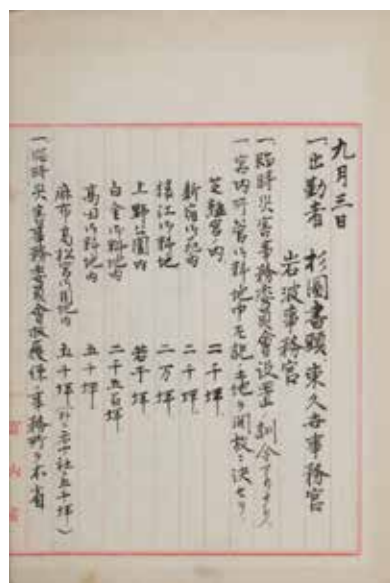


写真 32 臨時災害事務委員会「日記」
大正 12 年 9 月 3 日条

宮内省臨時災害事務委員会救護係が作成した事務日誌。9月3日の記事には、「宮内所管御料地中左記ノ土地ヲ開放ニ決セリ」と、宮内省所管の開放する御料地が一覧で記されている。



震災当日の皇宮警察部

震災当日の宮城は周囲から迫る猛火にさらされていた。宮城内では火氣を使用していた主馬寮蹄鉄工場などで地震直後に火の手があがったが、迅速に消火活動がなされた。続いて、午後十二時三十分、和田倉門内の帝室林野管理局から出火の知らせがあった。皇宮警察部警部ら数名率いる自動車ポンプ隊が消火活動にあたったが、強風が猛威をふるったため午後五時五十分に本館を全焼した。それでも皇宮警察部の奮闘により、宮城への延焼の難は食い止められた。皇宮警察部では火災への警戒を強める一方で、各方面から逃れてきた避難民の保護にも腐心した。震災日、宮城前広場に避難してきたのは二万五千人であったという。さらに午後六時頃、神田方面より火の手から逃れてきた罹災者が宮城へ押し寄せてきた。そこで、皇宮警察部では平川門を開扉し、避難者を收容する判断を下した。約一万八百人が二の丸主馬寮構内広場に避難した。

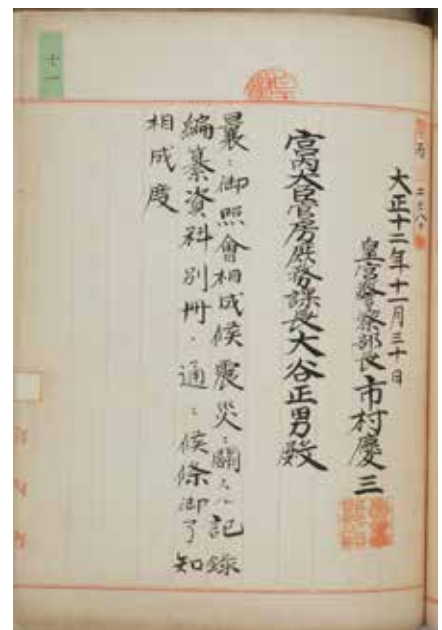
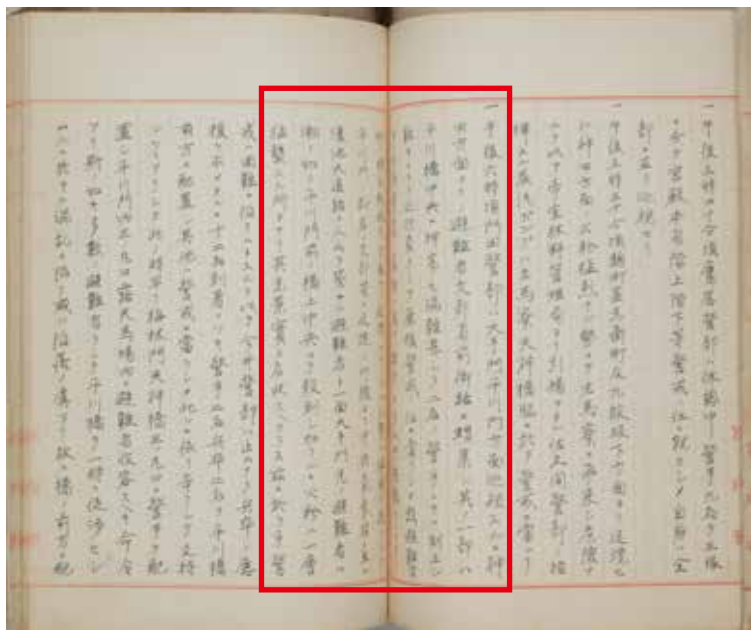


写真 33 皇宮警察部震災日誌 大正 12 年 9 月 1 日条（大臣官房庶務課「震災録」4 のうち）

大臣官房庶務課が作成した、関東大震災に関わる文書を綴った簿冊全 4 冊。本資料はその内の 4 冊目。大臣官房庶務課へ提出された各部局の震災日誌が綴られている。写真は皇宮警察部の震災日誌で、11 月 30 日、大臣官房庶務課の照会により提出されたものであることがわかる。

写真 33 からは、震災当日の記事には火の手から逃れて避難してきた人びとが多数に上ったため、宮城外苑を一部開放するに至った実態が窺える。

また、9 月 3 日条には、9 月 1・2 両日での御料地への避難者数が記されている。連絡手段や警手の有無により、把握できたのは限られた情報であった。ただ、宮城外苑は 1 日が 2 万 5 千人、2 日が 3 万人と、避難者数が一際多いことがわかる。

（赤枠線内積文）

一 午後六時頃、門田警部ハ大手門平川門方面巡視スルニ神田方面ヨリノ避難者文部省前街路ニ蟻集シ、其ノ一部ハ平川橋中央ニ押寄せ混雑甚シク、二名ノ警手ニテハ制止シ難キニヨリ巡行員ヲシテ応援警戒ノ任ニ当ラシメ、該避難者中主馬寮員ノ家族ハ馬丁詰所マテ入門避難セシメタリ、此ノ時九段坂下方面ヨリ延焼シツ、アル火勢ハ猛威ヲ逞フシテ平川門ノ対岸文部省ニ延焼シ、竹橋ヨリ中央氣象台ニ至ル濠池大道路二人山ヲ築ケル避難者ト一面大手門先ノ避難者ハ潮ノ如ク平川門前ノ橋上中央マテ殺到シ、加フルニ火粉ハ一層猛襲スル所トナリ、其光景実ニ名状スヘカラス

木材下賜

復旧・復興に向けて、膨大な建築資材が必要となることは明らかであった。しかし、震災で混乱する状況においては、円滑な木材の供給は見込めなかった。そこで大正十二年九月四日に開かれた閣議では、下賜される宮内省所管の木材を建築資材として用いることを決定した（国立公文書館所蔵「公文別録」）。

宮内省帝室林野管理局では、思召を受けて十月から実際に下賜の手続きを進めていった。十月三十日、宮内大臣から内閣総理大臣へ御料林からの木材を公共施設建造の復旧用材として用いることを通牒した。十一月には、天城御料地・富士御料地・三方御料地・三河国勘八御料地・甲斐国白須御料地・下総御料地から公共建造物の復旧用材として罹災府県へ三十万石の木材が下賜されることが決裁された。その結果、図表7に示したように御料地から伐採できた木材約十九万五千石が罹災府県へ下賜された。これらの木材は、震災から復旧・復興するための資材として、各所で活用された。

図表7 各府県別被害額・下賜材木量

	公共団体施設建物被害額・割合(円)(%)		下賜材木量・割合(石)(%)	
	被害額	割合	材木量	割合
東京府	23,114,615	44.7	100,000	55.3
神奈川県	24,883,174	48.1	70,000	33.9
千葉県	2,636,300	5	10,000	3.9
埼玉県	698,299	1.3	8,000	4.6
静岡県	276,330	0.5	5,000	1.3
山梨県	84,800	0.1	2,000	0.8
計	51,693,518		195,000	

※大臣官房庶務課「恩賜録」1より作成。



写真34 罹災者救済のため、御料林からの木材伐採を決裁した文書（帝室林野管理局「重要雑録」4のうち）

宮内省帝室林野管理局で作成された、用材下付・下賜に関する書類を綴った簿冊。特に震災復旧用木材の伐採に関する文書である。大正12年10月、帝室林野管理局では罹災者の救済のため、建設物の復旧用材として御料林から伐採することを決定した。

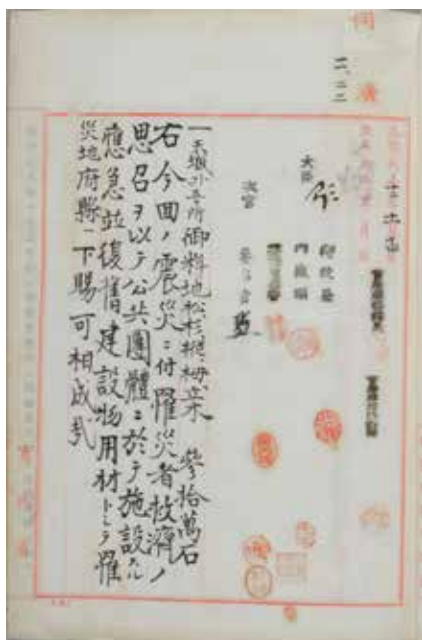


写真35 罹災府県へ御料林からの木材下賜を決裁した文書（大臣官房庶務課「恩賜録」1のうち）

大臣官房庶務課で作成された恩賜に関する文書を綴った簿冊。本文書は、大正12年11月、震災復旧用のため、罹災府県へ御料林の材木を下賜することを決定したものである。文書の欄外に「伺済」の印があり、大正天皇へのお伺いの形式をとりながら、実質的には摂政宮へ伺いがなされたと思われる。

第四章

宮内省の動向



深川区猿江裏に設置された宮内省巡回救療班の救療所
(大臣官房庶務課「震災録」大正12～13年のうち)

宮内省の動向

日光との連絡

地震の発生は、宮内省にも大きな混乱をもたらした。震災によって師正王（東久邇宮稔彦王第二王子）をはじめ三方の皇族方が薨去されている。建造物では、宮城（皇居）及び宮内省庁舎にも大きな損害が生じ、全焼・全潰した離宮や御用邸もあった（『東京府大正震災誌』）。

宮内省の職員は、庁舎前の広庭にテントを張り、震災対策に当たった。庁舎は、壁の剥落などが予想される危険な状態であったためである。その職員たちや家族にも死亡者・行方不明者が発生したほか、自宅が倒壊するなど何らかのかたちで被災した者は少なくなかった。

そうした状況下において、宮内省職員は摂政宮の御安全を確保するとともに大正天皇・貞明皇后が滞在されていた日光田母沢御用邸との連絡に努めた。大臣官房文書課「震災当時ノ交通々信ニ関スル書類」によれば、震災直後、宮内省では電話・電信が「其ノ用ヲ為サス」という状態に陥

り、省外との連絡は、自動車や自転車などをを用いるほかなかった。

田母沢御用邸との通信手段も失われたため、宮内省は非常措置として陸軍に交渉して宇都宮方面へ飛行機を飛ばすことになった。飛行機は、大正十二年（一九二二）九月二日明け方宇都宮に到着し、回線が通じていた宇都宮から電話で田母沢御用邸と連絡を取ることになった。一方、日

関東大震災では、皇族方も被災され、山階宮武彦王妃佐紀子女王、寛子女王（閑院宮載仁親王第四王女）、師正王の3方が薨去された。左は、東久邇宮附宮内事務官金井四郎から牧野宮内大臣に宛てられた師正王の薨去届。師正王は、震災当日御滞在中であった神奈川県高座郡藤沢町鶴沼の吉村鉄之助別荘で薨去された。薨去届が、薨去から遅れて9日に出されていることから当時の混乱した様子が窺える。御葬儀は13日に「御内葬」として執り行われた。



写真 36 師正王薨去届

（「武彦王妃佐紀子女王殿下、寛子女王殿下、師正王殿下薨去の件」のうち）

光からの使者は徹夜で自動車を走らせ、二日朝宮城へ到着している。大

正天皇・貞明皇后並びに同じく日光に滞在されていた摂政宮の御兄弟秩父宮雍仁親王、澄宮（のちの三笠宮崇仁親王）の御無事が報告された。二日中には、摂政宮の御使として甘露寺東宮侍従が田母沢御用邸に参邸し、四日に至って本省と御用邸との直通電話が復旧した。

「行幸録」は、侍従職で作成された行幸に関する書類を綴った簿冊。左の写真は、大正12年の「行幸録」に綴られた「日光行幸書類」のうち、事務日誌の9月2日条。矢印で示した行には、「皇太子（摂政宮）殿下ハ御参内中ナリシモ御無事」と記されており、摂政宮御無事の一報が日光へ届いたことが窺える。日誌からは、このほかにも震災の被害状況に関する様々な報告が、日光へ上がっていたことがわかる。

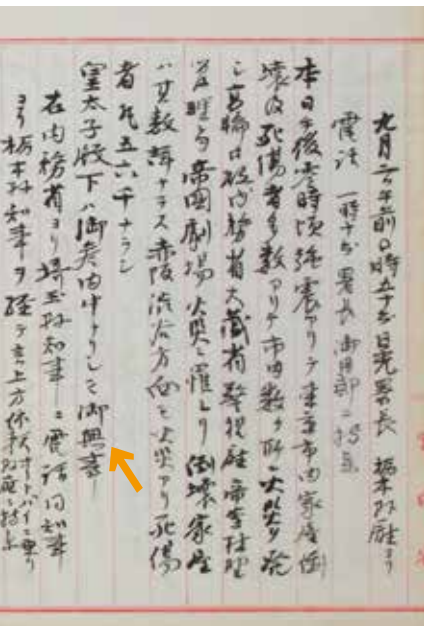


写真 37 侍従職「行幸録」大正12年9月2日条

さらに、九月十七日には宮内大臣牧野伸頭が汽車で日光へ赴き、翌十八日に拝謁。第二章で取りあげた御婚儀の延期などを大正天皇・貞明皇后へ言上した。この際、大

正天皇より復興その他で多大な経費が必要になることから「御手許御入費等節約」を示唆されたお言葉があり、牧野は「難有事」と日記に記している（『牧野伸頭日記』）。

臨時災害事務委員会の設置

宮内省では大正十二年九月三日訓令第十号によつて臨時災害事務委員会を組織し、臨時体制を整えた。委員会には、総務係他十の係と宮内次官関屋貞三郎委員長以下顧問・委員が置かれた。構成は、図表8の通りである。同委員会は、危険な状態にある庁舎ではなく、宮殿で執務を行うことになった。九月十二日付の訓令で同委員会は廃止されたが、救護・給養係の業務は当分の間継続された。

図表8 臨時災害事務委員会組織図

委員長 関屋貞三郎 (宮内次官)



顧問
委員長の諮詢に応じる、意見を具申する

珍田捨巳 (東宮大夫)
井上勝之助 (式部長官)
倉富勇三郎 (帝室会計審査局長官)
本田幸介 (帝室林野管理局長官)

委 員

<p>総務係 事務の総轄・連絡</p> <p>徳川頼倫 (宗秩寮総裁) 伊藤博邦 (主馬頭) 山崎四男六 (内蔵頭) 小原駈吉 (内匠頭) 上野季三郎 (大膳頭) 入江貫一 (宮内省参事官) 杉栄三郎 (図書頭) 西園寺八郎 (式部次長) 大谷正男 (宮内事務官) 白根松介 (宮内書記官) 工藤壮平 (宮内省御用掛)</p>	<p>庶務係 災害の報告・収集、文書事務、応急措置の方針など</p> <p>大谷正男 (宮内事務官) 福田秀猪 (宮内省御用掛) 渡部信 (宮内書記官) 戸田氏秀 (宮内書記官) 杉琢磨 (宮内書記官) 白根松介 (宮内書記官) 二荒芳徳 (宮内書記官) 本多猶一郎 (宮内書記官) 稲垣潤太郎 (帝室林野管理局事務官) 西村宏恭 (宮内省翻訳官)</p>	<p>内廷係 皇族・典式に関すること</p> <p>徳川頼倫 (宗秩寮総裁) 西園寺八郎 (式部次長) 渡邊直達 (式部官) 松井修徳 (宮内事務官) 香川秀五郎 (宮内事務官) 山縣武夫 (式部官) 酒卷芳男 (宮内事務官) 山口魏 (宮内事務官) 金井四郎 (宮内事務官) 加藤内蔵助 (式部官) 武井守成 (式部官) 中御門経恭 (式部官) 山田益彦 (式部官)</p>	<p>会計係 収入・支出に関すること</p> <p>山崎四男六 (内蔵頭) 大木彝雄 (宮内事務官) 高橋其三 (宮内事務官) 浅田恵一 (宮内事務官)</p>
<p>需品係 食糧・日需品の補充・配給</p> <p>伊夫伎準一 (帝室会計審査官) 杉琢磨 (宮内書記官) 武宮雄彦 (宮内事務官) 鈴木重孝 (帝室会計審査官) 青山操 (帝室会計審査官補)</p>	<p>給養係 食糧の調達・配給</p> <p>上野季三郎 (大膳頭) 三条公輝 (皇后宮事務官) 三浦篤 (宮内事務官) 醍醐忠直 (式部官) 大久保純 (式部官) 矢島正昭 (帝室会計審査官)</p>	<p>警務係 警衛・保健に関すること</p> <p>市村慶三 (皇宮警察長) 阪口鎮雄 (皇宮警視) 小池常宗 (皇宮警視)</p>	<p>工営係 工作・営繕に関する事項</p> <p>小原駈吉 (内匠頭) 佐野利器 (宮内技師) 高橋其三 (宮内事務官) 市川之雄 (宮内技師) 三善焯彦 (宮内事務官) 北村耕造 (宮内技師) 密田良太郎 (宮内技師) 鹿兒島虎雄 (宮内事務官) 鈴木鎮雄 (宮内技師) 平野英一 (宮内技師) 菊地白 (宮内技師) 高橋貞太郎 (宮内技師) 深尾代治 (宮内技師) 海老定徳 (内匠寮御用掛)</p>
<p>車馬係 車馬の配給</p> <p>伊藤博邦 (主馬頭) 伊東太郎 (宮内事務官) 鹿兒島虎雄 (宮内事務官) 山川喜市 (宮内技師) 友田元效 (宮内技師) 河野健秀 (宮内技師) 酒井克己 (宮内技師)</p>	<p>救護係 救護に関する事項</p> <p>杉栄三郎 (図書頭) 東久世秀雄 (帝室林野管理局事務官) 神谷初之助 (帝室博物館事務官) 杉村愛仁 (帝室林野管理局事務官) 岩波武信 (宮内事務官) 山川一郎 (侍医)</p>	<p>※大臣官房秘書課 (参事官室)「訓令録」大正12年から作成。 なお、『宮内省省報』第157号(大正12年10月発行)にも9月3日付の訓令は掲載されているが、省報に掲載されたものは「訓令録」中にはある委員の係分担が記載されていない。</p>	

図表9 救護係出勤表（大正12年9月3～30日）

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
杉園書頭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東久世事務官	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩波事務官	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉村事務官	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
武宮事務官	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木下属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩川属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松沢属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笹原属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平吉属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梶村属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木原属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大西属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大滝属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅羽雇員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎給仕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※臨時災害事務委員会救護係「日誌」から判明した範囲で作成。○：出勤、-：欠勤、■：在任期間外

宮内省職員の奔走
 宮内省の職員は、発災後、連日出勤して災害対策に当たった。職員が、ほとんど休日もなく、昼夜を問わずに事務に取り組んでいたことが資料中に散見される。左の救護係の出勤表からは、その一端が見て取れる。

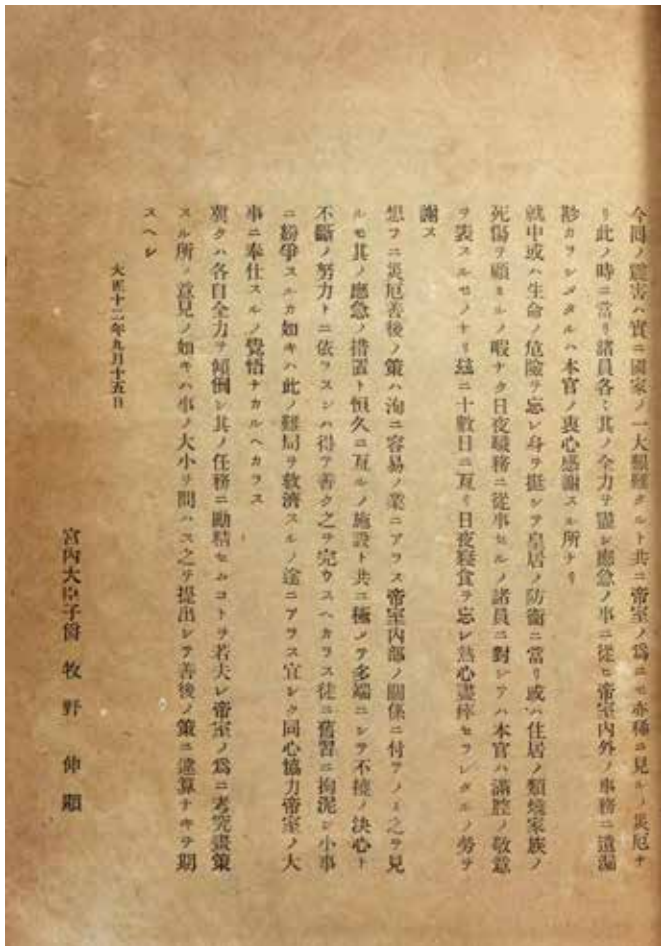


写真38 牧野宮内大臣訓示(東宮職「震災録」1のうち)

9月15日付宮内大臣牧野伸顯の訓示。皇室と国家の苦難に当たって、皇室のため尽力した職員へ慰労の言葉が述べられている。牧野は、自宅の焼失や家族の死傷を顧みる暇もなく、昼夜を問わず激務に取り組んだ宮内省職員に対して感謝を述べている。さらに、この難局を乗り越えるべく、「同心協力」して「帝室ノ大事ニ奉仕スルノ覚悟」を説いている。

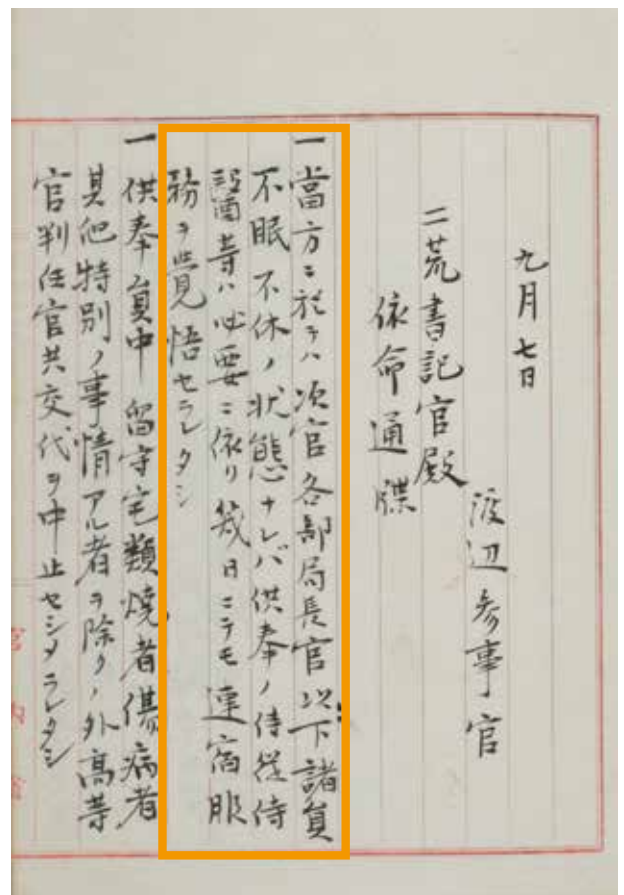


写真39 二荒書記官宛依命通牒 (大臣官房庶務課「重要雑録」2のうち)

9月7日付で東京の渡辺参事官から日光の二荒書記官へ宛てられた依命通牒。枠線内には「当方ニ於テハ次官各部局長官以下諸員不眠不休ノ状態」とあり、宮内省職員が不眠不休で震災対策に奔走していた様子がわかる。

摂政官御周辺の職員と警備

発災後、摂政官のお側近くに仕えていた職員は、特に緊張感が高まった。摂政官の赤坂離宮還啓後、東宮職の職員は広芝御茶屋近くの芝生の上で待機し、御用に備えている。また、連日にわたって多くの職員が宿直し、御多忙を極めた摂政官をお支えた（東宮職「日誌」）。

一方で、震災による治安の悪化が危惧されたため、摂政官周辺の警戒体制はより一層厳重となった。その中心的役割を担ったのは、皇宮警察部の職員である。彼らは、宮城内での消火活動などとともに赤坂離宮の安全確保にも努めた。

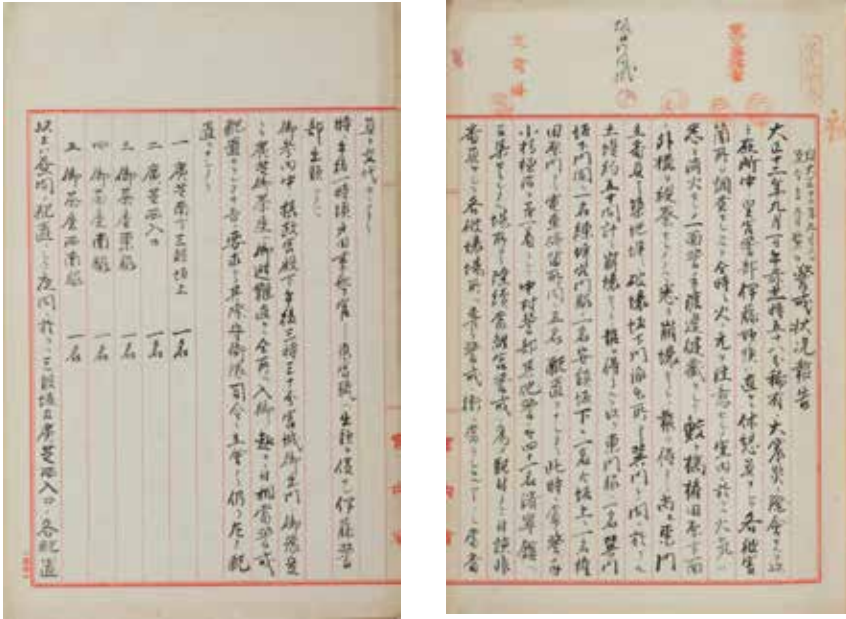
摂政官が赤坂離宮へ戻られたのちは、皇宮警察部が近衛師団の守衛隊と連携しながら広芝御茶屋の警備を固めた。摂政官還啓に当たっては、東宮職から伊藤皇宮警部が出頭を要請され、「相当警戒配置セラレタキ旨ノ要求」があり、還啓直後から広芝御茶屋及びその周辺の警備を重視した臨時体制が布かれた。また、守衛隊も応援部隊が出動し、赤坂離宮全体の警備体制が強化された。

写真 40 警戒状況報告

(東宮職「震災録」1のうち)

皇宮警察部赤坂離宮臨時分遣所の伊藤皇宮警部と中村皇宮警部が、連名で作成した報告書。大正12年10月作成。東宮職が作成・取得した文書を綴った「震災録」に含まれる。

主たる内容は、9月2日から7日までの赤坂離宮における警戒状況に関するもの。伊藤皇宮警部は、発災後直ちに休憩員を呼び集めて被害箇所を調査し、火の元の点検を行った。地震が発生すると皇宮警察部の職員が、「陸続当離宮(赤坂離宮)警戒ノ為メ駆付」けた。



図表 10 赤坂離宮における皇宮警察部配置人数 (大正12年9月1・2日)

	9月1日		→	9月2日	
	発災前	発災後			
正門		2	0	正門	2
御車寄	2	0	0	御車寄	2
本館東脇	2	0	0	本館東脇	2
本館西脇	2	0	0	本館西脇下降口	2
段々坂上	2	0	0	青山御所受付及火ノ元	3
練堀穴門	2	0	0	練堀穴門	2
本館西脇下降入口	2	0	0	火之元巡行	2
権田原門	0	3	3	権田原門	3
権田原門停留所角	0	3	3	権田原停留所角	3
安鏡坂上	0	3	3	安鏡坂上	3
安鏡坂下	0	3	3	安鏡坂下	3
茶畑南角	0	3	3	茶畑上	3
茶畑中間	0	3	3	茶畑中間	3
練堀穴門脇	0	2	2	練堀穴門脇	2
東門脇	0	3	3	東門脇	2
坂下門翼門中間	0	3	3	坂下門翼門中間	3
広芝三段坂上	0	3	3	広芝三段坂上	3
広芝西入口	0	3	3	広芝西入口	3
				広芝南脇	3
広芝御茶屋東脇	0	3	3	広芝御茶屋東脇	3
広芝御茶屋南脇	0	3	3	広芝御茶屋南脇	3
広芝御茶屋西南脇	0	3	3	広芝御茶屋西脇	3
赤坂派出所並二東門	0	5	5	赤坂派出所並二東門	5
赤坂坂下門及柵門	0	4	4	赤坂坂下門及柵門	4
鉸ヶ橋派出所並二徳錦閣脇立番所	4	0	0	鉸ヶ橋派出所並二徳錦閣脇立番所	4
青山御所西門	2	0	0	青山御所西門	2
青山御所四ノ門	3	0	0	青山御所四ノ門	2
青山御所五ノ門	2	0	0	青山御所五ノ門	2
皇子御殿西門	2	0	0	皇子御殿西門	2
皇子御殿通用門	0	0	0	皇子御殿通用門	3
皇子御殿表門	2	0	0	皇子御殿表門	2
赤坂翼門	2	0	0	赤坂翼門	2
合計	31	50		84	

※東宮職「震災録」1から作成。数字は人数。

貞明皇后と巡回救療班

日光田母沢御用邸に御滞在中であった貞明皇后は、震災の発生により御単独で還啓された。九月二十九日の朝、田母沢御用邸をお発ちになり、同日十一時二十五分に上野駅御着。そのまま上野公園内罹災民収容所などを慰問された。以降、貞明皇后は各地の罹災民収容所などをお見舞いになっている。

震災以後、貞明皇后は日光に上がってきた被害状況報告をお聞きになり、罹災者が置かれた状態を深く心配されていた。特に、小児や妊婦、出産後の婦人のための医療組織が、被災地で必要だとお考えになった。こうした、貞明皇后の思召に基づき組織されたのが宮内省巡回救療班である。

「宮内省巡回救療班報告書」（大臣官房庶務課「震災録」大正十二〜十三年のうち）によれば、「皇后宮巡回救療班」や「宮廷巡回救療班」といった名称が当初組織名の候補にあがっていたが、貞明皇后の御内意により、「宮内省巡回救療班」の名称が付与されたという。

宮内省巡回救療班は、自動車などで東京市ほかを廻り、実質的に九月十四日から翌年三月までの期間、無料で被災者の診察を行った。小児科・産婦人科を主としつつ内科と外科も取扱った。震災後に陸軍や日本赤十字社などによりさまざまなかたちで救療組織が設けられていたが、十分とはいえず、宮内省巡回救療班による九月中の診察患者数は七千五百九名にも及んだ。宮内省巡回救療班の詳細については論考編を参照。



写真41 大正12年9月29日上野公園内罹災民収容所をお見舞いになる貞明皇后（大臣官房庶務課「震災録」大正12〜13年のうち）

災害の診察を行った。小児科・産婦人科を主としつつ内科と外科も取扱った。震災後に陸軍や日本赤十字社などによりさまざまなかたちで救療組織が設けられていたが、十分とはいえず、宮内省巡回救療班による九月中の診察患者数は七千五百九名にも及んだ。宮内省巡回救療班の詳細については論考編を参照。

表11 貞明皇后の主な御視察日程（大正12年）

日時	行啓先
9月29日	日光田母沢御用邸→上野駅→上野公園(常盤花壇跡→博物館正門→精養軒前→博覧会跡)→泉橋慈善病院
9月30日	日本赤十字社病院→青山学院→慶応大学病院→東京第一衛成病院
10月2日	伝染病研究所→済生会病院→東京帝国大学医学部附属病院
10月3日	(日光へお戻りになる)
10月15日	(大正天皇・貞明皇后還幸啓)
11月5日	横浜駅→横浜市社会会館→済生会病院→十全病院→大阪府外一府六県聯合震災救護仮病院→日本赤十字社臨時病院
11月9日	日本赤十字社麻布臨時病院
11月19日	済生会麹町分院→日本赤十字社本郷臨時産院→済生会駿河台産院
11月30日	協議会臨時病院→日本赤十字社京橋臨時病院→日本赤十字社深川臨時病院→宮内省巡回救療班仮事務所
12月7日	女子学院→満鉄病院

※大臣官房庶務課「幸啓録」1、『宮内省省報』から作成。

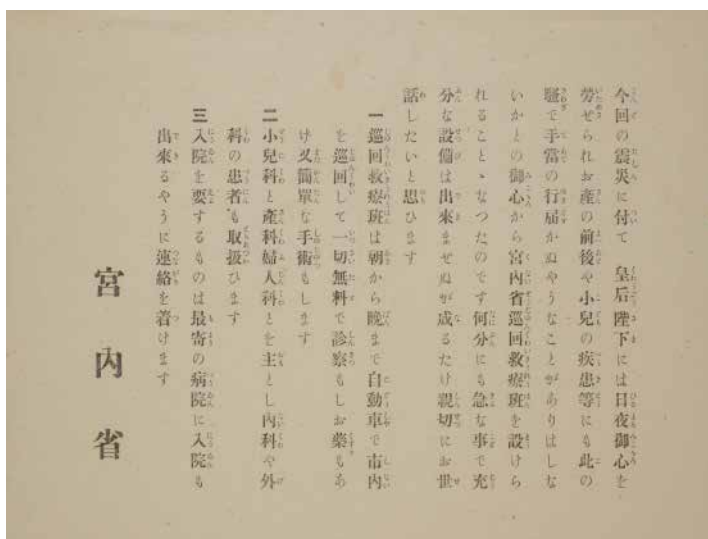


写真42 宮内省巡回救療班ピラ



写真 43 救療日程表綴

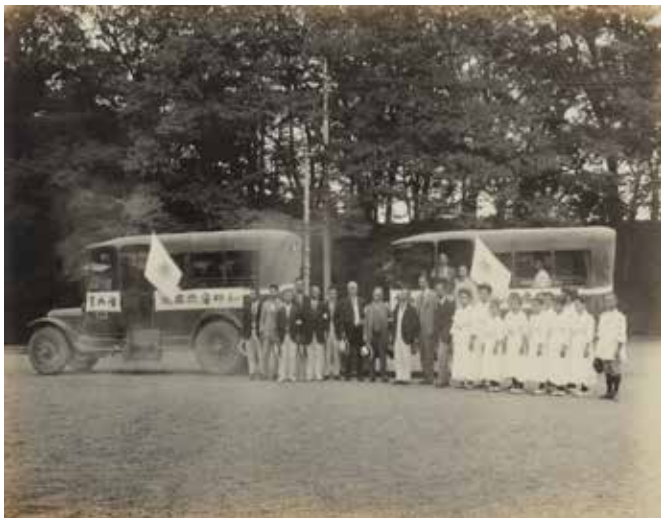


写真 44 宮殿東御車寄



写真 45 小石川区植物園



写真 46 神奈川高等女学校救療所



写真 47 高木男爵邸

宮内省巡回救療班写真（大臣官房庶務課「震災録」大正12～13年のうち）

図表 12 宮内省の炊き出し数量
(大正 12 年 9 月 1 日～ 7 日)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
避難者	乾麺10箱	5,300食 乾麺25箱	8,150食	7,000食	4,000食	3,000食	2,700食
宮内省職員	2,450食	2,500食 乾麺20箱	4,600食	4,500食	4,500食	5,200食	5,100食
合計	2,450食 乾麺10箱	7,800食 乾麺45箱	12,750食	11,500食	8,500食	8,200食	7,800食

※「臨時災害事務委員会給養係事務概要」(大臣官房庶務課「震災録」4のうち)から作成。

炊き出し
宮内省は、同省職員のほか一般の被災民へも炊き出しを行った。発災後、すぐさま庁舎玄関前に炊き出し所を設け、夕方までに二千二百三十個の竹皮包弁当を調製した。
宮城が避難所として開放されると、被災民へ飲料水や乾麺、米類が配布されている。その実態は、宮内省職員の「少数ノ人員ニシテ少数ノ炊事用具ニ依リ徹宵炊爨セシメタル」という状況であり、一時は中断したこともあった。だが、職員たちは器材をかき集めて炊き出しを再開し、九月末まで続けられた。



写真 48 宮内省から被災者のために下付された飯台・杓文字(右)と釜(左)(東京都復興記念館所蔵)

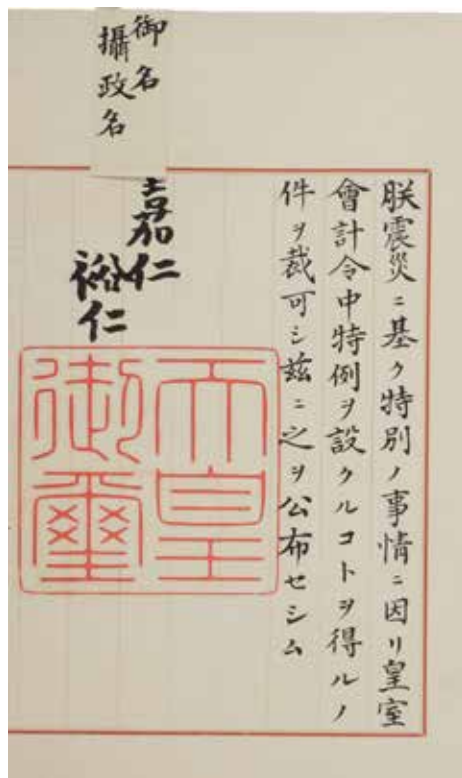
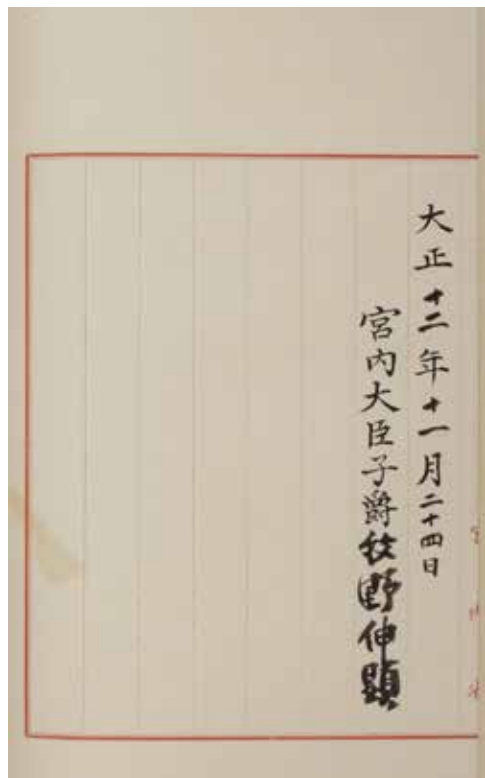


写真 49 震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ皇室会計令中特例ヲ設クルコトヲ得ルノ件(大正 12 年 11 月 26 日皇室令第 19 号。大臣官房秘書課・参事官室「皇室令録」2のうち)

被災者への支援や復興のための下賜金、建造物の修復、被災した職員への手当などにより皇室や宮内省から多大な金額が支出された。左の皇室令によって、震災に関連した特別の事情に因る場合、当分の間宮内大臣の判断で皇室会計令中に特例を設けることができることとされた。大正天皇の御名(摂政宮御代筆)と摂政宮の御署名が見える。

震災と文書の救出・焼失

関東大震災は、多くの古文書や図書も灰にした。震災で、神田古書店街は壊滅、東京帝国大学図書館が焼け落ちるなど貴重な資料が失われた。そうしたなか、明治以来、皇室に関する記録や図書及び公文書などを保管してきた宮内省図書寮は被災を免れた。

図書寮の職員は、発災後、生命の危険を顧みず、麹町区三年町にあった図書寮庁舎への類焼を防ぐべく、消火活動を行った。その結果、図書寮が蔵する一大資料群は、多くが失われることなく未来へ伝えられた。

それまで、図書寮の庁舎・書庫は各地を転々としており、災害対策は不十分であった。そのため、数度にわたって新築の要望が図書寮から出されていたが、実現には至っていなかった。震災を機に、災害に耐える構造の庁舎を建築すべく本格的な検討が始まった。これは、鉄筋コンクリートの庁舎として結実し、同庁舎では昭和三年（一九二八）から執務が行われた。

一方で、陵墓の管理を掌る宮内省諸陵寮の庁舎は焼失した。これによ

り、諸陵寮が所蔵していた陵墓調査に関する考証案、考証資料、参考図書をはじめ陵墓監理に関する重要書類などが灰燼^{かいじん}に帰した。諸陵寮では、これを受けて資料の再収集案が策定され、のちに実施されている（諸陵寮「例規録」）。



写真 50 昭和3年から執務が行われた図書寮（書陵部）庁舎（中村一紀氏撮影）

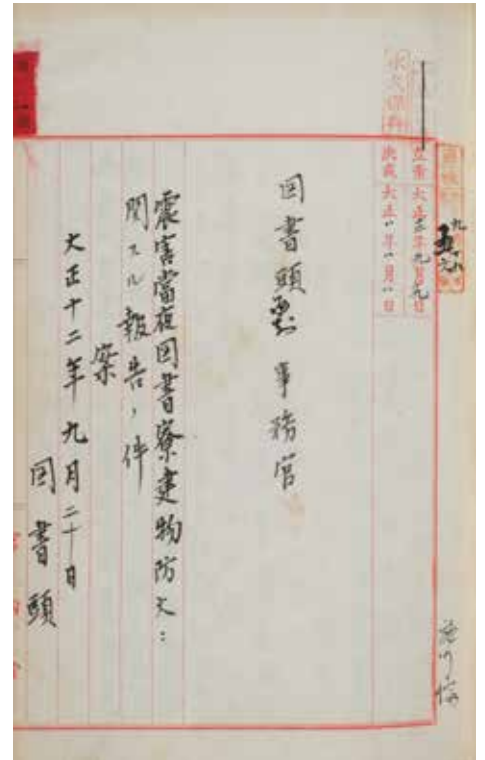


写真 51 大正 12 年 9 月 20 日付宮内大臣宛図書頭報告書 震害当夜図書寮建物防火二関スル報告ノ件

（図書寮「重要雑録」のうち）

震災記録の編集

現在われわれが、当時の摂政宮の御様子や宮内省の動向を再現できるのは、たまたま記録が残されたからではない。これらの重要な記録は、宮内省職員たちの意思によって後世の教訓とすべく意図的に現在に伝来したものである。

それは、内閣総理大臣のもとに置かれた臨時震災救護事務局が作成した『震災被害並救護施設の概況』や内務省社会局が編んだ『大正震災志』及び東京府が作成した『東京府大正震災誌』のような記録編纂事業と密接な関係にあるが、特に宮内省の記録として作成されたのが「宮内省臨時災害事務紀要」（以下、「紀要」という）である。内容は、皇室の御動静や宮内省の動向の詳細に及ぶ。

「紀要」は、大臣官房庶務課が各部署に提出させた日誌、報告書類に基づいて作成された。「紀要」は、一冊が同課で保存され、現在大臣官房庶務課「震災録」一に綴られている。ほかにも一冊が、大正十四年九月十五日に保存用として図書寮に送付され、公文書として保管された（図書寮「図書録」）。

図表 13 「宮内省臨時災害事務紀要」編纂材料

作成・取得	内容	収録
大臣官房庶務課	摂政殿下御巡視関係書類	「震災録」2
大臣官房庶務課	庶務・差遣関係	「震災録」2
大臣官房文書課	震災時交通運輸関係	「震災録」2
大臣官房庶務課	特別演習中止	「震災録」2
臨時災害事務委員会給養係	臨時災害事務委員会給養係事務概要	「震災録」4
女子学習院	報告書（罹災者収容などに付）	「震災録」4
臨時災害事務委員会救護係	救護二関スル状況報告書、救護事項概要	「震災録」4
主馬寮	罹災者救護日誌	「震災録」4
主馬寮車馬係	震災日誌	「震災録」4
主馬寮掌車係	震災日誌	「震災録」4
主馬寮獣医係	震災日誌	「震災録」4
主馬寮御料乳牧場	震災日誌	「震災録」4
内蔵寮	大正十二年九月一日震災二際シ内蔵寮ノ採リシ非常手段	「震災録」4
臨時災害事務委員会内廷係	震災二関スル内廷事務要領概欄	「震災録」4
宮附震災善後取調会	宮附震災善後取調会要項	「震災録」4
臨時災害事務委員会総務係	震災救護日誌	「震災録」4
臨時災害事務委員会需品係	需品掛日誌	「震災録」4
大臣官房庶務課	震災記録	「震災録」4
大臣官房文書課	交通々信日誌	「震災録」4
皇宮警察本部	〔震災日誌〕	「震災録」4
学習院	大震災罹災者救護事務概況報告	「震災録」4
宮内省巡回救療班	〔巡回救療班事業状況報告〕	「震災録」4
皇后宮職	皇后宮行啓録	「震災録」4
宮内省巡回救療班	宮内省巡回救療班報告書	「震災録」
宮内省待医寮臨時診療所本部	日誌	「震災録」

※大臣官房庶務課「震災録」1～4及び同「震災録」大正12～13年から作成。

※明確に材料とされたと判断できるもののほかに、「紀要」と比較して推定できるものも含んでいる。

※内容は、原文に書名があるものはそのまま記載した。（ ）は、内容を補足したことを表し、〔 〕は、書名がないもので、新たに書名を付したことを表す。



写真 52 図書寮へ送付された宮内省臨時災害事務紀要

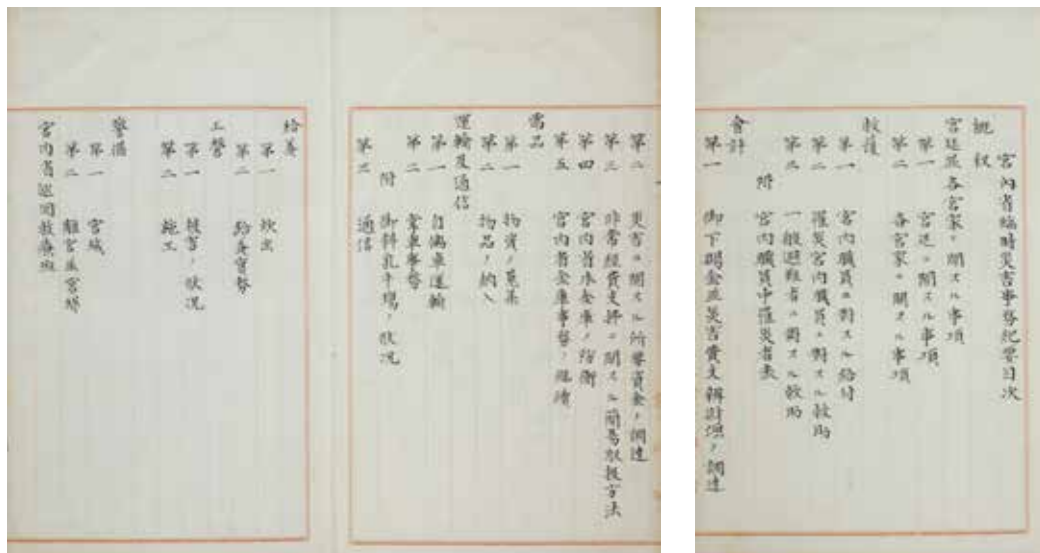


写真 53 宮内省臨時災害事務紀要目次

儀式と震災

震災下における祭祀

大正十二年（一九二二）九月二十八日に、宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）で震災に関わる親告が行われた。さらに、十月一日には、伊勢神宮・神武天皇山陵・明治天皇山陵へも奉告があった。震災の被害状況および復興についての御報告であった。当然、急を要する臨時の重要な儀式であった。

では、その後、恒例の祭祀はどのようにして行われたか。宮内省式部職作成の「例規録」大正十二〜十三年に「御祭典」を通常に復す旨を記した覚書がみえる（写真54）。震災以来、祭祀の際の参列員の範囲を縮小したこと、また服装は略式での参列が許されていたことがわかる。祭祀が通常に復したのは同年十一月二十三日の新嘗祭からである。その間に

行われた、恒例の祭祀である秋季皇霊祭同神殿祭・神嘗祭・天長節祭では「一、親王・親王妃・王・王妃・王族・公族総代一人、一、大勲位以下勅任待遇以上並國務大臣礼遇総代一人」と参列員はかなり限定され、服装も本来は「大礼服正装」であるところが、「通常服通常礼装」であった（写真55）。祭祀は次第に則って厳かに執り行われるものであり、服装はその儀式の格にふさわしいものであるのが当然であるので、異例の事態であったことが窺える。

祭祀は、国家、国民の安寧を祈る重要な意義を持つていたため、震災下という非常時にあつて威儀が整わないなかでも中止することなく、規模を縮小はするが、確実に執り行なわれていた。

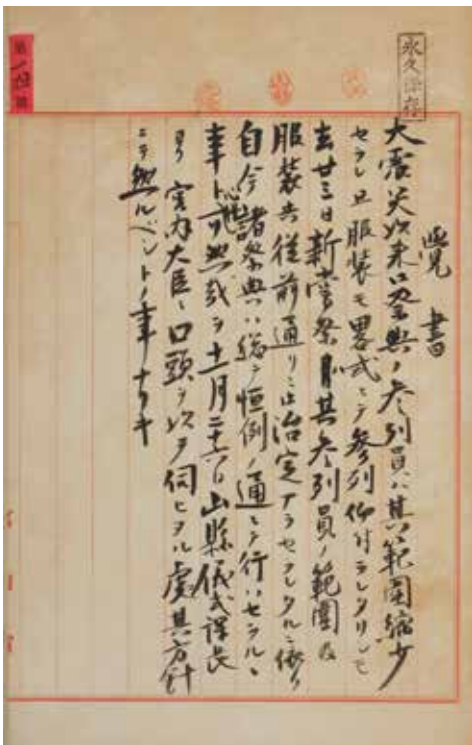


写真 54 「御祭典」に関わる覚書
（式部職「例規録」のうち）

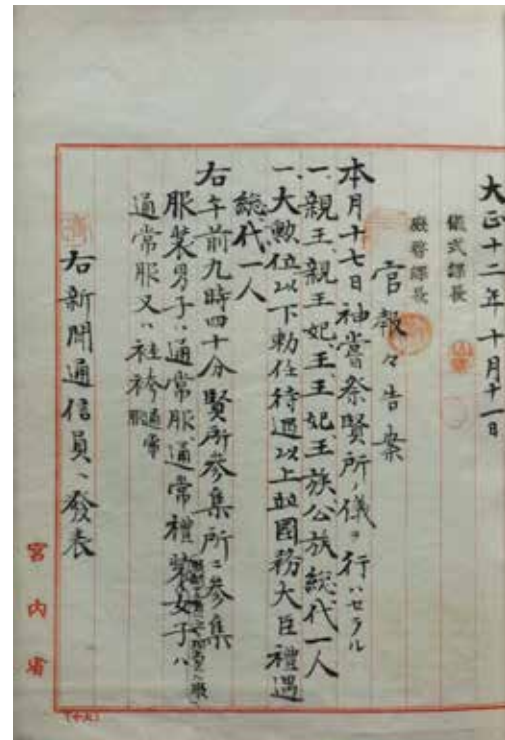


写真 55 神嘗祭賢所儀の際の官報報告案
（式部職「儀式録」4のうち）

写真 54 は、震災以来、「御祭典」への参列諸員の範囲が縮小され、服装も格を下げていたが、新嘗祭からは通常通りを行うことを、山縣武夫儀式課長が宮内大臣へ口頭でもつてうかがったことを記した覚書。写真 55 は、神嘗祭賢所儀の際の官報報告案。参列者の範囲が代表者に限られ、服装が「通常服通常礼装」であったことがわかる。

観菊会・観桜会かんぎくかい かんおうかいの中止

一方、中止された行事があった。園遊会えんゆうかいの前身である観菊会および観桜会である。観菊会は明治十二年（一八八〇）から、観桜会は明治十四年から行われた。以後、会場を移しながらも、恒例の行事となる。会は、皇族・大臣・参議・各国大使以下を招いて開かれた。会場での散策を許され、その後、天皇・皇后の拝謁はいえつがあるのが会の概略である。立食ではあるが茶菓の下賜があることから、宴の意味合いが強い。こういった会の性質から、恒例の行事であつても時局を考慮して中止となつたと考えられる。なお、観菊会・観桜会は、この年に限らず、取りやめとなつた年がある（図表14参照）。

なお、東日本大震災が起きた平成二十三年（二〇一一）の春の園遊会も取りやめとなつた。

図表 14 中止となつた観菊会・観桜会の一覧

会の種別	中止となつた年	会の種別	中止となつた年
観桜会	明治23年	観桜会	大正12年
観桜会	明治26年	観桜会	昭和元年
観菊会	明治27年	観菊会	昭和元年
観桜会	明治28年	観桜会	昭和2年
観桜会	明治30年	観菊会	昭和2年
観菊会	明治30年	観菊会	昭和3年
観桜会	明治36年	観菊会	昭和8年
観菊会	明治38年	観桜会	昭和11年
観桜会	大正元年	観菊会	昭和12年
観菊会	大正元年	観桜会	昭和13年
観桜会	大正2年	観菊会	昭和13年
観桜会	大正3年	観桜会	昭和14年
観桜会	大正7年	観菊会	昭和14年
観菊会	大正7年	観桜会	昭和15年
観桜会	大正8年		

※式部職「観菊会録」、「観桜会録」より作成。

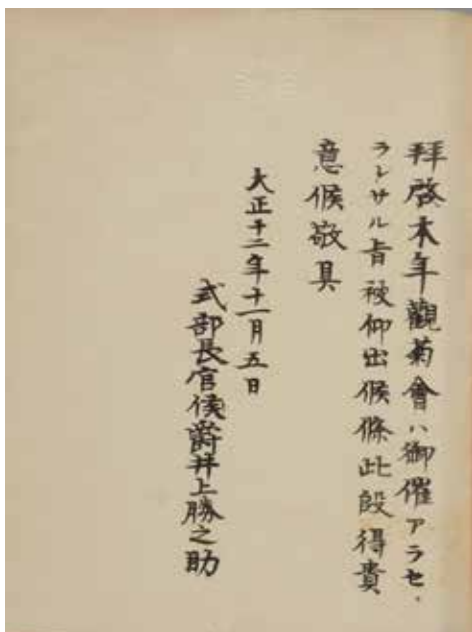


写真 56 観菊会を取りやめる旨の通牒（式部職「観菊会録」のうち）

歌会始うたかいはじめ

中止とはならなかったが、震災の影響があつた儀式として歌会始が挙げられる。歌会始は、宮中の新年の伝統的な儀式で、現在でも行われている。天皇が出題される御題に基づいて、和歌を詠じる儀式である。明治七年には現在のように一般からの和歌の詠進えいしんを募る形式にほぼ整つた。大正十三年の歌会始の御題は「新年言志」であつた。なお、この題に求められることは、大正十三年の「御歌録」に、「入江（為守）御歌所長談」として記されており、「新年の感想を云ひあらはす」ことであつた。この御題に決まつた背景には「国民各自の新年の感想を聞食きこめされむとの聖意せいいなるべし」とあることから、大正天皇が国民の新年にあつたの感想をお聞きになりたいという御意志によるものであることがうかがえる。なお、どのような感想が求められたかという点、「極めて広汎こうはんなる範囲に於て詠進す

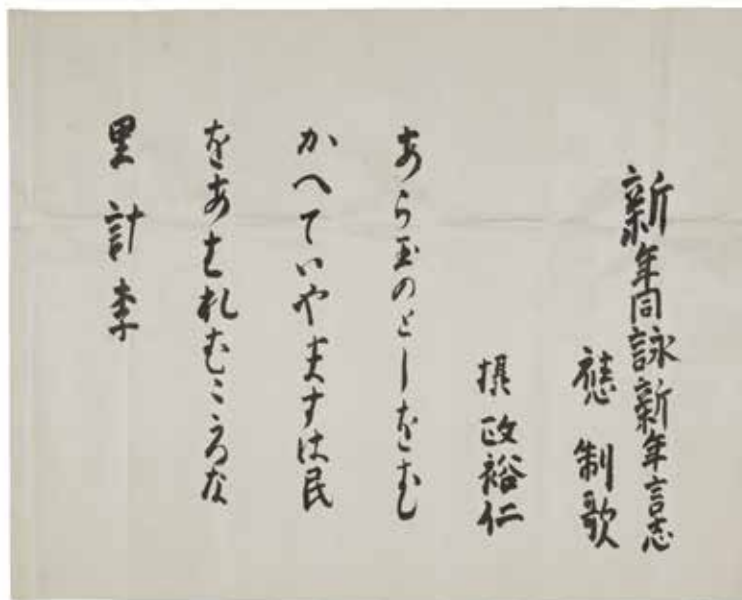


写真 57 撰政裕仁親王歌会始御懷紙 大正 13 年 (御物)

べきなり」とのことであり、詠じる感想の対象は特に限定されていないことがわかる。「如何なる事に亘るとも苟も国民の本分により脱出せざる限の実感を吐露するに於てはすこしも子細なかるべし」とあることから、かなり自由な題であったといえよう。また具体的な例が示されており、そのうちの一つに「帝都の復興気分を鼓吹せむも亦可なり」として、震災からの復興を詠じることが許容されている。実際に、その年の詠進歌のうち、当時撰政であった裕仁親王は「あら玉のとしをむかへていやますは民をあらむころなりけり」と震災により、より一層国民を憐れに思われるお気持ち詠まれている(写真57)。また、東久邇宮稔彦王妃聡子内親王は「まがごとは去年にてつきぬ今年よりよきことのみ世とはなりなむ」と歌われた。震災という凶事は去って行った年で終わり、新しい年は吉事ばかりとなるだろうと、新年をことほいでいる。一般からの詠進歌のうち選歌となった川崎篤行(東京府平民)の歌に「おこたらず都をつくる槌の音のしげきうれし年のはじめも」とあり、復興を遂げていく都市の様を喜んでいる。このように、震災の影響が儀式に及んでいたことがわかる。歌会始の歌は基本的には、新年をことほぐめたい内容を詠じるのが常である。もちろん、震災を詠じた歌はいずれも復興を喜ぶ内容となっているが、その根底には、悲惨な出来事による深い悲しみがあるといえよう。



写真 58 題の詠み方についての御歌所長入江為守の談話

(式部職「御歌録」のうち)

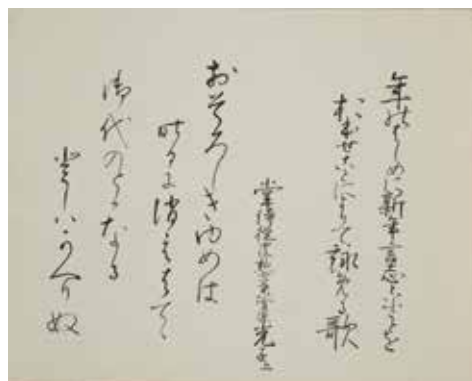


写真 59 掌侍普原光子の懷紙
(御歌所「歌会始詠進懷紙」のうち)

大正 13 年の歌会始で詠進された懷紙。「おそろしきゆめは昨日に消えはてゝ御代のどかなるとしはかへりぬ」。本懷紙では、「御代のどかなる」と詠じることで復興にむかいつつある様子をあらわしている。

震災時の貞明皇后の御歌

昭和三十六年に公刊された『貞明皇后御集』には、震災に関わる御歌が五首見える。「きくにだにむねつふるゝをまのあたり見し人心いかにかありけむ」は、発災時に日光田母沢御用邸に滞在されていた皇后が、震災の知らせをお聞きになった際の思いを率直に御歌にされている。また、「まごゝろのあつきがまゝにもゆる火の力つよさもおぼえざりけむ」は、警官が我が身の危険を省みず、火の手から逃れようとする人々を救おうとして、命を落とした事に対して御心を動かされて詠じられている。さらに、皇后は被災者を見舞われており、その際の御歌も御集に見える。皇后の御見舞いによって、被災者が涙を落として喜んでいる様子が歌われている。御集では、五首のみとなっているが、皇后の全ての御歌を収めている『貞明皇后御集 第一次稿本』では、全歌数一万三千五首のうち百五十五首が見られる。そのうちには、多くの死傷者が出た本所被服廠跡での被害を歌われた御歌もある。いずれも、被災者を憐れに思われる深い御心が窺い知れる御歌である。

『貞明皇后御集』のうち震災に関わる御歌五首

震災のあとのことゝも見もし
きゝもして

きくにだにむねつふるゝをまのあたり
見し人心いかにかありけむ
もゆる火の力に風のふきそひてのか
るゝみちもたえはてぬとか

避難者の身に水をそゝきて辛
くして火を免れしめし警官の
却りておのか身のやかれて命
失ひけるよしをきゝて

まごゝろのあつきかまゝにもゆる火の
力つよさもおぼえざりけむ

天長節祝日にブラック天幕に
も国旗をかゝけゝるよしきゝ
て

たらはぬをしのひてすめる板屋にもみ
旗かゝけて民の祝へる

病院巡視中の所感
よるこひのふかき心ハ病人の落すなみ
たにあらハれにけり

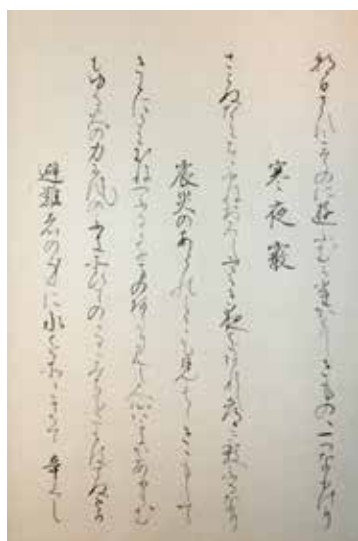


写真 60 貞明皇后御集の清書本

公刊されたコロタイプ版のもととなった。当時、学習院大学講師であった仲田幹一によって清書された。



写真 61 貞明皇后御集の帙

帙および御集を綴じる平打紐等の材料の一部は、紅葉山御養蚕所御生産生糸の下賜により製作された。帙は、飛雲に藤咬鳳凰の文様が織りだされたデザインとなっている。

第六章

復興記念



横浜駅にお着きになった昭和天皇と奉迎する人々
（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）

横浜への行幸

昭和四年（一九二九）四月二十三日、昭和天皇は横浜市へ行幸された。横浜市での復興祝賀式が行われる、その前日のことである。

市内は、お祝いムード一色に染まり、天皇がお通りになる経路（お道筋）は、紅白幕で裝飾され、各家ごとに国旗・軒灯が掲げられた。震災から約五年半が経過してのことである。

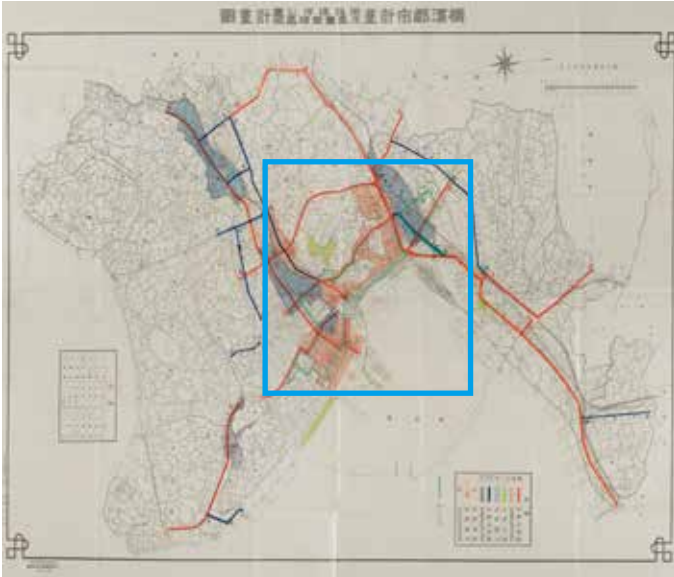


写真 62 横浜への行幸のお道筋

（大臣官房庶務課「幸啓録」4のうち）

横浜市役所が発行した「横浜都市計画街路運河公園及区画整理区域計画図」に、横浜への行幸の際のお道筋を書き込んだもの。お道筋は緑色で示されている。

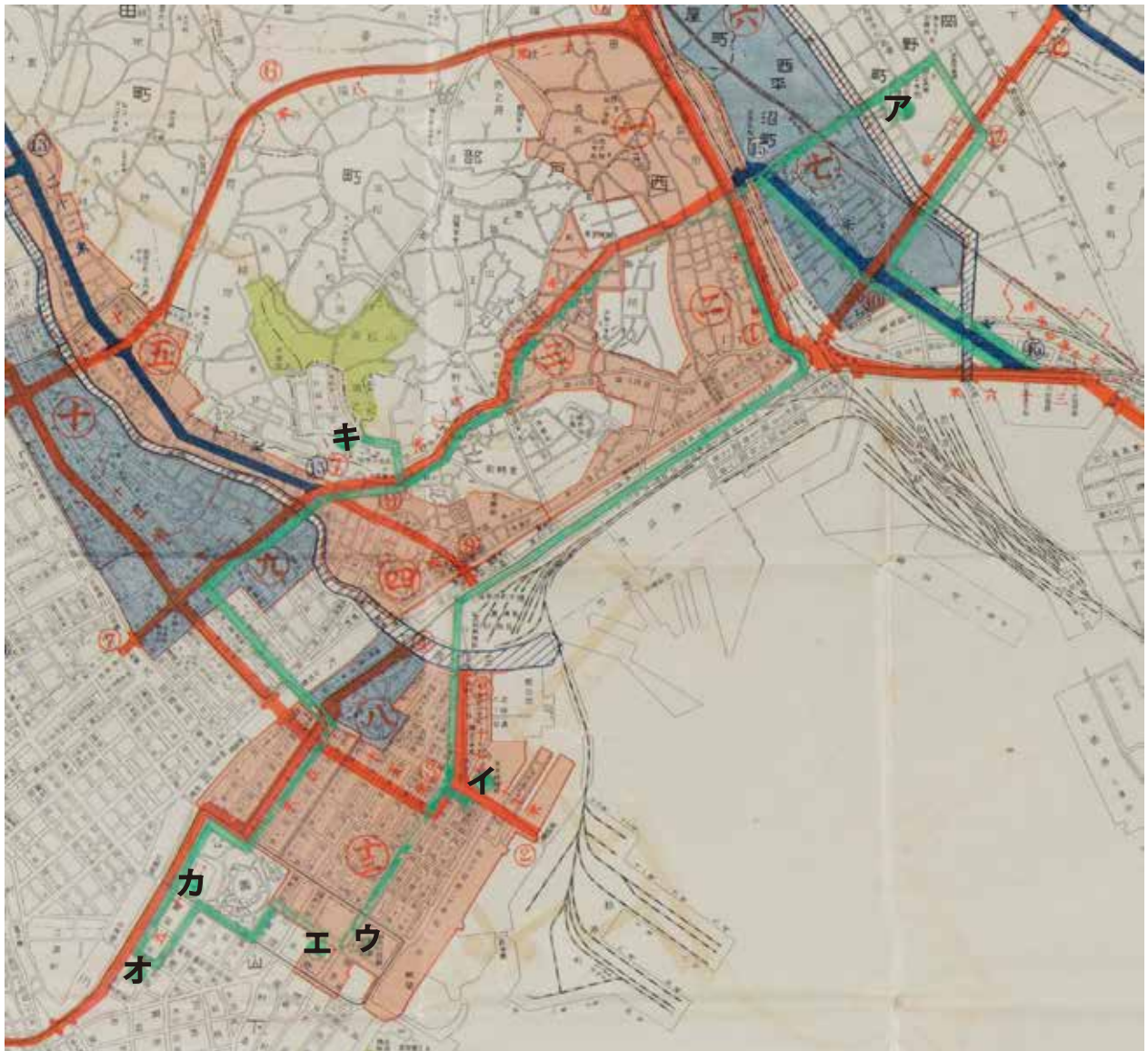


写真 62 の拡大図

ア：県立高等女学校、イ：生糸検査所、ウ：神奈川県庁、エ：商工奨励館、オ：横浜小学校、カ：市民奉迎会式場、キ：震災記念館

※お立ち寄りになった場所を地図中に示した。アからキはお立ち寄りになった順番。

横浜市が震災によって受けた被害は甚大であった。諸井孝文・武村雅之「関東地震（一九二三年九月一日）による被害要因別死者数の推定」によれば、九万三千九百八十六世帯のうち、家屋全潰が二万八千六百六十九世帯、焼失が六万二千六百八世帯であった。被害の深刻さは、写真 61・63 によって窺い知ることができる。行幸でお立ち寄りになった場所は神奈川県立女子高等学校・生糸検査所・神奈川県庁・市民奉迎会式場（横浜公園内運動場）・商工奨励館である。お立ち寄りになった場所で、それぞれ復興状況の御説明を聴取され、県庁では屋上より復興した市内の様子を御覧になった。また、市民奉迎会式場では、横浜市民の代表者二万人が天皇の行幸を奉迎した。



写真 63 震災直後の神奈川県庁（大正 12 年（1923））
（「震災写真帳」のうち）



写真 64 県庁屋上から見た市街地の様子（昭和 4 年）
（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）



写真 65 震災直後の桜木町駅前（大正 12 年）



写真 66 桜木町駅前（昭和 4 年）

（「震災写真帳」のうち）（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）

写真はいずれも桜木町駅前の写真である。写真 63 は震災直後の写真で、写真 64 は昭和天皇が横浜に行幸された際の昭和 4 年の写真。角度は異なるが、ほぼ同じ場所での撮影である。震災直後の壊滅的な被害から、復興を遂げた様子がわかる。

横浜市は、貿易により発展した都市であり、日本の貿易の重要な役割を担っていた。当時の輸出品目の第一位であった生糸を取り扱う上で欠かせない生糸検査所や、昭和四年四月二十日に竣工した商工奨励館を御視察になることは、横浜市の復興と同時に日本の貿易の復興をも意味していたともいえよう。

なお、横浜市への行幸にあたって、天皇は神奈川県へ金七百元を、横浜市へ金千円を、久保山合祀霊場へ祭祀料として金三百円を、「特ニ思召ヲ以テ」下賜された。



写真 67 震災直後の生糸検査所（大正 12 年）
（「震災写真帳」のうち）



写真 68 生糸検査所（昭和 4 年）
（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）

写真は生糸検査所。生糸は当時の日本の重要な輸出品であり、横浜港がほぼ独占的に扱っていた。しかし、震災により横浜の生糸輸出機関や検査所は壊滅した。このことは、横浜に甚大な影響を及ぼし、一時は生糸の輸出の拠点が神戸に移る危機にまで陥った。その後、見事に復興し昭和 4 年の行幸を仰ぐこととなった。



写真 69 神奈川県立高等女学校にて、体操を御覧
（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）

横浜市復興祝賀式

昭和天皇の行幸の翌日、横浜市復興祝賀式が野毛山公園内で挙行された。総理大臣・内務大臣・大蔵大臣などの閣僚をはじめ、学校長・諸団団長などの代表者や復興功労者・震災救援者・市民有志など、およそ一万人が招かれた。

なお、祝賀式に続き、同じく野毛山公園内で横浜市主催の園遊会えんゆうかいが行われた。また、横浜公園内の音楽堂では復興祝賀音楽会が催されたり、花電車（電飾などで飾り付けられた電車）を走らせるなど、市内のいたる箇所復興が祝われた。



写真 70 市民奉迎会式場での、横浜市長による奉迎文朗読
（「昭和天皇行幸アルバム」（横浜市史資料室所蔵）のうち）

奉迎会場は、横浜公園内の運動場に設けられた。式場では、市長による奉迎文が朗読されたほか、市長の発声により万歳三唱が行われた。



写真 71 震災記念館をお発ちになる昭和天皇
（昭和天皇行幸アルバム（横浜市史資料室所蔵）のうち）

震災記念館は、震災の教訓を後代に伝える目的で大正13年に開館した。震災から1年後のことである。写真は、震災記念館を御覧になった後、お発ちになった際のものである。なお、震災記念館は、第二次世界大戦の影響により昭和19年に休館となり、そのまま再開館することなく閉館となった。

帝都復興巡幸

横浜市の復興祝賀式から約一年後、東京での復興式典が昭和五年三月二十六日に行われた。なお、式典に先だって、二十四日に天皇は、東京市内の各所を巡幸され、復興した市内の様子を御視察になった。また、式典の前日には、宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）において、震害復興の親告が行われた。

横浜市と同様に、市内は、復興を祝う飾り付けが施され、天皇の巡幸の際には、そのお道筋で多くの市民が奉迎した。

図表 15 帝都復興巡幸の日程

時刻	お立ち寄り場所	お立ち寄り場所での概要
午前9時45分	宮城御出門	—
午前10時17分	九段坂上着御	拝謁、田安門内近衛歩兵第一聯隊内の御展望場で復興状況の御展望
午前10時27分	九段坂上発御	—
午前10時32分	府立工芸学校着御	東京府知事より復興事業奏上、拝謁、府執行復興事業資料及び工芸学校設備御覧
午前10時58分	府立工芸学校発御	—
午前11時7分	上野公園着御	拝謁、上野公園内御展望場で復興状況の御展望
午前11時17分	上野公園発御	—
午前11時27分	隅田公園着御	日本漕艇協会分列式御覧、明治天皇記念碑御覧、公園御視察
午前11時39分	隅田公園発御	—
午前11時46分	震災記念堂着御	震災記念物御覧
午前11時52分	震災記念堂発御	—
正午	市立千代田尋常小学校着御	復興局長官・東京市長より復興事業奏上、拝謁、屋上より御展望、国執行及び市執行復興事業関係資料御覧
午後1時25分	市立千代田尋常小学校発御	—
午後1時45分	市立築地病院着御	拝謁、復興衛生施設及び社会事業関係資料御覧、屋上より御展望、病院内施設御覧
午後2時5分	市立築地病院発御	—
午後2時15分	還幸	—

※大臣官房総務課作成「幸啓録」4より作成。



写真 72 震災直後の九段の上空写真

（「関東大震災写真集」のうち）



写真 73 九段坂上の様子

（復興局『帝都復興完成式典並復興帝都御巡幸写真帖』のうち）

巡幸は宮城から始まり、まず九段坂上の近衛歩兵第一聯隊内にある展望所にお立ち寄りになった。展望所では、復興した町なみを御覧になった。



写真 74 帝都巡幸の際のお道筋
(大臣官房総務課「幸啓録」5のうち)

お道筋は赤線で示されている。赤字で書き込まれているのがお立ち寄りになった場所。注目すべきは、宮城正門を出られてから、初めにお立ち寄りになった九段までのお道筋が、最短のルートをとるのではなく、あえて迂回するような道になっていることである。この巡幸が復興した都市の様子を視察されることが目的であるため、このようなお道筋となったと推察される。



写真 75 上野公園から復興状況を御展望の御様子
(復興局『帝都復興完成式典並復興帝都御巡幸写真帖』のうち)

帝都復興完成式典

巡幸から二日後、帝都復興完成式典が、宮城外苑（現在の皇居前広場）において執り行われた。参列者は、皇族方をはじめ、内閣総理大臣・復興局長官などの政府要人、主催者である内務大臣・東京府知事・東京市長のほか、外国大使・公使、府民・市民など約五万人が参列した。その様子は、写真75から窺い知ることができる。

写真 76 帝都復興完成式典に昭和天皇が臨御された際の勅語案
(大臣官房総務課 「幸啓録」4のうち)

復興式典は、復興局と東京府と東京市が主催した。震災から約6年半が経過してのことである。

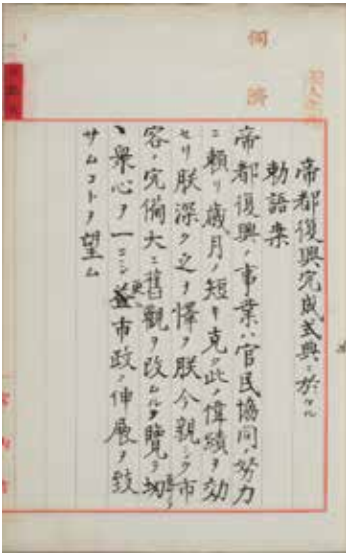


写真 77 昭和天皇からの勅語（復興局『帝都復興完成式典並復興帝都御巡幸写真帖』のうち）

式典は、午前10時30分より行われた。式典の流れとして、皇族以外の参列者がそれぞれ所定の位置に午前10時28分までに整列し、昭和天皇が午前10時30分に宮城を出られ、33分に式殿に出御された。その後、内務大臣の式辞奉読があり、昭和天皇の勅語、内閣総理大臣の発声で天皇陛下の万歳三唱があり、午前10時45分に天皇の入御により式典が終わる。

式典に際しての恩賜

昭和天皇は、昭和五年三月二十四日に東京府・東京市へ三万円を下賜された。復興式典にあたって、いまだ苦難の状況にある者への救恤の思召からであった。下賜金のうち、一万五千円が市に、同額が郡部五十四の近接町村に割り当てられた。下賜金は、食券として労働紹介所および区役所などで配付された。「幸啓録」四によれば、下賜された「一老婆ノ如キハ失明シナガラモ食券ヲ押シ戴キ感涙ニ咽」いたとのことである。

また、三月二十七日に、天皇は、復興事業の功労者を宮中にお召しになって、御陪食を賜った。



写真 78 食券表

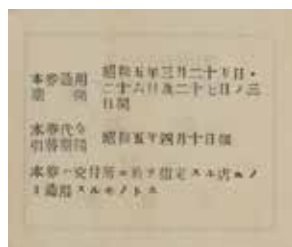


写真 79 食券裏

帝都復興式典に際して配付された食券。昭和5年3月24日に配付された食券の見本。食券は5銭相当のもので、配付所付近の米商・食堂などで使用できた。使用期間は、3月25日～27日の3日間と定められていた。なお、「幸啓録」4によれば配付の際には「御聖旨」を伝えられたとのことである。

写真 80 食券配布について
(大臣官房総務課 「幸啓録」4のうち)

写真は、食券が皇室からの下賜である旨と、食券の引き換え場所と使用期間が記されたチラシ。食券とともに配付されたものであろう。



帝都復興を祝う

復興の祝賀は、一部の人に限られたものではなく、一般の市民が参加できる形式の催物が行われ、市全体で復興を祝った。催物については、東京市の計画に則って、三月二十二日から三月三十一日まで行われた。提灯行列や奏楽・舞踊などの余興、東京市内を花電車が運行するなど華やかな催物が続いた（図表16）。また、復興記念の刊行物や映画が制作され、昭和天皇に献上された（図表17）。このように、さまざまな催物を行うことで、復興の喜びを表したといえよう。

図表 16 東京市民による復興祝賀の催物ならびに余興

期間	催物	内容
昭和5年3月22日～31日	音楽自動車	電気蓄音機を備え付けた自動車による演奏を、日比谷・芝・深川・錦糸・浜町・上野の各7公園で行った
昭和5年3月23～26日	奏楽・舞踊・映画	日比谷公会堂・日比谷公園音楽堂・日比谷公園新音楽堂・本所公会堂において開催
昭和5年3月24日	東京連合少年団キャンプ	東京市内外の約700少年団中、約1200名によるキャンプファイヤー
昭和5年3月24日～28日	帝都復興記念体育大会	各種競技会
昭和5年3月26日	小学校児童旗行列	市内203の小学校の4年生以上の生徒による行列
昭和5年3月26日	提灯行列	連合青年団・市立中学校・青年訓練所・補習学校の各生徒約2万人による行列
昭和5年3月26日	音楽行進	陸軍戸山学校音楽隊・海軍音楽隊・豊島園音楽隊・少年健児音楽隊などの団体の約500名による行進
昭和5年3月26・27・30日	花電車運転	3月24日に車両を三原橋に陳列し、その後、市内を運行

※東京市役所『帝都復興祭誌』より作成

図表 17 復興を記念した刊行物などの献上一覧

年月日	献上書籍	献上先	献上者
昭和5年3月25日	帝都復興記念帖 3部	天皇・皇后・皇太后	復興局長官 中川望
昭和5年4月28日	活動写真フィルム「輝やく大東京」 (復興帝都御巡幸並復興完成式典の模様)	天皇・皇后	東京市長 堀切善次郎
昭和5年5月6日	映画 帝都復興 全8巻	天皇	復興事務局長 潮恵之輔
昭和7年9月1日	帝都復興事業誌 2部	天皇・皇后・皇太后	内務大臣 山本達雄
昭和8年9月22日	英文東京復興誌	天皇・皇后・皇太后	東京市長 牛塚虎太郎

※大臣官房総務課「進献録」より作成



写真 81 花電車のデザイン画のうち、「天の岩戸」（東京市役所『帝都復興祭誌』）

⑥園遊会の順番に並べられている。また、各写真の右下に「S. OKAMOTO YOKOHAMA」のスタンプがある点から撮影者は横浜写真通信社及び岡本写真館を経営していた写真家の岡本三朗だとわかる。岡本は横浜における報道写真の先駆者で、関東大震災直後の横浜市内の状況をはじめ、大正末期から高度経済成長期に到る数多くの出来事をカメラに収めていった。⁶⁾ただし、岡本一人で行幸の全過程を撮影するのは困難なので、撮影には同じ市内の前川謙三など複数の写真家が関わったと考えられる。⁷⁾おそらくこのアルバムは公的機関が行幸過程の記録用に整理したものであろう。

紙幅の関係上、すべての写真を紹介することは困難である。従って、以下、アルバムに収められた代表的な写真を紹介しつつ、準備段階を含め、四月二三日の天皇行幸の過程を辿っていききたい。

二 準備段階

昭和天皇の行幸計画がどのように浮上し、どの時期に具体化していったかは判然としないが、一九二九（昭和四）年三月一九日、有吉忠一横浜市長は宮内省に出頭し、横浜行幸の内定を受けた。⁸⁾続いて地元紙は三月二一日に行幸内定の旨を報じており、この時点で多くの市民が昭和天皇の横浜訪問を知ることとなった。例えば、『横浜貿易新報』は「天皇陛下には横浜市の都市計画に依る復興計画も五年間の歳月を閲し漸く完成を見るに至つたので復興の状況御視察の思召しを以て来る四月二十三日前後に本市に行幸あらせらるゝ旨御内沙汰があった」と、具体的な日程を報じている。

その後、横浜市は三月二二日に行幸奉迎並復興祝賀事務の委員会を設置、視察候補地への根回しなど、受け入れ準備を進めていった。前掲『学之友』第九五号所収の「行幸日誌」に依れば、横浜小学校は二五日に天皇訪問の内達があったようである。続いて三日後の二八日には、宮内省の高木三郎秘書官や本多猶一郎侍従による現地視察が行われた。翌日の地元紙は具体的な訪問先を含め、その内容を詳細に報じている。⁹⁾さらに四月に入ると各々の準備は具体化し、

天覧を賜る品々の用意が進んだほか、警察や消防は市内の警備態勢の強化を図った。一七日には再び高木秘書官と本多侍従が横浜を訪問し、行幸当日の経路や予行演習の確認を行った。この時期、市内の各種団体だけでなく、宮内省や内務省、県・市の責任者の間でも実務の調整が重ねられていた。

図一



翌四月一八日、横浜市会が行幸奉迎及び復興祝賀式の予算を可決、一九日には宮内大臣一木喜徳郎から各方面に対して四月二三日の横浜行幸が正式に通達された。それを受け、横浜市は二〇日に告示や諭告を発し、奉迎準備の完成を各方面に指示した。市内では、各種団体による清掃が励行され、天皇の通過する道筋には装飾が施されていた。**【図一】**は野毛山にむかう長者町通りの様子である。道路は整えられ、その両脇には旭日旗や紅白幕が用意されている。加えて、行幸前日の二二日には、自動車を使った予行演習が行われたほか、横浜市会では市民奉迎式典で読み上げられる奉迎文の最終確認も行われた。以上のように、有吉市長への内示から約一ヶ月の間に天皇を迎える準備が進められていった。写真は準備を進める人々の姿をつぶさに捉えている。¹⁰⁾

三 行幸当日

四月二三日、横浜の人々は早朝から昭和天皇の到着を待ちわびていた。午前九時、宮城を出発した天皇一行は同九時五〇分に横浜駅の三番ホームに到着、予定された市内の視察に入っていく。当日のスケジュールは**【表一】**に示す通りである。昭和天皇は横浜に滞在した五時間四〇分の



県庁内の貴賓室に入った昭和天皇は、休憩を挟みながら拝謁者と面会、昼食の後は屋上に設置された展望台に登って復興した横浜市内の状況を眺めた。【図二】はその時の昭和天皇の姿を捉えている。展望台中央の軍服姿の人物が昭和天皇である。この日は陸軍大

間、七ヶ所の地点をまわった。そうした光景を岡本三朗は訪問先や移動時の状況、街並みや人々の様子を踏まえながら撮影していった。最初に昭和天皇が訪れたのは岡野町にある神奈川県立高等女学校（現・横浜平沼高等学校）であった。ここで女学生による体操や青年訓練所生徒による手旗信号を観覧している。こうした未成年者による演技は午後には訪問した横浜小学校においても行われており、昭和天皇は若き世代の熱演を微笑ましく観覧したという。⁽¹¹⁾その後、天皇一行は生糸検査所へむかい、続いて日本大通りの神奈川県庁を訪れた。県庁の正面玄関前では、横浜在住の外国人も天皇一行の到着を待っており、昭和天皇は手を挙げてそれに応えている。

【表1】天皇行幸のスケジュール〔1929年4月23日〕

到着時刻	訪問先	視察内容／主な移動経路	出発時刻
9時50分	横浜駅	神奈川県知事・横浜市長・横須賀鎮守府司令長官等による奉迎	—
—	《移動》	平沼町1丁目→平沼橋→岡野町通り→済生会前	—
9時55分	神奈川県立高等女学校	中学生及び女学生の団体体操・青年訓練所手旗信号の観覧	10時15分
—	《移動》	平沼橋通り→西平沼橋→戸部警察署前通り→旧横浜駅前→桜木町通り→弁天橋→本町通り	—
10時20分	生糸検査所	施設内見学／人造絹糸・織物標本等視察	10時55分
—	《移動》	日本大通り	—
11時00分	神奈川県庁	休憩／復興功労者・領事等拝謁／昼食／屋上から市内を展望	13時50分
—	《移動》	日本大通り	—
13時52分	商工奨励館	施設内見学／横浜市献上品の視察	14時15分
—	《移動》	日本大通り→横浜公園横→横浜郵便局角→輸出絹織物検査所前	—
14時20分	横浜尋常高等小学校	施設内見学／市内小学校児童による体操及び遊戯の観覧	14時30分
—	《移動》	—	—
14時31分	横浜公園運動場	市民奉迎式	14時46分
—	《移動》	市役所前→真砂町→尾上町→吉田橋→伊勢佐木町→長者町通り	—
14時52分	横浜市震災記念館	施設内見学	15時20分
—	《移動》	戸部通り→平沼町	—
15時30分	横浜駅	帰京／代表者による奉送	—

※横浜市役所編『横浜貿易新報』（横浜市役所、1932年）、『横浜貿易新報』（1929年4月24日付）及び『横浜毎朝新報』（同）より作成。

最初に七ヶ所の地点をまわった。そうした光景を岡本三朗は訪問先や移動時の状況、街並みや人々の様子を踏まえながら撮影していった。

最初に昭和天皇が訪れたのは岡野町にある神奈川県立高等女学校（現・横浜平沼高等学校）であった。ここで女学生による体操や青年訓練所生徒による手旗信号を観覧している。こうした未成年者による演技は午後には訪問した横浜小学校においても行われており、昭和天皇は若き世代の熱演を微笑ましく観覧したという。⁽¹¹⁾その後、天皇一行は生糸

元帥の通常礼装を着用していた。ここで池田宏神奈川県知事から復興状況の説明を受けた後、県庁の斜めむかいに位置する商工奨励館に移動、そこで横浜市の献上品を確認した。『昭和四年 天皇行幸写真帖』には、前川謙三が撮影した献上品の写真も収められており、宮川香山の真葛焼や横浜人形、復興写真帳などが記録されている。商工奨励館の視察を終えた後、行幸のスケジュールは横浜小学校の視察を経て横浜公園運動場における市民奉迎式へと進んでいった。【図三】は運動場の北側の隅からスタンド方面を撮影した写真である。スタンド中央の貴賓観覧席に昭和天皇が位置する構図となっており、スタンド手前の壇上では、有吉忠一横浜市長が前日の市会で承認された市民奉迎文を読み上げている。この写真は二四日の復興祝賀式典の参加者に送られた復興記念写真帖にも含まれ、翌日には多くの人の手に渡ることになった。『横浜復興誌』に依れば、高速写真を利用することでそれが可能になったという。⁽¹²⁾さて、市民奉迎式に参加できるのは、町内や各種団体の代表など一部に限られたが、その他の市民も市内六ヶ所に設けられた奉迎場所で天皇一行を迎えた。【図四】は伊勢佐木町の入り口に位置する吉田橋付近の様子である。老若男女が道一杯に広がり、その前に警備にあたる憲兵が立っている。



図三



図四

また、写真の右端には復興期に再建された尾上町の指路教会も確認でき、復興を遂げた街並みや市民の姿も記録されている。

市民奉迎式終了後、横浜公園を出発した天皇一行は吉田橋から伊勢佐木町、長者町通りを通過して最後の訪問先である震災記念館にむかった。昭和天皇はそこに三〇分近く滞在し、有吉市長から詳細な説明を受けたほか、震災の状況を再現したジオラマなどを見学していった。施設内の写真は存在しないが、岡本は震災記念館を出発する昭和天皇の姿を捉えている。

その後、昭和天皇は還幸の途に就き、午後三時三四分発の列車で横浜を發った。岡本が撮影した行幸関係の写真は横浜駅に到着する天皇一行の車列で終わっている。こうした一連の写真は翌日の『横浜貿易新報』に掲載され、昭和天皇の動向記事とともに、多くの市民の目に触れることとなった。岡本は写真を通じて横浜市の一大イベントを人々に伝えていった。

四 おわりに

これまで紹介してきたように、岡本三朗の写真は震災から立ち直った横浜の姿を記録した貴重な資料となっている。最後にその一連の写真がどのように活用されていったのかを整理して本稿のまとめとしたい。

すでに述べたように、岡本の撮影した写真は行幸の翌日から地元紙に載っただけでなく、記念品の一部として復興祝賀式典の招待者に手渡された。続いて、横浜市が公的な記録として「横浜市行幸拝録」（『横浜市復興誌』第四編所収）を編纂する際には、行幸や祝賀式を説明する挿絵として活用されたが、その後は陽の目を見る機会はなかった。しかし、戦後、市制九〇周年及び開港一二〇周年の記念に『横浜思い出のアルバム』（横浜市市民局市民活動部広報課広報センター、一九八九年）が編纂された際には、震災復興を喜ぶ市民として同資料の写真が紹介されたほか、開港一五〇周年記念に編纂された高村直助監修『写真集 昭和の横浜』（横浜市史資料室、二〇〇九年）や関東大震災関連の写真を集めた北原系子編『写真集 関東大震災』（吉川弘文

館、二〇一〇年）にも活用されており、横浜の被災から復興に至る過程を記録する資料として現在も幅広く活用されている。

他方、今後の課題としては、同じく復興を遂げた東京の記念行事との比較が必要である。横浜から遅れることと約一年、東京においても一九三〇（昭和五年）三月に帝都復興祭が催され、横浜と同様に天皇行幸と祝賀式典が行われた。それがどのように記録され、継承されていったのか、横浜と東京の比較から見えてくる点もある。また、天皇像を研究する上でも岡本の写真は示唆に富むように思える。そうした点を指摘しつつ、横浜市の歴史資料保存機関に勤務する一人として、当資料が多くの人に活用して頂けることを切に望むものである。

註

- (1) 『横浜毎朝新報』一九二九年四月二五日。
- (2) 『横浜貿易新報』一九二九年四月二五日。
- (3) 『昭和五年 横浜市会議事速記録』七二一〜七二三頁、横浜開港資料館所蔵。
- (4) 水崎明「聖上陛下行幸」『学之友』第九五号、一九二九年七月、四八頁。
- (5) 松本洋幸「資料よもやま話 『聖上陛下 復興の横浜へ行幸』」（『開港のひろば』第一二五号、二〇二二年二月）を参照。
- (6) 岡本三朗については横浜開港資料館編『よこはま人物伝―歴史を彩った五〇人』神奈川新聞社、一九九五年二〇二〜二〇五頁、松本洋幸「横浜の写真館の歩み」（『開港のひろば』第一一五号、二〇二二年二月）を参照。
- (7) 横浜市史資料室所蔵の写真家・前川謙三に関する資料群（前川浄二家資料）にも行幸関係のガラス乾板があり、そのプリントは『昭和四年 天皇行幸写真帖』に収められているだけでなく、『横浜復興誌』にも活用されている。おそらく一連の行事の撮影には、岡本三朗を中心に多くの横浜の写真館が関わったと推察できる。

- (8) 『昭和四年横浜市事務報告書』一三〜一九頁、横浜開港資料館所蔵。
- (9) 『横浜貿易新報』、『横浜毎朝新報』一九二九年三月二九日。
- (10) 『昭和四年 横浜市会議事速記録』五一五〜五一九頁、横浜開港資料館所蔵。
- (11) 『横浜貿易新報』一九二九年四月二四日。
- (12) 横浜市役所編『横浜復興誌』第四編（横浜市役所、一九三二年）八一〜九頁。『復興記念写真帖』は横浜開港資料館や横浜市史資料室に原物が保管されている。

（横浜開港資料館調査研究員）

摂政宮と関東大震災への対応

―宮内省公文書類の記録からたどる―

辻岡 健志

はじめに

本稿では、関東大震災の発災後、摂政宮による被災地の御視察や救恤金の下賜など、宮内省公文書類の記録から震災対応について素描する。

これまでの関東大震災の先行研究を振り返ると、摂政宮の御活動や宮内省の震災対応について蓄積は多くないものの、いくつか論及されてきた。震災からあまり時を経ずして摂政宮の被災地御視察が紹介されているのを始め^①、近年相次いでまとめられている昭和天皇の伝記や研究書のなかで震災時の対応について言及がなされている。なかでも伊藤之雄氏は、摂政宮が大震災に際し中心となって治安と復興に尽力しているイメージを国民の前に示していたことを指摘した^②。

また、皇室と宮内省の震災対応については、堀口修氏によって検討が進められている^③。最近も「関東大震災と摂政裕仁親王」^④を公表するなど、近年飛躍的に研究の裾野が広がられつつある。堀口氏の論考は、本稿の主題と密接に関わる貴重な研究で、宮内公文書館が所蔵する公文書も少なからず活用されている。主に論拠として用いられている宮内公文書館所蔵資料には、宮内省庶務課・東宮職の震災対応を綴った一次資料である「震災録」、宮内省の震災報告書「宮内省臨時災害事務紀要」などがある。これに新聞資料なども補強として引用されている。本稿も堀口氏の論考から示唆を受けた部分も少な

くない。だが、宮内公文書館には堀口氏が挙げた典拠以外にも未活用の公文書が少なくなく、これらから事実を掘り起こし紹介するだけでも無意味なことではなからう。加えて、震災以降摂政宮の御動静について、宮内省職員がいかなる姿勢で対応し記録していたのかということも、従来は検討されていなかった視点である。

上述の課題に基づき、本稿では震災の発生以降、摂政宮の対応について宮内省ではどのように記録がなされたのか、宮内省公文書類を中心にとどってゆきたい。震災対応にあたった宮内省職員が、いかにして摂政宮の活動をお支えしていたのかを浮き彫りにしようとするささやかな試みでもある。

一 被災地御視察へ至る経緯

大正十二年（一九二三）九月十五日、摂政宮は東京・上野方面への御視察で震災被害の実情を目の当たりにされた。以下では震災発生後御視察に至るまでの経緯について、宮内省の担当部局ではどのように記録を綴ったのか、見てゆきたい。その際、被災地御視察の準備にあたった大臣官房庶務課のほか、摂政宮の活動をお支えた東宮職の役割に留意する。

九月十四日、東宮職で摂政宮の御動静を記した事務日誌には「摂政殿下明朝災害地御視察ノ件本日被仰出」たことが記されている。同日には雑誌『婦女界』記者高尾謙一に謁を賜い、被害状況を撮影

した活動写真を観覧された。御視察の前日にも被害状況の把握に努められていたことがわかる。なお、当該記事には丸括弧書きで「但シ関係官庁以外ニハ事前ニハ秘、新聞社ヘモ発表セス」とあり、この御視察は事前に公表されていなかったことがわかる。

それでは、いつ御視察が計画されたのであろうか。東宮職の事務日誌の九月八日条には、「皇太子殿下本日災害地御視察ニ御乗馬ニテ行啓アルヘキノ内議アリ／秘タルモ御止メトナル」とある（東宮職「日誌」識別番号二四六八一）。お取りやめの理由は記されていないが、同日に御視察の「内議」があったことが明らかである。

さらに、側近の日記からはより詳しい経緯が浮かび上がる。牧野伸顕宮内大臣は九月五日、山本権兵衛首相と「殿下被害地御視察等に付」会談を持っており、御視察の実施が検討されていることが窺える。⁶⁾九月七日には「被害地御視察の事、取締りの関係上数日間御延期の事に申合済み。此間陸軍大臣〔田中義一〕と福田〔雅太郎〕戒厳司令官との間に意見の相違あり」と記されており、この時点で延期が決まった（同前書）。実施に前向きな福田戒厳司令官に対し、田中陸軍大臣は慎重な姿勢を示していたのである。

奈良武次侍従武官長（兼東宮武官長）の日記にも同様の記述が見られる。九月七日午後五時に「翌日午前六時御出門、御乗馬にて災害地御巡視のことと決定」していたが、午後十一時四十五分に東宮職からお取りやめの報を受けたことが記されている。⁶⁾以上の日記などを突き合わせて考えるならば、発災から一週間も立たないうちに摂政官による御視察の検討がなされていたものの、安全面を考慮して十五日まで見合わせられていた。こうした調整の上に、九月十五日の被災地御視察が実現したのである。

二 被災地御視察の決定

続いて、御視察に際して宮内省内の関係部局ではどのような手続きがなされたのであろうか。まず、東宮職「震災録」一（識別番号二四六九二―一）に収められた御巡視の決裁文書を見てみたい。

立案 大正十二年九月十四日 東宮職雇員河井十吉（河井印）

決裁 大正 年 月 日 文書掛（永田印）（谷脇印）

東宮事務官（本多正復印）（岡本印）

東宮職庶第九六八号 大正十二年九月十四日執行

案

東宮事務官

大臣官房庶務課長

通牒

摂政殿下、明十五日午前六時赤坂離宮御出門、災害地御視察被為在候条、御手續相成度候

一 御道筋別紙之通

一 鹵簿別紙之通

一 午前八時三十分頃還啓ノ御予定

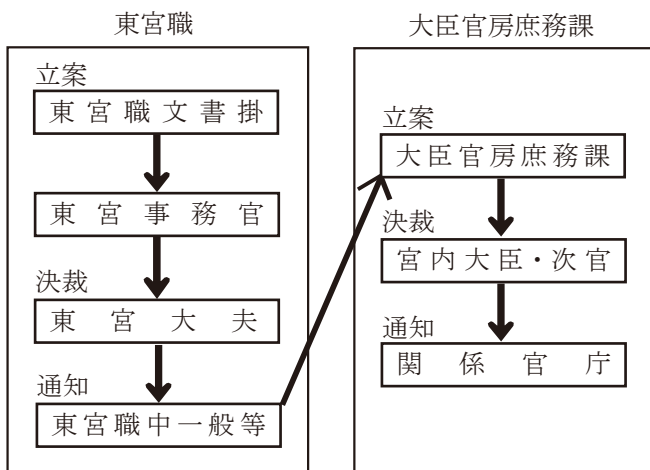
一 供奉員服装供奉服（供奉員徽章附属）

以上の文書を見ると東宮職では十四日に起案がなされており、大臣官房庶務課に御巡視の手続きを依頼していることがわかる。宮内大臣名で御視察の旨が通知されたのは、陸軍大臣、臨時震災救護事務局総裁、関東戒厳司令官、内務大臣、近衛師団長、鉄道大臣、警視總監、東京府知事、東京市長、各部局官房各課・参事官、皇宮警察部、侍従武官府であった（大臣官房庶務課「震災録」二、識別番号一〇三九六―二）。また、本文書の欄外に記されている鉛筆書きのメモからは、通知された各大臣・関係機関名とともに「十四日午後六時発表、通知」され

たことがわかる。同時に前掲の東宮職「震災録」一によれば、東宮職から同職内へ通知され、別途関係する部署として皇宮警察部分遣所、侍医寮出張所、御守衛隊、内匠寮出張所へも通知された。

図表1は御視察の手続きをまとめたものである。この流れからわかるように御視察の通知依頼は東宮職にて起案・決裁された後、大臣官房庶務課を経て関係官庁へと周知されたのであった。翌十五日、摂政官は焼け跡の被災地を乗馬にて御視察になった。午前六時に赤坂離宮を出門された摂政官は、三時間余り被災地を巡られた。供奉員は奈良武次侍従武官長、福田雅太郎関東戒厳司令官、関屋貞三郎宮内次官らごく少数であった。この短時間の内に焦土と化した神田、日本橋、京

図表1 御視察手続きの流れ



橋一帯の焼け跡を御遠望になり、被害の実情を確かめられ、その後、三崎町通り、水道橋を経て視察された上野公園では、永田秀次郎東京市長ら関係者から被害状況を直接聴取された(東宮職「震災録」一、及び大臣官房庶務課「震災録」二)。こうした御視察の様子は東宮職において発表事項の調整がなされ、還啓後に「摂政殿下災害地御視察概況ノ御発表」がなされた(東宮職「日誌」)。

前掲の東宮職「震災録」一に綴られている「摂政官御巡視」と題する原稿は「陸軍」罫紙を用いており、東宮職と陸軍との間で発表事項が取りまとめられたことが推測される。摂政官の御動静やお道筋が記されており、新聞報道や震災関連の出版物の情報源となった。

御巡視を終えた一時間後、宮内省から日光の天皇・皇后へ摂政官の

御動静に関する報告がなされた。大谷正男大臣官房庶務課長から二荒芳徳書記官(大臣官房庶務課)に差し出されたこの報告には、摂政官御視察の様子とともにその背景が端的に記されている(大臣官房庶務課「皇親録」一、識別番号六八八二六)。

情報

摂政殿下御動静

大正十二年九月十五日午前九時四十分

大谷庶務課長ヨリ

二荒書記官接受

摂政殿下には長くも大震後日夜市民の不幸につき御憂慮あらせられ、市中御巡視の御希望あらせられしも交通の煩多御道筋の整理つかざるため、今日までかの御決行の御見合を願ひ居りたる所、漸くに御巡視機に達したるにつき今日午前六時俄に侍従武官長、侍従武官、侍従、戒厳司令官、憲兵司令官、警視総監等を随へさせられ、左の御道筋によりて御巡視ならせられたり(下略)

本文書の欄外には侍従長、皇后宮大夫、行幸主務官の印が捺されており、その上に「両陛下言上モノ」の付け札が付されている。発災後より二荒は日光の天皇・皇后に「東京災害ノ模様ヲ詳細言上」するという使命を課せられていた(大臣官房庶務課「重要雑録」二、識別番号二二二一八一一、九月四日付)。当時二荒が日光田母沢御用邸に詰めていたことを併せ考えると、この付け札が示すように天皇・皇后に上げられた情報であることがわかる。御巡視の様子を主とした報告であったが、御視察に至る背景も述べられている。前述したように、十五日の御視察以前より摂政官から「市中御巡視の御希望」があつたが、諸事情により控えられていたことを示唆している。

確かに震災後まもなくは火災の余燼が未だ消えやらず瓦礫が道を塞ぐ状況であった。ようやく上野・神田周辺の電車残骸の整理や路面整備の完了報告がなされ始めるのは、九月十日、十一日にかけてであつ

た。⁽⁷⁾だが十五日にしても完全に復旧したとは言えず、宮内省内でも東宮職、大臣官房庶務課などの関係部署が調整を続けた結果、御視察は実施されたのであった。

三 罹災者への救恤・下賜

被災地の御視察にとどまらず、罹災者への救恤も行われた。大正十二年九月三日、罹災者救恤のため、内帑金一千万円が摂政官を通じて内閣総理大臣山本権兵衛へ下賜された（『官報』号外、九月四日付）。午後六時三十分のことで、その際山本首相は摂政官より復旧・復興への道筋を示した「御沙汰」を賜った。続く本章では、宮内省においてどのように救恤金下賜の手続きがなされたのか、見てゆきたい。

まず、大臣官房庶務課で救恤金の下賜について起案がなされた。「恩賜録」一（識別番号二三四一一）に収められた鑑文書によれば「金壹千万円」を「今般震災ニ付、被害惨状ヲ極ムル趣ニ有之候ニ付テハ賑恤ノ思召ヲ以テ内帑金下賜可相成哉」と伺いがなされた。大臣官房庶務課で起案されたのち、侍従長、内蔵頭を経て大臣・次官の決裁に至った。天皇の側近部局である侍従職、皇室財政を預かる内蔵寮にもその職掌から回議されたわけである。また「五百万円」と当初記されており、一千万円に訂正されたことが窺い知れる。同日には宮内大臣から内閣総理大臣に宛てて通牒が発出された。

その後、九月十六日、内務大臣後藤新平は内閣総理大臣山本権兵衛に救恤金一千万円の配分方法について閣議に諮るようお願い出た（大正十二年関東大震災関係書類「国立公文書館所蔵」）。内容は物資配給や「幼老婦女」に優先して配分することも想定されていたが、「御救恤ノ聖旨ヲ最遍ク罹災者ニ伝達スルコトヲ得、且又最適切ニ各人共通ノ欠乏ヲ救フ」には現金を罹災者へ均等に配分することが適切だと提案するもの

であった。九月二十日に閣議で決定されると、被災した一府六県（東京府、神奈川県、千葉県、静岡県、埼玉県、山梨県、茨城県）に分配された。そして、全国からの義捐金と合わせて恩賜金は臨時震災救護事務局において取り扱うこととなった（『官報号外』九月二十二日、勅令第四百二十二号）。

他方、宮内省ではこの一千万円の調達準備は、既に震災当日より着手されていた。九月一日、内蔵頭山崎四男六は宮内大臣牧野伸顕に次のような上申をした（大臣官房文書課「会計雑録」二、識別番号七一二一一）。

今般関東地方大震災ニ付テハ救恤ノ賜金其他関係諸費追加予算決定前ニ候得共、左記ノ通緊急支出ヲ要シ繰替払ヲ必要ト認め候条、会計処務規程第六十四条ノ規定ニ依リ此段上申候也

金千五百拾万円 災害費

文中にある会計処務規定第六十四条の規定では、後述する皇室会計令第四十一条の規定による「繰替払」が必要とされる場合は理由と金額を宮内大臣に上申することとなっていた（大臣官房調査課「訓令録」一、大正二年、識別番号一一八〇一一）。この上申を受けて牧野伸顕宮内大臣から、大正天皇の代理であった摂政官へ伺書が呈され、「伺済」の印が捺された。救恤金下賜が決裁された九月三日、次に見るように災害費計上の決裁に際しては文書課で起案がなされ、参事官を経て大臣・次官での決裁がなされた。

立案 大正十二年九月三日 文書課長

決裁 大正十二年九月三日

大臣 参事官

次官

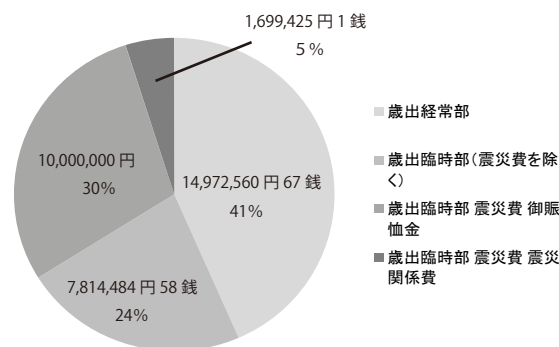
今般関東地方大震災ニ付テハ救恤ノ賜金其ノ他関係諸費ハ追加予算決定前ニ候へ共、特旨ニ由リ緊急ノ支出ヲ要スルモノニシ

テ皇室会計令第四十一条ノ規定ニ該当候ニ付、皇室会計令施行規則第八十八条ノ規定ニ依リ左案ヲ以テ通常会計主管部局長官ニ命令相成可然哉

文中の皇室会計令第四十一条によれば、追加予算の決定前であつても緊急の支出を要する場合は「繰替払」ができることになつていた〔官報〕明治四十五年七月十日付）。この法的な根拠をもとに救恤賜金などを含む震災費の「繰替払」を行うことで対処した。非常時で現金が不足するなか、通常会計主管部局長官と調整して財源を捻出する方法であつた。この一千五百万円の内、一千万円が救恤賜金にあてられたと考えられる。

図表2は大正十二年度歳出決算を円グラフにまとめたものである。典拠は大正十三年八月十五日、内蔵頭から宮内大臣へ提出された決算書である（識別番号六四〇三四）。歳出經常部・歳出臨時部三千四百四十八万六千四百六十九円二十六銭のうち、震災費については歳出決算のなかで約三十五%を占めた。当初、震災費の要求額は御賑恤金一千万円を含めて一千五百万円であつたが、歳出決算で六百九十九万九千

図表2 大正12年度歳出決算



※内蔵寮「大正十二年度 通常特別会計歳入歳出決算書類」より作成。

四百二十五円一銭となつた。震災関係費の使途は主に震災対応に必要な工事費・警衛費・人件費などであつた。ただ、実際には全て実行された訳ではなく、震災後の混乱から「註文品ノ未納又ハ延著、職工又ハ工事材料ノ払底等ニ因リ進行ヲ妨ケラレシ」ため、翌年に持ち越された。

むすびにかえて

関東大震災以前、明治期にも大規模な地震が発生している。明治二十四年十月二十八日の濃尾震災である。震災直後、明治天皇より救恤金一万三千円が岐阜・愛知両県へそれぞれ下賜され、被害状況の視察には侍従が差遣された（内事課「恩賜録」四、識別番号二〇二―四）各地災害状況③五八―七「識別番号五二二〇〇）。過去こうした大災害が起きると、天皇・皇后より侍従が差遣されることが通例であつた。

翻つて、関東大震災の対応を見ると、摂政宮による被災地現地への御視察は画期的なことであつた。また、救恤金一千万円という金額を見ても異例であつたことを知らされる。本稿ではこうした震災対応の裏面で、宮内省職員が粛々と進めていた文書手続きの一断面を見てきた。ただ、本論で紹介したのは関東大震災関係の公文書のごく一端に過ぎず、他日、丹念に実証した試みが生まれることを期待したい。

註

- (1) 大川三郎「震災時の摂政宮殿下」（猪瀬直樹監修『目撃者が語る昭和史』第一巻 昭和天皇、新人物往来社、一九八九年）、初出は『婦人画報』大正十二年。
- (2) 伊藤之雄『昭和天皇伝』（文藝春秋、二〇一二年）百二十三頁、同『昭和天皇と立憲君主制の崩壊―睦仁・嘉仁から裕仁へ』（名古屋大学出版会、二〇〇五年）四百二十八頁。
- (3) 堀口修『関東大震災と皇室及び宮内省』（『大倉山論集』第五十七輯、二〇一二年）など。
- (4) 『大正大学大学院研究論集』第三十七号、二〇一三年。
- (5) 『牧野伸顕日記』（中央公論社、一九九〇年）八十七頁。
- (6) 『侍従武官長奈良武次日記・回顧録』第一巻（柏書房、二〇〇〇年）三百八十四頁。
- (7) 『都史資料集成 第六巻 関東大震災と救護活動』（東京都、二〇〇五年）四十八―四十九頁、「甲第十三報（九月十二日午後）調査課 非常災害救護情報」。

（宮内公文書館公文書調査室）

「巡療日誌」からみる宮内省巡回救療班の活動

―第一班を中心に―

宮間 純一

はじめに

本稿は、宮内省巡回救療班（以下「救療班」という）の活動実態を明らかにしようとする新出資料を紹介するものである。本図録中でも言及したとおり、救療班は関東大震災発生後に罹災民収容施設などを巡回して救療活動に取り組んだ宮内省の組織である。

救療班の設置経緯や基礎的な情報については、宮内省が編纂した「宮内省臨時災害事務紀要」⁽¹⁾（以下「紀要」という）や救療班が活動終了後に提出した報告書「宮内省巡回救療班報告書」、以下「報告書」という）及びそれらを基礎資料として研究を進めた堀口修「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について」⁽²⁾に詳しい。

特に、堀口氏の論考は救療班を主題に取りあげた唯一の研究であり貴重である。しかしながら、堀口氏が活用した「紀要」や「報告書」は、大正十三年（一九二二）・十四年に編まれた編纂物であり、いわゆる一次資料ではない。「紀要」については、本図録三十四頁でも紹介した通り、多くのデータを集積して作成された詳細な震災記録である。この点は、「報告書」も同様であるが、両書の記述中には若干の誤記がみられる。また、編纂物であるがゆえに当時現場で医療活動に奔走した職員たちの実情もこれらの資料からは描きにくい。「紀要」や「報告書」と合わせて一次資料を活用し、救療班を分析することは残された大きな課題である。

宮内公文書館が所蔵する資料の中には、右の課題を解決しようする一次資料Ⅱ救療班が作成した同時代の活動記録がいくつか伝来している。この資料群について、筆者が本展の準備過程で調査を進めた結果、救療班さらには広く災害史研究の素材としても有用なものと考えられたが⁽³⁾、研究史上で活用されたことはない。

そこで、本稿ではそれらの資料のうち、救療班が作成した日誌である「巡療日誌」の一部を紹介し、救療班の活動の一端を紐解きたい。

一 「巡療日誌」について

まず、本稿の前提として「巡療日誌」について確認しておく。

救療班は、大正十二年（一九二三）九月十四日から実質的に活動を開始し、翌十三年三月まで医療活動を継続している。救療班の報告ではその間診察した人数は、二十二万四千名にも及んだ⁽⁴⁾。救療班は、全九班で構成され、各班が決められた区域内において被災者の救療活動に従事した。移動手段には自動車（本図録三十一頁、写真44）などを用い、被災者を無償で診療した。おおよそ各班は、班長以下、小児科・婦人科・内科・外科の医師、薬剤師、看護婦などから構成された⁽⁵⁾。

現在、宮内公文書館に伝来している「巡療日誌」の題を有する日誌は全部で五冊確認できる。「巡療日誌」は、原則として活動の基礎単

位となる班ごとに作成された。五冊の内訳は、左表の通りである。第一・二班と横浜へ出張した第四・九班は各一冊ずつ日誌が作成され、第三・五・六・八班（第八班は十二月十五日に、第五班は同月三十一日に廃止⁽⁸⁾）と第四班が九月二十日に横

表1 「巡療日誌」一覧

	表紙	年代幅	識別番号
1	巡療日誌 第一班	大正12年9月14日～大正13年3月20日	27018
2	巡療日誌 第二班	大正12年9月14日～大正13年3月20日	27019
3	巡療日誌 第三班以下	大正12年9月14日～大正13年3月27日	27020
4	横浜 巡療日誌 第四班	大正12年9月20日～大正13年3月25日	27021
5	横浜 巡療日誌 第九班	大正12年10月27日～大正13年3月25日	27022

写真1 巡療日誌



配布した物資、班員の所感や印象的であった出来事などが記載されている。これらの記事からは、当該期の被災地における医療の現実と医療従事者の立場からみた被災地の様相が読み取れる。本稿の限られた紙数では、五冊の「巡療日誌」のすべてを紹介することはできないので、ここでは第一班の日誌のうち特に九月中の特徴的な記事を取りあげ、残りの分析については後日の成果を待ちたい。

二 第一班の組織

救療班第一班は、大正十二年九月十三日に編制され、翌十四日に実質的活動を開始し、翌年三月二十日に終了している。「報告書」によれば、第一班の担当地域は当初、本郷区、下谷区、浅草区、本所区、深川区、大島町、砂町、三河島方面であった。これが九月三十日に改正され、本郷区、下谷区、浅草区、王子方面となった。

「職員簿⁽⁹⁾」によれば救療班には、五十六名の医師、四十六名の看護婦が動員された。各班は、専門医と看護婦・産婆など十数名程度で構成されている。救療班の医師には、帝国大学出身の医師などが臨時に宮



写真2 上野不忍池屯所における第一班の診療（10月25日撮影、大臣官房庶務課「震災録」大正12～13年のうち）

浜方面へ出張するまでの日誌は一冊に合冊されている。⁽⁹⁾ どの日誌も、大部分に宮内省の罫紙が使用されており、班員が巡回した地域、伝染病などの特徴的な症例、診療した患者の人数、

表2 救療班第一班診療者数（大正12年9月14～20日）

日	診療地域	小児科	産科	婦人科	内科	外科	眼科	皮膚科	歯科	計
14	深川区	15	0	0	36	10	0	0	0	61
15	深川区霊岸町付近	0	1	0	4	4	0	0	0	9
	本所区	4	0	1	14	2	2	5	0	28
16	下谷区上野公園	21	7	0	31	6	1	1	0	67
	南千住第三瑞光小学校	1	0	0	5	4	0	0	0	10
17	深川区	30	5	0	42	11	5	1	1	95
18	本所区向島大倉邸	6	0	0	8					3
	南千住	20	2	0	28				21	71
19	下谷区博物館	13	1	1	31				7	53
20	深川区越中島	12	0	0	31	8	3	0	0	54
	南千住	2	0	0	23	8	0	1	0	34
合計		124	16	2	253				104	499

内省囑託として採用されており、一班の班長柳沢包雄は、婦人科を専門とする医師であった。

救療班は、往診・来診ともに行つたが、第一班の屯所としては、上野不忍池、浅草本願寺内など数か所が使用された。「救療日程表綴」によれば、活動終了までに第一班が診療した患者の総数は合計で約二万五千人にのぼった。同資料をもとに、活動開始から一週間の患者の内訳をまとめると表2のようになる。

本図録の三十頁でもふれたように救療班は、小児・婦人の救療を主たる目的として組織された。第一班の「巡療日誌」冒頭にも次のようにある。今回の大震災遭難に際し、畏くも皇后陛下には罹災傷病者の上を憂ひさせ給ひ、深き御慈心よりこれら罹災者、殊に小児及婦人に対し、有り難き救療の御思召に基づき、茲に宮内省巡回救療班は組織せられたりかかる活動趣意のもと救療班は、

三 活動初日の様相

本章と次章で救療班第一班が作成した「巡療日誌」の記述から九月中の同班の活動の一部を紹介したい。なお、以後本文中の記述・引用が、「巡療日誌」を典拠とする場合は出典表記を省略する。

救療班第一班は、活動第一日目の大正十二年九月十四日午前九時四十分、自動車で宮内省を出発した。一行は、京橋際に出て日本橋より茅場町を経由し、永代橋へ向かった。彼らが道中で見たのは、「何処も荒涼たる焼跡にして、昨日の繁華を語るは唯大冨^{（度）}の残骸のみ」という悲惨な情景であった。その後、濁流の隅田川を渡り、越中島へ向かおうとしたところ、同所の被災民は大方施設に収容されたとの情報を警官から得て目的地を変更した。避難民の状況について、正確な情報を得られないまま出発した様子が窺える。

再出発した一行は、深川八幡宮を左手に見ながら、洲崎方面へと向かった。八幡宮付近は、「陸軍により既に十分に診療せらる」と判断したため素通りした。発災後各地でさまざまな医療組織が活動していたが、それでも手が回りきらない地域は多数あり、救療班はそうしたところから優先的に診察をしようとしたことがわかる。

洲崎付近（西平井町）に到着すると第一班は初めて患者を診た。ここで診察したのは、大人ばかり十二名であった。続いて、上野の岩崎邸公園へと向かった。途中の道では通行不能となっている橋があり、遠回りを強いられた。どうにか岩崎邸公園に到着すると、避難民三千百九十余名が、トタン張の小屋を作つて居住している光景が目に入ってきた。「見る人尽く暗涙を催す可けん」との班員の所感が日誌に記されている。ここでも各種の救護班が活動していたが、医療は「未ダ充分ならざるが如し」という状況にあり、救療班は二

小児科・婦人科を中心として編制されたが、実際には外科から歯科まで幅広い科目の医療が求められた。被災地医療の実情が垣間見える。

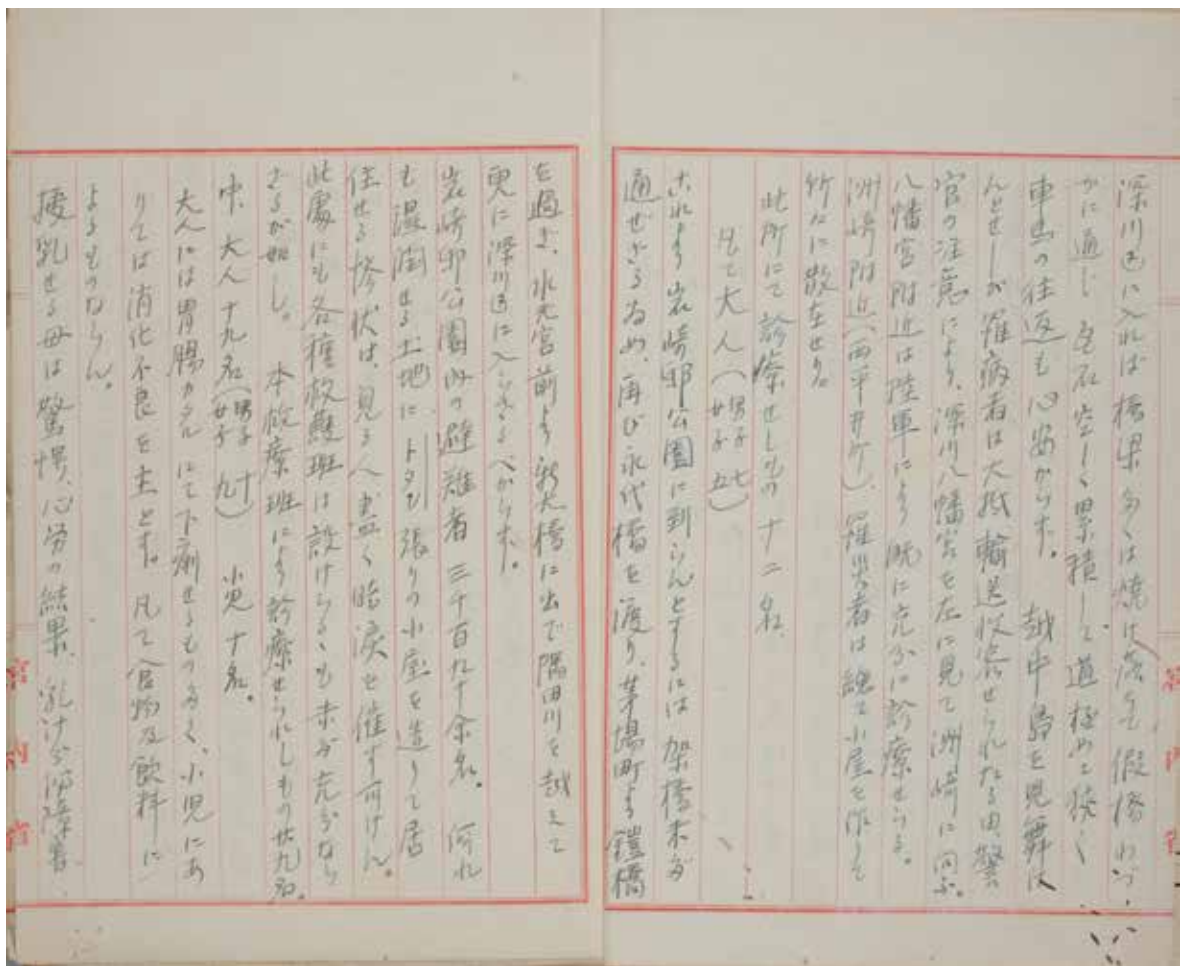


写真3 第一班「巡療日誌」大正12年9月14日条

十九名の大人・小児を診察した。

同地での診療からは、食物・飲料に起因して大人には胃腸カタルで下痢をするものが、小児では消化不良の患者が多いと日誌には書き留められている。また、「驚愕心労」の結果、「乳分泌障害」を起こし、授乳に困難を来す母親が多く、「ミルクの施与を急務とす」と第一班の班員たちは感じた。この後、猿江町及び東京瓦斯会社深川製造所にも出向き大人十四名、小児六名の患者を診察して、午後四時六分帰省した。この日一日を総括して日誌には次のように認められた。

此の日の巡回診療を総括するに、範囲は深川区にして、患者の多数胃腸腸障碍にして小児は消化不良症なり、少数の火傷、打撲傷、気管支炎患者を見たり。産科的疾患なし。

初日の記事からは、発災後二週間を経てもなお、医療が行き届いていなかったことと救療班が手探りで活動を始めた様子がわかる。

四 被災民から救療班への期待

救療班は、活動趣意を掲げたビラを配布しながら移動した。このビラは、本図録写真42で紹介したものである。ビラは、活動開始時に用意されたものではなく、九月十六日より配布を開始した。最初に五万枚、追加で三万枚もの枚数が印刷されたという。そうした宣伝が功を奏したのか、患者は増加した。九月に七千五百九名であった患者数は、十月に四万八千六百六十三名、十一月に四万八千九百七十三名と増加している。⁽¹²⁾

だが、患者が増えたのは宣伝効果だけではない。根本的な問題として被災地における医療現場では人手・物資が不足しており、需要が供給を大きく上回っていた。加えて、救療班は主とする小児科や

婦人科だけでなく幅広い症例を取り扱ったこともあり、おおむね被災者や被災者を収容する施設で歓迎されたことが日誌から読み取れる。九月十六日に第一班が訪れた上野の博物館には、避難者が五百名程度いたが、特定の救護班による設備はなかった。博物館の館員は、「本班の来訪を極めて感謝」という。この日、第一班は博物館前において初めて妊婦を診察している。

ほかにも、第一班が歓迎されたことを示す記事は見られる。九月二十日、深川区越中島において第一班は診療を行ったが、同所は他の救護団が引き払った直後であったこともあり、避難民は「本班の来訪を大に喜んだ。また、同日第三瑞光小学校にも往診しているが、ここでも校長に再訪(十六日にも往診している)を「極めて感謝」されている。翌二十一日に訪れた下谷龍泉寺町では、患者たちが「本班の診療に大に期待」していることを班員たちは感じた。

このように日誌からは、被災地における深刻な医師不足が読み取れる。そうした状況下で、救療班は訪問する先々で被災民から歓迎されており、期待度も高かった。第一班は被災民の期待に応えるべく、約六か月半の間に精力的に約二万五千人もの患者を診察した。

五 貞明皇后の行啓

第一班の「巡療日誌」の中でも九月二十九日の記事は、特徴的である。本図録三十頁でも解説したように、この日、貞明皇后は震災の発生により御単独で日光田母沢御用邸から上野公園内の罹災民收容所などへ行啓。救療班第一班は、その場で診療活動に当たっており、行啓の様子を目撃している。興味深い記述なので関係する記事を引用しておこう。



写真4 9月29日貞明皇后上野罹災民收容所行啓

右：博物館正門 左：救療班第一班自動車

(大臣官房庶務課「震災録」大正12～13年)

九月二十九日 晴天

此の日、皇后陛下には日光より御還啓遊ばさる、午前十一時十五分（実際には二十五分）上野駅御着車直ちに上野公園に成らせられ全市罹災被害の跡を御弔ひあり、博物館正門に於て特に御下車の上、同門内に於て本班が病者の診察治療の有様に親しく御眼を留められ、無心の小児までも一々御慈悲深き御慰問の御言葉を賜ひたるは、今に始めぬ事ながら誠に畏き極みなり、本班一同の光栄此上もなき事にして深く之を記念せんとす

患者四十二名

小児十九名

重症なし

摂政宮と同じく、皇后による被災地行啓も当時にあつては画期的な出来事であり、新聞でも大きく報じられた。⁽¹³⁾ その貞明皇后の思召に基づいて組織された救療班にとって、二十九日の行啓は象徴的な出来事であつたといえる。

おわりに

本稿では、「巡療日誌」のうち第一班が作成したものの一部を紹介してきた。救療班の記録は、「巡療日誌」だけではなく、本稿でも触れた「職員簿」や「救療班日程表綴」などが豊富に残されている。また、本図録中でいくつか紹介したように活動の様子を撮影した写真も多く伝来している。⁽¹⁴⁾

これらの一次資料を従来から用いられてきた「紀要」や「報告書」と合わせて活用し、より実証的な研究を深めていくことが今後の課題であろう。本稿がその一助となれば幸いである。

註

- (1) 「宮内省臨時災害事務紀要」は、二種類存在する。詳細は、本図録三十四頁参照。
- (2) 大臣官房庶務課「震災録」大正十二〜十三年（識別番号一八四九）のうち。
- (3) 堀口修「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について」(一)・(二)『大倉山論集』五十八・五十九、二〇一二・二〇一三年。
- (4) たとえば、「報告書」のうち「第一救療班ノ成立」七行目から八行目に「宮内省臨時災害救護委員会総務係室」とあるが、これは「宮内省臨時災害事務委員会総務係室」の誤りであろう。
- (5) 救療班以外でも災害史における医療行為の研究については、鈴木淳『関東大震災―消防・医療・ボランティアから検証する―』（ちくま新書、二〇〇四年）や、北原糸子『関東大震災の社会史』朝日新聞出版、二〇一一年）などがある。
- (6) 救療班「報告書」。
- (7) 救療班「職員簿」（識別番号六六三四九）ほか。
- (8) 救療班「巡療日誌 第三班以下」十二月十五・三十一日条。
- (9) 救療班「巡療日誌 第四班」九月二十日条。
- (10) 同註(7)。
- (11) 救療班「第一班救療日程表綴」（識別番号二七〇二三）。
- (12) 「報告書」。
- (13) 『都新聞』大正十二年九月三十日。なお、写真4は都新聞が撮影したもので同紙にはトリミングしたものが掲載されている。
- (14) 第一班の「巡療日誌」十月三日条に「此日文部省より活動写真撮影技師を伴ひ宮内省巡回救療班の活動状況を撮影したり」とあるように活動写真も撮影されたようであるが、現在のところ発見できていない。ちなみに、この件について「紀要」には、次のようにある。

文部省学芸官中田俊造氏我カ班ノ救療状況ヲ活動写真ニ撮影シ、広ク天下ニ伝ヘテ陛下御仁慈ノ一端ヲ周知セシムヘク、殊ニ宮内省カ医ヲ派シテ自ラ率先シテ此ノ窮巷ニ入り親シク救療ニ従フノ状ヲ觀セシメンコトハ、国民教育上ニモ亦必須ノ事ニ属スト為シ、同省ノ意向ヲ齊ラシテ請フ処アリ、十月三日ヲ約シ、技師数名ト共ニ各班ニ就キテ其ノ実況ヲ撮影セリ

（宮内公文書館公文書調査室）

昭和天皇記念館

The Emperor Showa Memorial Museum

昭和天皇記念館は、昭和天皇御在位 50 年記念事業の一環として設置された国営昭和記念公園の花みどり文化センター内に、平成 17 年(2005)11 月 27 日に開館しました。

緑を愛された昭和天皇の生物学ご研究や昭和天皇、香淳皇后のご遺品、ゆかりのお品を展示し、昭和天皇の 87 年にわたるご生涯について多くの方々に知っていただくとともに、激動の昭和を顧みていただくことを趣旨に、(公財)昭和聖徳記念財団が展示運営を行っている登録博物館です。

展示は、「昭和天皇 87 年のご生涯」と「昭和天皇の生物学ご研究」を 2 本の柱として、特集コーナー、企画展示その他から構成されています。

1 平常展示「昭和天皇 87 年のご生涯」

ご生涯を「ご誕生・ご幼少時」、「皇太子・摂政時」、「ご即位・激動の日々」、「巡幸・復興の日々」、「ご公務」、「儀式・行事と行幸」、「国際親善」、「平穏の日々・崩御」の 8 コーナーに分けて時代順に展示しています。また、ご生涯をまとめたダイジェスト映像、各コーナーに置かれたその時代背景を示す補完映像など映像展示も充実しています。

2 平常展示「昭和天皇の生物学ご研究」

吹上御苑にありました生物学御研究所の一部を復元し、実際にご使用になった什器類や「昆虫と植物」等の標本類などにより生物学ご研究の一端を伺うことができます。

3 企画展示コーナーその他

折々のテーマによる企画展示コーナー、昭和天皇、香淳皇后ゆかりのお品・記念のお品コーナー、服飾コーナーがあり、ほぼ 2 カ月ごとに展示替えを行っています。

4 特集コーナー

「関東大震災」(山本内閣親任式の図)、「鹵簿」(即位の礼に向かわれる行列の模型)、

「終戦」(御前会議の絵画、玉音放送関係の資料)、「巡幸」(戦後の全国巡幸)、「植樹祭」の 5 つのコーナーを設け、関連資料を展示しています。

5 大型展示コーナー

国産初の御料車ニッサンプリンスロイヤルの実物を展示しています。

最後に、展示室を出ますとミュージアムショップがあり、観覧の記念となる様々なグッズを扱っており皆様に好評です。



展示室

【ご利用案内】

開館時間

3 月 1 日 ~ 10 月 31 日 9:30 ~ 17:00
11 月 1 日 ~ 2 月 末日 9:30 ~ 16:30

・入館は閉館時間の 30 分前までです。

休館日

月曜日(月曜日が休日の場合は直後の平日)
年末年始(12 月 31 日・1 月 1 日)、他

入館料

一般	500 円 (350 円)
大学生・高校生	300 円 (210 円)
中学生・小学生	100 円 (70 円)
シルバー(65 歳以上の方)	400 円

・() 内は 20 名以上の団体料金です。

・他に公園とのセット券もあります。

ホームページ <http://www.f-showa.or.jp>

宮内庁宮内公文書館

The Imperial Household Archives

宮内庁宮内公文書館の概要

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館では、宮内省・宮内府・宮内庁で作成または取得された8万5千点を超える公文書が一般の利用に供されています。

宮内公文書館の前史には、宮内省図書寮における公文書管理の歴史があります。図書寮が設置された明治17年(1884)時点の所掌事務には、「帝室一切ノ記録ヲ編輯」することがあげられ、明治40年公布の宮内省官制では「公文書類ノ編纂保管」が明確に掲げられました。大正3年(1914)には、図書寮庶務課に公文書編纂掛・公文書装釘掛そうていが置かれ、同6年に両掛は公文書掛に統合されました。公文書掛は、宮内省が廃止される昭和22年(1947)5月2日まで公文書に

関わる事務を継続して行いました。

昭和24年6月1日、宮内府法が改正され宮内庁が置かれると、公文書の管理を含む図書寮の業務を引き継ぐ新たな部局として書陵部が設置されました。昭和31年には書陵部監理課に公文書係が新設され、同年6月に図書課の所属となり、以後、同係は公文書に係る事務を専門的に執り行ってきました。

平成22年(2010)には、公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)の制定を受けて図書課内に宮内公文書館が設置されました。現在、同館は国立公文書館等に指定され、公文書の保存、利用、調査・研究等に関する業務を行っています。



旧庁舎で用いられていた公文書係の掲札



現在の公文書書庫・排架の状況

利用案内

利用の詳細は、ホームページをご覧ください。また、下記連絡先までお問い合わせください。

電話 03-3223-1111 (内線 3798)

住所 〒100-8111

東京都千代田区千代田 1-1

ホームページ

<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/kobunshokan.html>

開室時間

午前9時15分から午後5時まで (ただし、入室及び特定歴史公文書等の出架受付は午後4時30分まで)

休日

日曜日、土曜日及び祝日法による休日、年末年始(12月28日から1月4日まで)、その他法令により休日に定められた日、行事などにより利用業務に支障のある日 (原則として2週間前までに公表)

出入門

出入する皇居の門は、北桔橋門。車での来庁はご遠慮願います (障がいをお持ちの方などはお問い合わせください)。

所蔵資料について

宮内公文書館には、明治2年(1869)に宮内省が設立されて以来の皇室や宮内省に関する文書、絵巻、絵図、写真などが所蔵されています。同館は、これらの貴重な資料を国民に提供するとともに未来へ継承する役割を担っています。所蔵資料は、左記ホームページにある「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」で検索できます。



大正天皇実録

大正天皇の御一代記。本文85冊。年表・索引・正誤表10冊。昭和2年(1927)に編纂を開始し、同11年12月に脱稿した。



宮内省の事業で作成された絵巻。上は、原在泉はらざいせん作「明治天皇大喪儀絵巻物」(4巻)。左は、二世五姓田芳柳ごせだほうりゅう作「明治天皇御紀附図稿本」(2巻)。



皇統譜料・後宮譜料

皇統譜・後宮譜の編纂過程で作成された資料群。宮内省図書寮、宮内府図書寮、宮内庁書陵部は、皇室の御系譜作成・皇統譜の保管に関する業務を掌ってきた。

展示資料目録

番号	名称	作成年	識別番号	作成部局・作者	所蔵等	図録写真番号
1	関東大震災写真集	大正12年	23126	—	宮内公文書館	写真1・2・72
2	日誌	大正12年	25039	侍従職	宮内公文書館	写真3
3	赤坂離宮各御茶屋平面図	明治	38683	内匠寮	宮内公文書館	写真4
4	山本内閣親任式の図(震災内閣親任式の図)	昭和11年	—	和田英作	御物	写真5・6
5	震災録2	大正12年	10369-2	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真7・8・21・22
6	日誌	大正12年	24681	東宮職	宮内公文書館	写真9・10
7	御心を悩ませられる摂政殿下	昭和6年	—	石井柏亭	復興記念館	写真12
8	麹町区五番町御巡視摂政宮殿下	大正13年	—	徳永柳洲	復興記念館	写真13
9	行啓録2	大正12年	29942	東宮職	宮内公文書館	写真14・15
10	皇太子裕仁親王御婚儀の件1~11	大正7・11年	26376-1~11	大臣官房調査課・秘書課	宮内公文書館	写真16~18
11	東宮御婚儀録1	大正13年	7520-1	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真19・20
12	御料車馬録2	大正12年	4571-2	主馬寮	宮内公文書館	写真23・24
13	会計雑録2	大正12年	712-2	大臣官房文書課	宮内公文書館	写真25・26
14	摂政宮御沙汰	大正12年	—	—	復興記念館	写真27
15	恩賜録 追加の部	大正12~昭和9年	26651	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真28
16	恩賜	大正12年	—	—	復興記念館	写真29
17	恩賜録1	大正12年	234-1	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真30
18	宮内省臨時災害事務紀要	大正14年	84453	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真31・52・53
19	日記	大正12年	85310	臨時災害事務委員会	宮内公文書館	写真32
20	震災録4	大正12年	10369-4	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真33
21	重要雑録4	大正13年	13201	帝室林野局	宮内公文書館	写真34
22	恩賜録1	大正13年	6584-1	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真35
23	武彦王妃佐紀子女王殿下、寛子女王殿下、師正王殿下薨去の件1~5	大正12年	26475-1~5	図書寮	宮内公文書館	写真36
24	行幸録2	大正12年	29780	侍従職	宮内公文書館	写真37
25	震災当時/交通々信二関スル書類	大正12年	95149	大臣官房文書課	宮内公文書館	
26	訓令録	大正12年	1188	大臣官房秘書課・参事官室	宮内公文書館	
27	震災録1	大正12年	24692-1	東宮職	宮内公文書館	写真38・40
28	重要雑録2	大正12年	23281-2	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真39
29	震災録	大正12~13年	12849	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真41・44~47
30	宮内省巡回救療班ピラ	大正12年	68137	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真42
31	救療日程表綴	大正12年	27023 ~27031	内大臣府	宮内公文書館	写真43
32	飯台	大正12年	—	—	復興記念館	写真48
33	非常用釜	大正12年	—	—	復興記念館	写真48
34	杓文字	大正12年	—	—	復興記念館	写真48
35	皇室令録2	大正12年	13057-2	大臣官房秘書課・参事官室	宮内公文書館	写真49
36	宮内庁書陵部旧庁舎写真(中村一紀氏撮影)	平成7年	—	—	個人蔵	写真50
37	重要雑録	大正10~昭和5年	24185	図書寮	宮内公文書館	写真51
38	告示録	大正12~13年	1173	大臣官房秘書課・参事官室	宮内公文書館	
39	例規録	大正12~13年	2000	式部職	宮内公文書館	写真54
40	儀式録4	大正12年	1663-4	式部職	宮内公文書館	写真55
41	観菊会録	大正12年	1880	式部職	宮内公文書館	写真56
42	摂政裕仁親王歌会始御懐紙 大正13年	大正13年	—	—	御物	写真57
43	御歌録	大正13年	24435	御歌所	宮内公文書館	写真58
44	歌会始詠進懐紙	大正13年	80045	御歌所	宮内公文書館	写真59
45	貞明皇后御集 清書本上・中・下	昭和35年	73987~73989	書陵部図書課	宮内公文書館	写真60・61
46	幸啓録4	昭和4年	7360-4	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真62
47	幸啓録4	昭和5年	7801-1	大臣官房庶務課	宮内公文書館	写真76・78~80
48	震災写真帳	大正12年	23127	—	宮内公文書館	写真63・65・67
49	昭和天皇行幸アルバム	—	—	—	横浜市史資料室	写真64・66・68~71
50	幸啓録5	昭和5年	7801-2	大臣官房総務課	宮内公文書館	写真74
51	巡療日誌	大正12年	27018 ~27022	内大臣府	宮内公文書館	
52	大正天皇実録巻1~10・81	昭和12年	60001~ 60010・60081	図書寮編修課	宮内公文書館	

※出展した資料及び図録で取りあげた資料を一覧化した。

主要参考文献一覧

(発表年順)

書籍など

大阪毎日新聞社編	『関東震災画報 第二輯』	大阪毎日新聞社	1923年
臨時震災救護事務局編	『震災被害並救護施設の概況』	臨時震災救護事務局	1924年
小池徳久 東京府編	『横浜復興録』 『東京府大正震災誌』	横浜復興録編纂所 東京府	1925年 1925年
東京市役所編	『東京震災録』前輯	東京市役所	1926年
内務省社会局編	『大正震災志』下	内務省社会局	1926年
横浜市役所編	『横浜市震災誌(未定稿)』第1冊	横浜市役所市史編纂係	1926年
東京市政調査会編	『帝都復興秘録』	宝文館	1930年
復興局編	『帝都復興完成式典並復興帝都御巡幸写真帖』	復興局	1930年
復興調査協会編	『帝都復興史』第1・3巻	興文堂書院	1930年
東京市役所編	『帝都復興祭志』	東京市役所	1932年
帝室林野局編	『帝室林野局五十年史』	帝室林野局	1939年
主婦の友社編	『貞明皇后』	主婦の友社	1971年
皇宮警察史編さん委員会編	『皇宮警察史』	皇宮警察本部	1976年
四竈孝輔	『侍従武官日記』	芙蓉書房	1980年
猪瀬直樹監修	『目撃者が語る昭和史』第1巻 昭和天皇	新人物往来社	1989年
伊藤隆・広瀬順晴	『牧野伸顕日記』	中央公論社	1990年
岩瀬行雄・油井一人編	『20世紀物故洋画家事典』	美術年鑑社	1997年
波多野澄雄・黒澤文貞編	『侍従武官長奈良武次日記・回顧録』第1巻	柏書房	2000年
和氣郡史編纂委員会編	『和氣郡史』通史編下巻Ⅱ	和氣郡史刊行会	2002年
小沢健志編	『写真で見る関東大震災』	筑摩書房	2003年
神奈川県立博物館	『特別展図録 80年目の記憶—関東大震災といま—』	神奈川県立博物館	2003年
永井和	『青年君主昭和天皇と元老西園寺』	京都大学学術出版会	2003年
鈴木淳	『関東大震災—消防・医療・ボランティアから検証する—』	筑摩書房	2004年
伊藤之雄	『昭和天皇と立憲君主制の崩壊—陸仁・嘉仁から裕仁へ—』	名古屋大学出版会	2005年
東京都公文書館	『都史資料集成 第6巻 関東大震災と救護活動』	東京都	2005年
内藤陽介	『皇室切手』	平凡社	2005年
中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923関東大震災』	中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会	2006年
鶴見祐輔	『〈決定版〉正伝・後藤新平』8	藤原書店	2006年
今井清一	『横浜の関東大震災』	有隣社	2007年
中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923関東大震災 第2編』	中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会	2008年
中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923関東大震災 第3編』	中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会	2008年
北原糸子	『関東大震災写真集』	吉川弘文館	2010年
横浜市史資料室編	『報告書 横浜・関東大震災の記憶』	横浜市史資料室	2010年
伊藤之雄	『昭和天皇伝』	文藝春秋	2011年
北原糸子	『関東大震災の社会史』	朝日新聞出版	2011年
葛飾区郷土と天文の博物館	『葛飾区制施行80周年記念特別展図録 東京低地災害史—地震、雷、火事?…教訓!—』	葛飾区郷土と天文の博物館	2012年
武村雅之	『関東大震災を歩く 現代に生きる災害の記憶』	吉川弘文館	2012年
松葉一清	『『帝都復興史』を読む』	新潮選書	2012年
横浜都市発展記念館・横浜開港資料館	『関東大震災90周年記念 関東大震災と横浜—廃墟から復興まで—』	横浜市ふるさと歴史財団	2013年

論文など

本多辰次郎	「大震災と図書寮」	『中央史壇』第9巻第3号	1924年
杉栄三郎他	「座談会 図書寮と帝室博物館の思い出—杉栄三郎博士を囲んで—」	『日本歴史』第195号	1964年
諸井孝文・武村雅之	「関東大震災(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定」	『日本地震工学論文集』第4巻第4号	2004年
王京	「関東大震災と航空写真」	『環境に刻印された人間活動および災害の痕跡解読』(神奈川大学21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究報告書)	2007年
松本洋幸	「資料よもやま話 『聖上陛下 復興の横浜へ行幸』」	『開港のひろば』第102号	2008年
高野 宏康	「東京都慰霊堂保管・関東大震災関係資料について」	『年報非文字資料研究』第5号	2009年
田中傑	「関東大震災後の罹災者収容バラックと三井諸会社による活動の位置づけ」	『年報非文字資料研究』第5号	2009年
堀口修	「関東大震災と図書寮」	『古文書研究』第67号	2009年
吉田律人	「横浜・関東大震災の記憶」	横浜市史資料室編『市史通信』第6号	2009年
高野 宏康	「『震災の記憶』の変遷と展示—復興記念館および東京都慰霊堂収蔵・関東大震災関係資料を中心に—」	『年報非文字資料研究』第6号	2010年
北原糸子	「関東大震災の義捐金について」	『年報非文字資料研究』第7号	2011年
高野 宏康	「東京都慰霊堂保管資料の整理と分類方法—関東大震災および「東京大空襲」関係資料について—」	『年報非文字資料研究』第7号	2011年
堀口修	「関東大震災と皇室及び宮内省」	『大倉山論集』第57輯	2011年
吉田律人	「『関東大震災』研究の現在—震災80周年以後の研究動向を中心に—」	『年報首都圏史研究』第1号	2011年
堀口修	「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について(1)」	『大倉山論集』第58輯	2012年
堀口修	「関東大震災と貞明皇后」	『大正大学研究紀要』第97号	2012年
吉田律人	「横浜市史資料室所蔵資料「関東大震災」画像データ目録の整備」	横浜市史資料室編『市史通信』第13号	2012年
堀口修	「関東大震災時における宮内省巡回救療班の活動について(2)」	『大倉山論集』第59輯	2013年
堀口修	「関東大震災と摂政裕仁親王」	『大正大学大学院研究論集』第37号	2013年

協力者（敬称略・五十音順）

梶田明宏

高野宏康

中村一紀

橋本直子

松本洋幸

吉田律人

協力機関

葛飾区郷土と天文の博物館

宮内庁書陵部図書課図書寮文庫修補係

東京都慰霊協会横網町公園管理所

東京都復興記念館

横浜開港資料館

横浜市史資料室

摂政宮と関東大震災 ―宮内庁の記録から― 改訂版

昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展図録

編集・発行 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館

印刷 株式会社 三陽社

平成二十五年九月一日発行 非売品

The Emperor Showa Memorial Museum

The Imperial Household Archives